

はじめに

おはようございます。東京文化財研究所の齊藤でございます。当東京文化財研究所無形文化遺産部では、全国各地の無形民俗文化財の保存・活用を協議することを目的として、行政機関の文化財担当者、無形民俗文化財の保存団体の皆さま、研究者の皆さまなどにご参加いただき、平成 18 年度（2006）から無形民俗文化財研究協議会を開催しております。第 14 回目となる本年は、表題のとおり「無形文化遺産の新たな活用を求めて」をテーマといたしました。これは今年 4 月より改正された文化財保護法が施行され、文化財の活用が広く求められるようになってきたからでございます。

折しも来年は東京オリンピック・パラリンピックに向け、伝統文化に関わるさまざまな文化プログラムが生まれ、活用に対する機運が高まっていくものと思われまふ。昨年のテーマが「いま危機にある無形文化遺産」でありましたように、多くの無形民俗文化財が消滅の危機にあります。それをいかに活用できるのか、活用することによっていかに継承に寄与できるのか、本日は活発な議論が行われることを期待しています。

今回は全国から 4 名の発表者、2 名のコメンテーターにお越しいただきました。研究者や行政関係者の皆さま、また活用の企画を考えていらっしゃる民間の方など、さまざまな立場からの実践の報告と課題の提示があるものと思っております。このような各地の取り組みから、新しい時代の無形文化遺産の保護のあり方を考えていきたいと考えております。

本日は夕方 5 時半まで長丁場になりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

東京文化財研究所長 齊藤 孝正

目次

はじめに

趣旨説明 活用という名の希望、もしくは	1
久保田 裕道（東京文化財研究所無形文化遺産部）	

第1部 報告

1. 地域における無形の文化財活用の取り組み	7
角 美弥子（北海道教育大学芸術・スポーツ文化学科）	
2. 南信州地域における民俗芸能継承の取り組み	21
村松 弘崇（長野県南信州地域振興局）	
3. 地域文化財総合活用推進事業と伝統文化親子教室事業を 活用した取り組み	35
福持 昌之（京都市文化市民局文化財保護課）	
4. 無形文化遺産の魅力ある見せ方	53
山田 雅也（縦糸横糸合同会社）	
問題提起	67
今石 みぎわ（東京文化財研究所無形文化遺産部）	

第2部 総合討議

コメント	71
ディスカッション	82
参考資料	100

趣旨説明

活用という名の希望、もしくは 久保田 裕道（東京文化財研究所無形文化遺産部）

皆さま、おはようございます。本日はよろしく申し上げます。最初に簡単に趣旨説明を行いたいと思います。

ここに「活用という名の希望、もしくは」という趣旨説明のタイトルを挙げました。昨年度「いま危機にある無形文化遺産」というテーマで、各地でさまざまな危機に陥っている、特に少子高齢化や過疎化によって伝承者がいなくなっている、そういう危機にある無形文化遺産をどのようにしていったらいいのかというテーマで協議会を開催しました。たくさんの方に来ていただいて問題を共有できたと思うのですが、少し悲劇的なテーマでもありましたので、今年は、ではそこからどうしたらいいのだろうかということ、つまり「活用」をテーマにしてみました。

昨年度の話をちょっとだけ振り返ってみます。これは私が話題提供したのですが、北海道旭川市の近くの沼田町というところへ、ちょうど一昨年に調査へ行った際、前年まではやっていたのだけれど、私が行った年から子どもがいなくなって祭りができなくなったという事例に遭遇しました（図1）。皆さんが集まってお神酒だけ飲んで終わりにするという祭りになっていました。こうした状況が全国各地で起きています。

あるいはこれは、福井県のあっぱっしゃと言われる来訪神系の行事です（図2）。昨年、秋田のなまはげについての事例紹介もありましたが、やる側の減少だけでなく、受け手側の減少、子どもが少なくなってきたことに加えて、価値観が変わってきて、子ど



図1 本願寺越中獅子舞（北海道沼田町）

もに怖い思いをさせたくない、家が汚れるから、といった理由でなまはげ的な行事を受け入れない、というところも増えています。

そのような中で、活用をどのように考えていったらいいのだろうかということ、これは去

年ご発表いただいた鳥取県原島さんのお話になったことですが、無形文化遺産、無形民俗文化財の場合はやること自体がそもそも活用なのではないか、そういう理解をしていったほうがいいのかということでした。やることによってお金も落ちるし、ものも動く、それから精神的な部分でも若い人たちに興味を持ってもらえることに繋がるのではないかというお話でした（文末資料1参照）。

それから、活用というどうしても、何か利用されてしまうのではないかといった危惧を、特に文化財保護に携わる方々は抱きがちだと思うのですが、和歌山県の蘇理さんからお話いただいたことは、逆にその状況を利用していくことで未来にどうつなげていけばいいのか、それを各自で考えたほうがいいのではないかということであったと思います。

それから最後に私が述べたことは、こうした外から活性化させる動きは、是非はともかく、これらからどんどん増えていくのではないかということです。ですから、こういった流れはもう避けられない状況にあり、だからこそ、例えば行政の方々、あるいは研究者が、それを見張っていくことで、無理をしないように、特に伝承者の立場で考えていくことが必要なのではないかということをお話しました。どうしても活用と保護の話をする、このような結論に落ち着いてしまうのですが、今回はそこから一歩踏み出して、ではどうしたらいいだろうということまで考えてみたいと思っています。

皆さまご承知かと思いますが、昨年度、改正保護法がつくられ、今年度初めより施行されています。これはウェブサイトで公開されている文化庁の説明資料の一部です（図3）。その中で、特に無形の民俗文化財がどのように

扱われているのかというと、左のほうに無形を指していそうなものが描かれています。これを見ると、なぜか「民謡舞踊」となっていて、民謡舞踊って何だろうと思いますが…。あるいは下の「お祭り」、こういったものの活用が当然、想定はされているわけです。このような形で、地域の文化財の、未指定のものを含め



図2 来訪神アッポッシャ（福井）

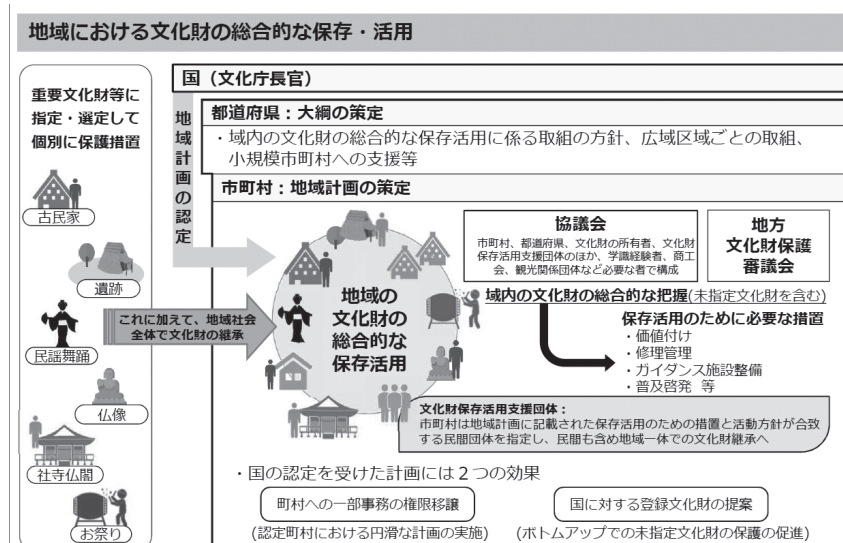


図3 「文化財保護法改正による新たなスキーム（イメージ）」文化庁HPより

た総合的な把握をしましょう、ということを行っているわけです。

これは至極まっとうな話でありまして、活用以前に、本来ならば保護の観点からも議論をしなくてははいけない。さらに加えて、保護活用のために必要な措置ということで、価値付け、修理・管理、ガイド施設整備、それから普及啓発。これも従来、博物館や文化財行政がやってきたことだと思いますので、特に新たな活用を示しているわけでは決してないということが言えると思います。

それからもう少し細かいこととして、国指定のものをどう利活用していくのかということに関して、具体的なものが挙がっています。文化審議会答申の「個別の文化財の保存活用計画について」の中にある「重要無形民俗文化財」の部分を見ますと、そのうちの「保存活用計画イメージ」が提示されています。ここも非常にまっとうなことが書いてありまして、人材確保・養成、用具等の修理などは、これまで当然やってきていることです。ですからそこも含めて、今回の保護法の改正に従って見ると、これまでやってきたことをもっとしっかりやりましょうというところに取まっていて、ではどう活用したらいいのかということについては触れられていません。僅かに書かれているのが、「地域活性化等に供する利活用」という、この部分です。この部分をどのように解釈して、どのように行っていくのか、それが今、地域で皆さんが非常に悩まれていることではないかと思えます。

つまり現状では、特に無形民俗文化財に関して、このような活用をしよう、しなさいということは誰も言っていないわけで、そこをどう考えていったらいいのかということが、活用を考える上で非常に大きな点ではないかと思えます。決して観光活用だけを言っているわけではない。しかし、どうしても保護と活用が対立概念のように思われがちになってしまう（図4）。ここをどう考えていったらいいのか。対立する理由としては、やはり活用してしまうと変容してしまうのではないかという危惧があって、そうなると保護の考え方から外れてしまうため、皆さんが悩まれているのではないかと思えます。

ただ、今までお話したことは国内での話になりますが、ちょっと視点を変えて、ひとつの提案としてお話してみたいと思います。例えばユネスコの無形文化遺産という制度は、日本の文化財保護の考え方とかなり方向性が違っているということが

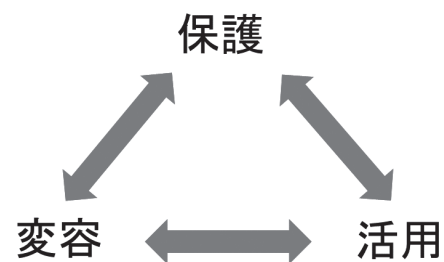


図4

言えます。これは俵木悟さんの著書から引用しましたが（『文化財／文化遺産としての民俗芸能』勉誠出版2018）、基本的に日本の文化財制度は「日本のやり方は専門家と行政の指導による伝統的な型や様式の保護を今も保護の理念の中核に置いているわけである」としていて、これは変容を否定するということを指しています。ところがユネスコの場合、理念がもともと違って、そこに日本の文化財保護の制度を当てはめているため、世界的な基準で見ると、日本の文化財保護のあり方とは乖離していると言えます。

では、そのユネスコのほうはどのような考え方になっているのか。これを説明しだすと長くなりますので、平成29年（2017）の協議会でもテーマとしましたので詳しくは報告書を見ていただければと思いますが、非常に端的にいうと、ユネスコの無形文化遺産の考え方はあくまでも多様性を重視するということです。その多様性はどういうことかということ、変化させる過程それこそが無形文化遺産なんだと。ですから、いわゆるオーセンティシティ（真正性）というものを否定しています。これが正統だとか、これが伝統で一番いいんだといった言い方を否定して、いまのやり方に合わせて変えて

いく。その姿こそが無形文化遺産だという言い方をしているわけです。ですから、先ほど挙げた保護・活用に関して、変容の考え方そのものが違っている。その辺についても私たちはもう一度、考え直さなくてはいけないのではないかと思います。

そこで、ちょうど3日前(2019年12月17・18日)に東文研で、「持続可能な開発目標(SDGs)」と無形文化遺産を考える国際フォーラムが行われました。そこで出た話題を最後に挙げておきたいと思います。「持続可能な開発目標」の達成のために、無形文化遺産は非常に利用できる、活用できるということが、いま世界的に言われています。

では、どう活用したらいいのかということですが、無形文化遺産にはたくさんの分野があり、例えば「科学的な価値」——これは日本ではあまり浸透していない部分ですが——伝統的な知識や災害に対する備えも含めて、そういったものも無形文化遺産の中に存在しているので、科学的に活用できるのではないかとということ。

あるいは「政治的価値」と書いてしまうと語弊を生むかもしれませんが、少数民族、先住民族の持っている無形文化遺産のあり方、あるいは国家として無形文化遺産をどのように出していくのか、あるいはローカルアイデンティティとして活用していくのか、そういった観点について、世界的にはよく話題にされている。

さらには、これは日本のことにも関わってきますが、「経済的価値」に関して、観光や、あるいは商品化して売るといったこと。当然、どれもいろんな対立要素があり、政治的価値も使い過ぎれば対立を生みますし、経済的価値も一方が潤うということは一方が潤わないということになりますので、いろいろな問題を含んでいます。

国際フォーラムをやると、大体、無形文化遺産に関してこの3つぐらいが主な話題になります。これにもうひとつ加えなくてはならないのは、特に日本人は非常に意識する部分ですが「社会的価値」、宗教的なもの、娯楽としての役割、あるいは福祉としての役割、そういった側面をもっと日本からアピールしなくてはいけないのではないかと、こういう活用をもっと言っていかななくてはいけないのではないかと思います。これはなかなか世界的には通用しないところではあります。もちろん少子高齢化や過疎化など、いろいろな問題がありますが、世界的な無形文化遺産の活用を考える上で、非常に重要な要素だと思います。

では、誰がそれを活用するのかということを考えると、今までは地域の伝承システム、あるいは地域の宗教——宗教というもまた日本的には語弊がありますが——民間信仰を含めた精神的な部分です。近年はこれに加えて学校教育や、博物館や行政の事業がそれを果たしていると言えるのではないのでしょうか。その結果どうなるかというと、変容を前提とした継承にならざるを得ないということ、あるいは記録して資料化される、このふたつの動きになってざるを得ないのではないかと思います。

最後にひとつだけエピソードを挙げさせていただきます。9月にブータンに行って来まして、そこでヤクの獅子舞みたいなものを見ました。これが20～30年前に見たヤクの獅子舞ですが(図5-1)、今回行きましたら、このようにインドから新しい頭かしらを買ってきて、とてもかわいいヤクになっていました(図5-2)。7～8年前からこれに変わったそうですが、村長さんに「なんでこんなのに変えたんだ」と聞いてみたところ、村長さんいわく、皆さんが祭りに興味を持たなくなって、あまり見なくなってしまった。それでインドから新しい頭を買ってきて演じたところ、非常に人気を博して、皆さんかわいがってくれたそうです。ただ7～8年経って、やっぱり伝統的なものいいといった話が出てきている。だから来年から伝統的なものに戻そうと思っていると話していました。本当か嘘かわか



図5-1 ブータンのヤク・チャム



図5-2 近年の変容

りませんけれども、変化をさせてまた戻すといった、伝統の継承の仕方としては非常にためになる話だなと思いました。

今日はこのような活用の話がたくさん聞けると思いますので、私も楽しみにしながら、また夕方の討議につなげたいと思います。どうもありがとうございました。

趣旨説明「活用という名の希望、もしくは」

久保田裕道(東京文化財研究所)

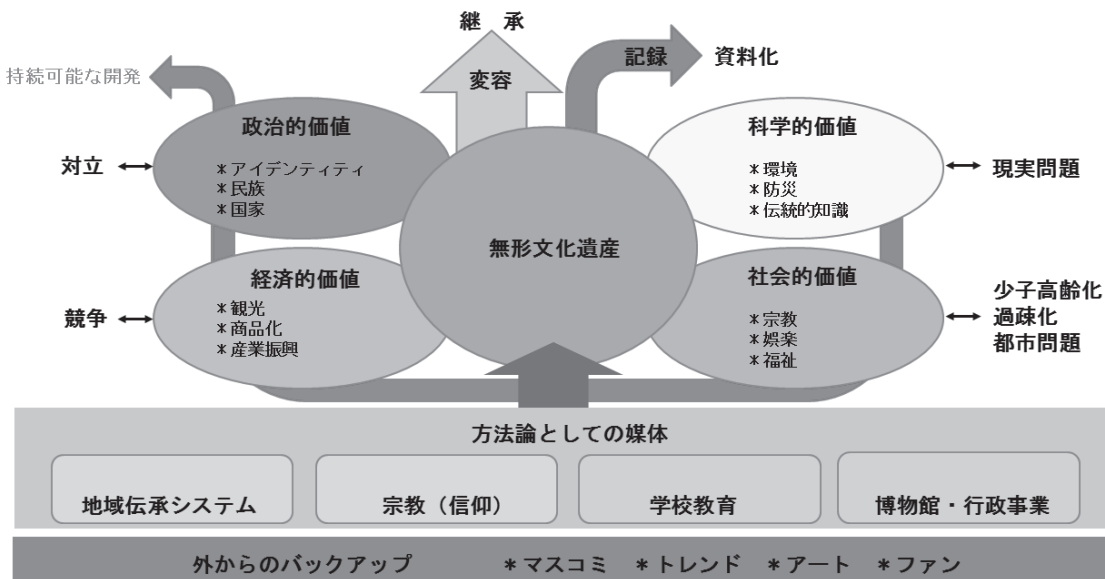
1. 昨年度の協議会テーマ「いま危機にある無形文化遺産—無形民俗文化財の休止・廃絶・継承をめぐる—」

- ① やること自体が活用なんじゃないかと思っています。民俗文化財、行事をやるのが、人々の絆をつくり、お祭りで人が集まってお金が落ち、物が動く。(略)その結果、楽しかった思い出(略)が、若者が地域に残る原動力になるんだと思います。
- ② 文化財の活用っていうと、何か利用されるみたいな感じに取られがちですが、逆にその状況を利用していくという立場で、自分のやるべき仕事として、伝統文化を未来にどうつなげていけばいいのか、実験的に考えていけたらいいな、というふうには思っています。
- ③ 活用という問題で、外からの活性化させる動きってというのは、これからもっと、いろんな人がいろんな形で言うのではないかと思います。(略)行政の人たちがそこを見張っていて、無理は禁物だよと言ってあげる。(略)理解者が常に伝承者に寄り添っているような(略)存在が必要になってくると思います。

2. 改正文化財保護法による活用

- ① 地域における文化財の総合的な保存・活用
 地域の文化財の総合的な把握(未指定文化財を含む)
 → 保存活用のために必要な措置・価値付け・修理管理・ガイダンス施設整備・普及啓発 等
- ② 保存活用計画イメージ
 人材確保・養成、用具等の修理・新調・代替化、舞台等施設の維持・修理、防災・防犯・警備、現地公開、現地公開以外の公開機会の確保、普及・啓発・発信、地域支援・法人化整備等の仕組み作り、教育活用、再調査・再記録、地域活性化等に供する利活用、その他

3. 持続可能な開発目標(SDGs)のための無形文化遺産



事例報告 1

地域における無形の文化財活用の取り組み

角 美弥子（北海道教育大学芸術・スポーツ文化学科）

今石みぎわ（司会）：最初の発表者は北海道教育大学・准教授の角美弥子さんです。古典芸能から民俗芸能まで、幅広い分野を対象に無形文化遺産の活用に関わるさまざまな取り組みについて研究がされています。今回は「地域における無形の文化財活用の取り組み」という題でご発表いただきます。よろしくお願いいたします。

おはようございます。北海道教育大学の角です。本日はよろしくお願いいたします。まだ研究半ばですが、これまでやってきたことをここで発表させていただけるということで、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は地域における無形の文化財の活用ということで、ふるさと納税についてお話ししたいと思います。今日話す内容は大体配布資料に載せていますので、参考にさせていただければと思います（文末資料2参照）。

まず、活用とは何かという点を話しまして、それから文化財のための活用としてふるさと納税や体験教室の話事例を交えてご紹介したいと思います。そして、ほかに何か活用する方法はないかということを考えてまとめたいと思います。

1. 無形の文化財の「活用」とは

最初に、文化財の活用とは何でしょうということに関してです。文化財保護法第1条の総則にも「その活用を図り」と書かれているので、法律で決められているから活用しなければいけないということになってくるのですが、まず法律があって、それから皆さんもよくご存知の「お祭り法」（「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」）や歴史文化基本構想でも、日本遺産に関しても、文化財を活用するということになっているかと思います。

文化財保護法は1950年（昭和25）に制定され、制定当初からは変わったと思います。昭和の終わりの「地方の時代」「文化の時代」という頃から、活用についてより言及されるように、望まれるようになったのではないかと考えています。文化財の中でも、特に活用について強く言われたのは登録

文化財で、こちらは文化財保護法の中でも特に活用してくださいということが書いてあります。レジюмеにも載せてありますので、後ほどご確認いただければと思います。

こうした文化財の活用に関して、今までどのような形で活用されていたのかを思いかえすと、教育、あるいは農村のコミュニティ維持、地域アイデンティティの醸成、観光——観光は今の主流ですが——このようなことが考えられると思います。教育に関しては、私が所属する北海道教育大学でもへき地教育に力を入れています。そういったところで地域の文化に触れさせるために民俗芸能が使われていたりします。それから、芸能における体の動きと音楽をそのまま教材として使うということがあります。また農業経済系の分野からは、農村のコミュニティ維持に関する研究があります。農村のコミュニティ維持の研究に関しては、参考文献をレジюмеの一番後ろに載せていますので、もしご興味を持たれた方は参考にしていただければと思います。それから、レジюмеに挙げた下のふたつ(①地域アイデンティティの醸成 ②観光)は言わずもがなというか、よく言われていることで、大体これまではこういう観点から文化財が活用されてきたということを整理してみました。

それから先程から話題に挙がっている、文化財保護法が改正された後どのように活用するのかという点に関しては、「心豊かな国民生活の実現に資する」とか、「地域振興、観光振興等を通じて地方創生や地方経済の活性化にも貢献する」ということが挙げられます。ただ先程の話にもありましたが、無形の文化財が活用されるだけになってしまうことは、やはりとても気になります。活用されるだけ活用されて、後は何もないということではよいのだろうか、活用した結果が無形の文化財そのものに返ってくるような活用はないものかと考えました。民俗芸能や工芸技術をやって、自分たちのところに戻ってくる方法はないかと考えていたときに、ふるさと納税が使えないかと、今日の発表の考えに至ったわけです。

2. 文化財のための活用：ふるさと納税制度を利用した無形の文化財の活用

ふるさと納税制度は皆さんもよくご存知だと思います。平成20年(2008)に始まった制度で、地方自治体がそれぞれの判断で個人住民税の寄付金控除の対象となる寄付金を条例で指定できる制度を指しますが、納税制度と言いつつ、寄付を募る制度になっています。ふるさと納税制度のメリットとして、伝統産業への注目や知名度上昇で需要が発生するといったものが挙げられますが、何とかこれをうまく活用できないかと考えました。

ふるさと納税を行うと返礼品が返ってくるということが知られていますが、返礼品はあくまでもオプションであって、最初は自治体の方々がせっかくの寄附にお礼をしようと言っていたのが、だんだん大変なことになっていったというのが現実のようです。返礼品が素晴らしすぎて問題になりましたので、今年からはふるさと納税をしてもいいと言われた自治体しか、この制度を使うことができなくなっています。

どうしてふるさと納税に注目したかということ、京都府がまず「文化財を守り伝える京都府基金」として、平成21年(2009)に初めてふるさと納税を利用した文化財のための基金を作ったということがあります(図1)。使い方としては、有形の文化財の修

京都府 文化財を守り伝える京都府基金

平成21年 ふるさと納税を利用し創設

使途

- ・ 京都府内の歴史的建造物などの、有形文化財の保存修理のための事業
- ・ 地震・火災等から有形文化財を守るための事業
- ・ 文化財保護のこころを育む事業など

返礼品

- ・ 祇園祭山鉦体験(前祭、後祭いずれかの山鉦搭乗体験)
- ・ 杉本家住宅、清水寺夜間、大河内山荘の特別拝観、京都文化博物館特別展の内覧会、葵祭特別観覧席に招待
- ・ 修理現場見学会
- ・ 京都府内寺院の高僧の揮毫色紙贈呈
- ・ 西陣織工房見学&製作体験

図1

理や文化財に関するセミナーを開くなど、指定・未指定に関わらず文化財の保護に使うための基金を創設しました。返礼品がいろいろあってなかなかすごい。例えば祇園祭の山鉦体験とか。ただ、ふるさと納税を調べていると、山鉦の修理代は京都市が集めているのに、体験は京都府が返しているのかという疑問が浮かびます。後ほど京都市の方にお伺いしたいなと思っていますが、いろんな体験を揃えていてさすが京都だなと思います。そこで、ほかの文化財、有形だけではなくて無形にも、ふるさと納税制度が使えるのではないかと考えました。

ふるさと納税はおおまかな用途が決まっているのですが、ガバメントクラウドファンディングという、ふるさと納税制度を利用してお金を集めるものと、いわゆる通常のお金を集めるクラウドファンディングという制度があります。ガバメントクラウドファンディングとは、ふるさと納税を扱っているトラストバンク社の登録商標なのですが、ふるさと納税制度の、より決まったプロジェクトにお金を使うという特徴を利用してクラウドファンディングを行うものです。そこで、この文化財に使いたいんだというような、お金を集める制度も使えるのではないかと考えています。

それで、ふるさと納税で文化財にどう活用する流れがあるのかというと、自治体が文化財保護をやるといったところに寄付をすると、それが文化財まで回って、そこから返礼品が来る（図2）。文化財のほうはお金を自分で集めて、文化財のところに必ずその効果が戻ってくるような流れができるのではないかと考えました。

無形の文化財で目的と返礼品を考えたときに、まず目的は特定の〇〇神楽、〇〇獅子舞のために使いますといったものでもいいし、あるいは自治体中存在する文化財全体を対象として、文化財の保護とする目的もある。それから文化財に限らず、地域文化・伝統文化の継承を考えるということもあるかと思えます。そういう目的でお金を集める。

こういう文化財が地域にありますよという形でお金を集めると、では返礼品は何があるのか。無形の文化財関連の品で、となると民俗技術や工芸技術であればもちろん工芸品がありますので、保存・継承、後継者育成事業に使ったら、そのまま物を返すということもできます。民俗芸能の場合は特に物が無いので、関連グッズで返すという事例も実際にあります。それから、無形の文化財ですから、技の体験を返礼品として出すということが考えられます。

ここから、こういった事例があるかをご紹介しますと思います。お手元にもメモがありますのでご覧ください（文末資料2参照）。一番すごいと思ったのが青森県弘前市の事例で、「ひろさき応援寄付金」では「弘前4大まつり応援コース」に寄付をすると、市外在住の希望者限定で、返礼品とは別に、ねぷた絵を切り取ったものをもらえます。ねぷたでお金を集めてねぷた絵を返すという、すごい流れができています。金額によって、小さなボタンの絵だったり、大きい見送りの絵がもらえたりするそうです。

それから、北海道から来たので北海道の話をちょくちょく入れたいと思い、北海道の事例を挙げました。北海道江差町は江戸時代から北前船で大変賑やかな町だったのですが、江刺町の「ふるさと応援寄付金」では、歴史・文化観光の振興に資する事業の中に無形民俗文化財保存伝承対策とか、江差追分会運営補助というものが入っています。こちらは寄付金をそのまま使うのではなくて、寄付金を

ふるさと納税における文化財の活用の流れ

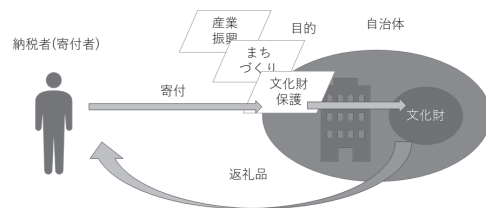


図2 ふるさと納税における文化財の活用の流れ



図3 江差町姥神大神宮渡御祭の様子

基金として積み立てて、そこから出していく形になっています。江差町の姥神大神宮渡御祭という祭りは、町を挙げての盛大な祭りで、北海道なのにとすると大変失礼なのですが、京都の祇園祭にも負けないぐらい町に人が来るんです(図3)。江差には道外から伝えられた民俗芸能が何件かありまして、そういったものの保存継承対策に使ったりしています。あと江差といえば、やはり江差追分です。江差追分は全国、ひいては世界中にやっている人がいて、その会の運営補助などを「ふるさと応援寄付金」から出しています。

工芸技術に関しては輪島の例を出しました。輪島市が「“がんばる輪島” 応援寄付金」として、輪島塗の伝承に関して地域振興対策事業や継承者育成、作家の活動応援など、全部こちらのふるさと納税寄付金から出している。実績が1億4,700万円くらいで、うち輪島塗が約7,800万円になっています。こちらでも寄付金の額に応じて、割り箸やお重箱が返ってきたりするので、ちゃんと繋がっているのではないかと思います。

せっかくですので工芸技術に関しても北海道で探しましたが、北海道はなかなかありません。例えば旭川市では優佳良織^{ゆうからおり}という特徴ある織物があり、その後継者がもういなくて、運営会社も微妙になっていて、継承が難しい状況になっているところ、せっかく旭川から生まれた工芸技術を後世に伝えようということで、ふるさと納税から旭川市文化芸術振興基金として運用していこうとしています。

それから、八雲町。ここは熊の木彫りで有名なところです。昔は北海道の土産といえば熊の彫り物だった時代もあるかと思います。これはアイヌの方によるものではなくて、実は昔、尾張徳川家が八雲町を治めていた時に、尾張徳川家の殿様がスイスで農民芸術を見て、これを八雲町でもやったらいいのではないかと始めたのが、この熊の木彫りです。ですから、熊の木彫り発祥の地として、八雲町が今年度から「ふるさと応援寄付金」の使用目的に挙げています。いくら集まったのかはまだわかりませんが、返礼品にはまだ熊の木彫りはありません。たしかに熊の木彫りを貰うよりも、八雲町だったらやっぱり海のおいしいもののほうがいいのかとか、いろいろ思ったりもします。

これまで紹介したのは物、あるいはグッズでしたが、青森県青森市では観光客誘致のための事業や、観光資源を保全整備するための事業として寄付金を募り、それをねぶたで戻しています(図4)。具体的には「ねぶた祭観覧と八甲田温泉3日間」という返礼品です。8月頭の東北というのは祭りがたくさんあり、宿を取るのが結構大変なんです。青森でねぶたを見ようと思っても宿が取れない。で

は、ふるさと納税を通じて宿を確保するのもありかなど。ついでに八甲田温泉にも行ける。なかなかいいものを用意してくれたなと思います。文末資料2の⑥を見ると、充当額実績のところ「青森ねぶた祭活性化事業」がふたつあると思うかもしれませんが、上が観光地誘致のための事業で、下が観光資源を保全整備するための事業となっています。詳しくはホームページに載っているので確認していただければと思いますが、それだけねぶたに力を入れていることがわかるかと思います。

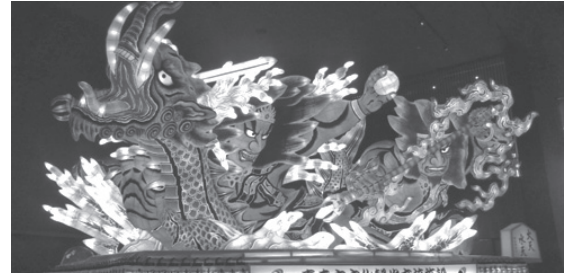


図4 青森のねぶた

それからこちらはクラウドファンディングの例ですが、岩手県遠野市で南部ばやしを活用した交流促進事業というものがあります。遠野市では南部ばやしに関して何度かクラウドファンディングを行っていて、これは平成30年度(2018)の実績になります。ミニ半纏だったり、ミニまわしといった返礼品のなかに、遠野まつりへの参加、南部ばやしに仲間として参加できるというものがあります。このときに使う半纏は保存会でお貸するという話です。ただ、祭りに参加はできますが、遠野まで行く旅費は実費なので、行ける人と行けない人がいるかなと思います。目標額50万円のところ倍以上集まったというので、これは大変に成功した例ではないかと思います。集まったお金は衣装の整備や新調などに最初は使われていたようです。

ふるさと納税を調べていくうちに気付いたのが、山・鉾・屋台行事に関するものがやたら出てくるということです。2016年(平成28)にユネスコの無形文化遺産に登録された33件のうち、13件がふるさと納税を活用しています。必ず山鉾にお金を使いますというのが13件です。山鉾も含めて文化財に使いますというのが23件なので、33件のうち3分の2近くが山・鉾・屋台行事関連に使っている。基本的には山・鉾・屋台の修復に使われています。確かにあの大きいものをずっと使っていて、修復には随分お金がかかっていたと思うのですが、それをふるさと納税で賄うという形になっています。例えば川越・高山・知立・京都・唐津・八代です。返礼品は、秩父市が秩父夜祭の観覧席を出す。川越市は山を曳く体験をお礼として出す。京都市と京都府の詳しい関係が分からないので何とも言えないのですが、京都府が祇園祭の山鉾搭乗体験を返礼品に使っています(図5~8。注：蟻螂山は返礼対象ではない)。

このように、いろいろな形でふるさと納税が使われていますが、必ずしも成功事例ばかりではありません。名前を出すのが憚られるのでT町としますが、平成20年度(2008)から27年度(2015)まで、ある民俗芸能の道具修理を目的としてお金を募りましたが、寄付金がそれに対してずっと0円だったのです。遺跡保全の項目もあったのですが、そちらも0円で、文化財に対してお金が集まらなかった。ですから、平成28年(2016)からは「歴史・文化・教育・子どもたちに関する事業」として、文化と教育とをまとめて使用目的としたという自治体があります。

どうして集まらなかったかという、そういうものがあるということが知られていなかったことが実は多かったのではないかなど。そう考えたときに、短絡的ではありますが、認知度アップというのは何だかんだ言っても必要なのではないかと思います。それで、文化財の認知度を上げるために、今度は文化財を活用していこうということも考えてみました。



図5 京都祇園祭 蟻螂山



図6 長刀鉾 前祭で男性のみ搭乗可能



図7 北観音山 後祭で男性のみ搭乗可能



図8 南観音山 後祭で男女ともに搭乗可能

3. 文化財のための活用：認知度を上げるための活用としての体験教室

私はいま、北海道教育大学岩見沢校というところに所属しています。岩見沢校は芸術とスポーツに特化したキャンパスで、音楽・美術・スポーツ、そしてそれらを支えるビジネスについて学ぶ学科です。大体ひと学年に190人ぐらい学生がいるのですが、ちょうど1年生の音楽文化の授業がありましたので聞いてみました(図9)。そうすると、「民俗芸能を見たことがある」39人、「参加したことがある」15人。授業でこれでもかというぐらいにビデオを流したのですが、それで初めて見たというのが108人で、民俗芸能という言葉を知ったという学生が12人いました。出身地は道内外、遠くは沖縄からも来ているのですが、大体は北海道、あるいは東北の学生が多いです。

初めて見たぐらいなので、ほとんど関心はなかったのではないかと。見たことがあるにしても、能や歌舞伎も混ざって入ってきていますので、実際はまた違うところがあるかなと思います。こういった学生に、継承すべきなのか、なくなってしまうのかと聞いたら、やっぱり3分の2ぐらいが継承すべきだとは答えていました。

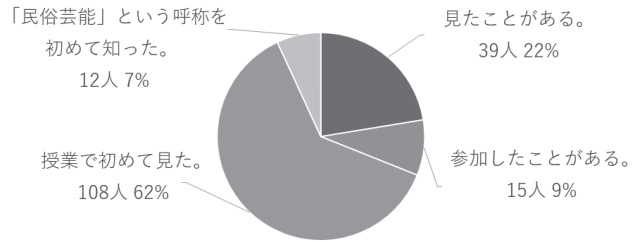


図9 北教大岩見沢校1年生の民俗芸能体験

でも「無理やりはできないよね」とか、「時代に沿って変わるしね」という意見もありました。

それで「では、どうしたらいい？」と聞いたら、今どきの学生ですので、SNSで発信する、アイドルや有名人にやってもらう、漫画でうまく描いてもらう、カッコいいPVを撮って拡散するなど、大変若者らしい意見が出ました。ほかのジャンルとのコラボレーションというアイデアもありました。クラシックの音楽を専攻している学生からの意見もあり、クラシックと民俗芸能はなかなかすごいコラボレーションになりそうですけれども。あとは北海道ですので、ボーカロイドの初音ミクとコラボをしたらどうかという案もありました。

多かったのが、やはりイベントなどで体験してもらうという案です。実際に見て自分でやってみたら、もっとわかって、みんなの意識がいろいろ変わるのではないかということで、体験というものをピックアップして考えてみたいと思います。

体験をする、体験教室を開く、そして認知度を上げて応援してくれる人を増やすという形になるかと思えます。体験がひとつの活用になるということです。

こうした事例の中で、登米市を例に挙げてみました。登米市の新田というところには、地域に市指定の無形民俗文化財が3つほどあって、説明と本物の実演を見てもらってから、それぞれ体験してもらおうという体験教室を行ったそうです（図10）。全年齢対象、誰でも参加できる。すると40名が参加して大変好評を得たので、来年1月にまたやりますという話でした。恐らくいろいろなところで体験教室をやっていると思うのですが、こうした「全年齢対象」という設定は大切なことだと思います。もちろん文化庁でも伝統文化親子教室事業をやっていたり、あちこちで体験教室をやっているのですが、この全年齢対象ということを知っていただきたいと思えます。

東京都八王子市でも「伝統文化ふれあい事業」というものをしていて、八王子車人形や説経節といった都指定の文化財に20～30人の定員でやっています。こちらの車人形と説経節は中学生以上、篠笛は小学5年生以上になっています。こちらにも上限がないということを知っていただきたい。学生さんは無料だったり、あるいは楽器代だけ負担した

君も・僕も・あなたも
郷土芸能
体験しませんか？

日時：平成30年 12月9日（日）
13時30分～15時30分
場所：登米市新田公民館 体育館
※参加費は無料。運動できる服装。
もちろん見学だけでもOK！！

**参加団体：柳生心眼流兵法・新田柳心館
山ノ神楽保存会
行山流・佐沼鹿踊伝承会**

主催：新田地区コミュニティ推進協議会・登米市新田公民館

図10 新田公民館の郷土芸能体験チラシ

りしているそうなのですが、全年齢対象、上に制限がない体験教室というのはなかなか貴重なものだと考えます。

民俗芸能を継承するに当たり、これまでは子どものうちからやっていかなきゃという話があったと思います。そこで興味を持った子どもを取り込むのですが、子どもがやりたいと思っても親が知らなくて、「あんた、そんなのやめときなさいよ」と言われたら子どもはやめざるを得なかったりする。そうすると、親の代にもちゃんと理解者を増やさなければいけないというところで、親子伝統文化教室は大切だと思うのですが、これからの少子高齢化の時代に支援者や応援する人を増やすためには、やはり中高年層も取り込まなければいけないのではないかと考えます。

4. その他の活用：高齢者に向けた活用

中高年層というのは大変学習意欲の高い方々です。たまたま知り合いの民俗芸能の研究者が、「近くで体験教室があるらしいので行きたいと思ったら、40歳までと書いてあったので行けなかった。やりたいのに」と話していました。放送大学の在学生の年齢構成を見たら、50代・60代以上で半数ぐらいいままでに達する(図11)。そのくらい中高年層というのは大変学習意欲が高い。だったら、それを使ったらどうですかということで、高齢者に向けた活用をやっていけないものかと考えています。

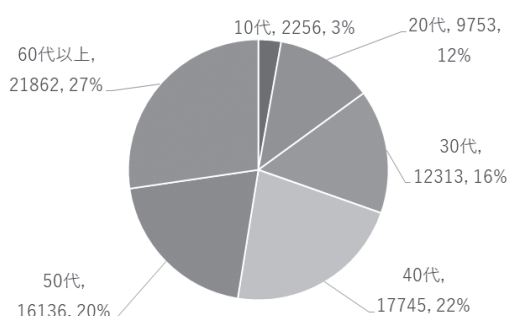


図11 放送大学在校生の年齢構成

今日の高齢化社会において、高齢社会対策基本法ができたり、あるいは長寿社会における生涯学習のあり方が問われるなかで、高齢者の健康管理、生きがいづくり、ネットワークづくりが進められています。そこで、民俗芸能なり工芸技術なりで、体を動かして体験するということは、健康管理、生きがいづくり、ネットワークづくりに大変な効果を発揮するものと思います。高齢者だから体が動かないとか、もちろん突然やるのは難しいですけれども、例えば姿勢をきれいにするとか、呼吸法を習うとか、そういうことも考えられるかと思うのです。

親世代が共働きで働いていて、おじいちゃんおばあちゃんが孫の面倒を見るといったときに、一緒に民俗芸能の練習に行くとか、あるいは何かを作りに行くというように、世代間交流の場にもなるのではないかとこのことを妄想してみました。

とにかくいま人数が多いのは高齢者なので、たとえ実際に参加できなくても、支援者・理解者を増やすためには、高齢者に向けて何かアクションを起こしたほうがいいのではないかと思います。私も大学にスポーツの専門の先生方がいますので、これから考えていきたいなと思っております。また、いままで関連の研究もなされています。こちら文末資料2に参考文献を載せていますのでご覧になってください。

5. その他の活用：文化財「指定」の活用

それから、これはちょっとおまけみたいなものですが、文化財というものをどう考えるかという

きに、北海道東川町では今年、「君の椅子」プロジェクトとその仕組みというものが無形民俗文化財になったことをご紹介します。この町に生まれてきてありがとうということで、東川町で生まれた子どもたちに手づくりの椅子をプレゼントする仕組みなのですが、最初は椅子を文化財にするとか、椅子を作ってくれるところを技術で指定するという話もありました。けれども、この仕組みを未来につなげていくことが大切だということで、このプロジェクトとその仕組みを文化財に指定したそうです。「この文化財はどのように活用されているのですか」と伺ったら、「椅子を仲立ちとして、人々の思いがずっと絆となって残っていくんです」と言われたので、そういうふうに活用されているんだと納得した次第です。

まとめ

駆け足で、途中いろいろな妄想も入りながらお話ししてきましたが、まとめです。無形の文化財の活用は、いろいろなことに目を向けていかなければいけない。それはもちろん分かっているとは思いますが、どんな場面にでもとにかく絡めていくのが必要だと思います。ですので、若者のちょっとばかばかしいような意見でも耳を傾けていければと考えています。それからふるさと納税やクラウドファンディングは、お金が足りない、修理したいというときには、大変有効であると思います。また、高齢者に何とか語りかける、働きかけるという話もしました。先ほども出ましたが、無形の文化財というものはいつも人とともにあります。自分の生活の中でいつもそばにあって、見ることを活用とできればいいなと、夢を見つつ、これで私の発表を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

2019年12月20日(金)

東京文化財研究所 第14回 無形民俗文化財研究協議会

■地域における無形の文化財の「活用」—ふるさと納税を中心に—

北海道教育大学 芸術・スポーツ文化学科 角 美弥子

1. 無形の文化財の「活用」とは

i. 活用

① 文化財保護法

第一条 総則「この法律は、文化財を保存し、且つ、その**活用**を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」

*登録有形文化財

第五十七条 (略) その文化財としての価値にかんがみ保存及び**活用**のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

② 地域伝統芸能等を**活用**した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律88号)

③ 歴史文化基本構想=>歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業

④ 日本遺産=>地域に点在する遺産を「面」として活用し発信することで、地域活性化を図る

ii. これまでの「無形の文化財の活用」

① 教育 へき地教育における地域学習、体育または音楽の授業

② 農村のコミュニティの維持

③ 地域アイデンティティの醸成

④ 観光

iii. 活用の目的

心豊かな国民生活の実現に資することはもとより、個性あふれる地域づくりの礎ともなることから、近年は地域振興、観光振興等を通じて地方創生や地域経済の活性化にも貢献することが期待されている。(平成29年諮問第33号別紙)

=>無形の文化財そのものに資する「活用」の不在

2. 文化財のための活用：ふるさと納税制度を利用した無形の文化財の活用

i. ふるさと納税制度

平成20年法律第21号「地方税制等の一部を改正する法律」

地方自治体がそれぞれの判断で、個人住民税の寄付金控除の対象となる寄付金を条例で指定できる制度

平成21年に京都府が文化財の保護に活用「文化財を守り伝える京都府基金」

資料 2-2

*ガバメント・クラウド・ファンディング®の適用

ii. ふるさと納税における無形の文化財

① 目的／用途

- ・特定の文化財そのものに資する／道具などの修理
- ・自治体の文化財全体を対象として活用／保存継承に役立てる
- ・地域・伝統文化の継承

② 返礼品

- ・無形の文化財関連の品 無形の文化財による工芸品／関連グッズ
- ・無形の文化財の体験

iii. 事例

① 青森県弘前市 ひろさき応援寄附金

目的 弘前4大祭り応援コース

返礼品 特産品

上記目的限定で1万円以上寄附した市外在住の希望者に返礼品とは別にねぶた絵の送付

平成30年度実績 1432件、21,825,000円

令和元年度 弘前ねぶたまつり運営委員会負担金 充当予定額 5,400,000円

② 北海道江差町 ふるさと応援寄附金

目的 歴史・文化観光の振興に資する事業

無形民俗文化財保存伝承対策・江差追分会運営補助

返礼品 江差追分半纏、江差追分ポロシャツ、江差姥神まつりポロシャツ

平成30年度実績 ふるさと応援寄附金充当額 40,700,000円

うち無形民俗文化財保存伝承対策 200,000円

江差追分会運営補助 9,300,000円

③ 石川県輪島市 “がんばる輪島”応援寄附金

目的 伝統工芸及び地域文化の保存及び継承

返礼品 輪島塗他

平成29年度実績 147,705,000円

うち、輪島塗・漆芸関係 77,623,000円

④ 北海道旭川市 あさひかわ応援寄附金

目的 文化・学び 優佳良織の技術を後世へ

返礼品 特産品 旭川の家具・工芸品

⑤ 北海道八雲町 ふるさと応援寄附金

目的 「北海道木彫り熊発祥の地・八雲」歴史と文化財保存活用プロジェクト

返礼品 特産品

⑥ 青森県青森市 青森市ふるさと応援寄附制度

目的 観光客誘致のための事業

返礼品 ねぶた祭観覧と八甲田温泉3日間

平成30年度寄附金充当額実績 青森ねぶた派遣事業 2,155,000円

青森ねぶた祭活性化事業 379,000円

青森ねぶた祭活性化事業 2,160,000円

- ⑦ 岩手県遠野市 遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業（クラウドファンディング型）
 目的 南部ばやしを活用した交流促進事業
 御礼の品 粗品 ①上組町南部ばやしの粗品タオル
 その他①遠野まつり参加：上組町南部ばやしへの参加のご案内
 ②上組町南部ばやし祭典事務所にご協力者氏名の掲載
 平成 30 年度実績 目標額 500,000 円 → 実績額 1,321,000 円
- ⑧ 山・鉾・屋台行事
 2016 年 ユネスコ無形文化遺産 33 件
 13 件がふるさと納税を活用 目的に関連を言及しているものは 23 件
 山などの修復:川越市、高山市、知立市、京都市、唐津市、八代市
 返礼品 秩父市 秩父夜祭 観覧席券
 川越市 川越まつり山車曳き体験
 京都府 祇園祭山鉾搭乗体験
- ⑨ 北海道 T 町
 民俗芸能の道具の修理などを目的として郷土文化保全事業を定める
 平成 20 年度から 27 年度まで寄付金は 0 円
 平成 28 年からは項目の見直し「歴史・文化・教育・子どもたちに関する事業」に

3. 文化財のための活用：認知度を上げるための活用としての体験教室

i. 体験事例

- ① 宮城県登米市新田 新田公民館での郷土芸能体験
 平成 30 年度 柳生心眼流兵法。新田柳心館／山ノ神神楽保存会／行山流・佐沼鹿踊伝承会
 先に説明と実演をそれぞれ行ってから体験
 全年齢対象 約 40 名が参加
- ② 東京都八王子市 伝統文化ふれあい事業
 令和元年度 八王子車人形体験・発表講座 20 人 全 19 回
 篠笛体験・発表講座 30 人 全 8 回
 説教節体験・発表講座 10 人 全 11 回

ii. 対象の変化

こども体験教室 ⇒ 興味を持った子どもを取り込む
 全年齢型の体験教室 ⇒ 学習意欲の高い中高年層を取り込む

4. その他の活用：高齢者に向けた活用

1995 年：高齢社会対策基本法 生涯学習のすすめ
 2012 年：長寿社会における生涯学習のありかた
 健康管理／生きがいづくり／人間ネットワークづくり

資料 2-4

5. その他の活用：文化財「指定」の活用

様々な角度による文化財の指定

北海道東川町 無形民俗文化財「『君の椅子』プロジェクトとそのしくみ」

内容 東川町で生まれてくる子供たちに手づくりの椅子をプレゼントするしくみ

文化財指定 平成 31 年

6. まとめ

【 参考文献 】

●教育関連

進藤貴美子，村田文江「僻地小学校における地域学習 赤平市住吉小学校における地域学習」僻地教育研究 42 号，pp1-29，1988

大塚美栄子，土岐勝浩，前田和司「農村地域の中学校における郷土芸能の学習について：北海道上川郡朝日町，朝日中学校における瑞穂獅子舞の学習を中心に」僻地教育研究 47 号，pp93-103，1993

宮前耕史「地域の再生と地域伝統文化・学校教育：岩手県・大槌町における「ふるさと科」の創造と吉里吉里中学校の「郷土芸能伝承活動」」へき地教育研究 68 号，2014

●農村コミュニティ関連

齋藤朱未，藤崎浩幸「郷土芸能を有する農村集落における集落行事に対する住民意識」農村計画学会誌 27，pp209-214，2009

長谷部正，大村道明「伝統芸能の継承を通してみる農村社会の維持の可能性」農業経済研究報告 41，pp69-82，2010

平口嘉典，安江紘幸，大室健治，稲泉博己「実践コミュニティとしての郷土芸能活動が農村の維持発展に果たす役割」農業経済研究第 87 巻第 4 号，424-429，2016

平口嘉典，安江紘幸，大室健治，稲泉博己「実践コミュニティと農村住民のかかわり方見た農村の維持発展への展望」農業経済研究第 88 巻第 4 号，432-436，2017

●高齢者関連

伊藤奈賀子「伝統芸能の高齢者教育への活用に関する考察」岐阜女子大学文化情報研究 Vol.7No.3，pp15-18,2005

森田ゆい，大室弘美，三浦裕子「【研究資料】日本の伝統芸能を活用して健康寿命の延伸を推進する可能性を探る：実演化へのインタビュー調査を通じて」武蔵野大学しあわせ研究所紀要 2 号，pp1-12，2019

事例報告 2

南信州地域における民俗芸能継承の取り組み

村松 弘崇（長野県南信州地域振興局）

今石：続きまして、長野県南信州地域振興局の村松弘崇さんです。長野県というのは非常に芸能が盛んなところですが、こちらで地元企業を巻き込んでの芸能の保存活動を展開されているとお聞きしていますので、今日はそのお話が聞けるかと思います。よろしくお願いいたします。

村松：南信州振興局から参りました村松と申します。長野県は南北に長い県で、南信州（飯田・下伊那地方）というところから参りました。よろしくお願いいたします。

1. 民俗の宝庫としての南信州

南信州（飯田・下伊那地方）は全国的には知名度の低い地域かもしれませんが、多くの民俗芸能が継承されている地域です（文末資料・図1）。まずあいさつに代えまして動画を見ていただきたいと思います。

（動画鑑賞：「民俗芸能ナビ」<https://mg.minami.nagano.jp/>）

当地域を代表する民俗芸能のひとつに霜月神楽がございます。ちょうど今がシーズンで、飯田市遠山郷の各地区で、「霜月祭り」がつい先日まで行われていました。旧暦の霜月に当たる12月、太陽の力が一番弱まるこの時期に、太陽の復活と再生になぞらえて、万物の生命、魂の復活と再生を願って、湯立神楽が行われます。ご覧いただいている映像は、上町で行われた「霜月祭り」の映像です。お湯を立てて神様に湯を献じ、そのお湯を人々が浴びることによって、魂の生まれ清まりを願う、そういうお祭りです。これが一番のハイライトです。この場面は、四面の神様が飛び回っているところです。若い人たちは大興奮です。これは大トリを飾る天伯という神様です。明け方の6時ごろに出きます。夜から見てみると、眠くて眠くて仕方がないという、そういう時間帯です。

もう一本、見ていただきたいと思います。天龍村^{むかがた}向方の「お潔め祭り」、これは遠山郷の隣の天龍村のお祭りです。これも霜月神楽です。中央にお湯があります。お湯を立てて、その周りを舞うわけです。神様に湯を献じています。こういった湯立神楽の伝統があります。ジブリ映画の『千と千尋の神隠し』（2001年）で描かれる、神様が湯屋に入ってくるという場面は、宮崎駿さんが当地域の霜月

神楽から着想を得たと聞いています。

それでは、中身に入っていきたいと思います。本日のテーマは継承の危機にある民俗芸能をどうしたらいいのかということ。もうひとつは保護と活用という二項対立をどうやって乗り越えていったらいいのかというところにポイントがあるかと思います。うまくお答えになるかどうか分かりませんが、よろしく願いいたします。

さて、南信州は古くから三河や遠州とつながり、信州の南の玄関口として発達してきました。秋葉街道、遠州街道、それから三州街道、そして真ん中に天竜川が走っておりまして、もう一つ北には東山道も走っています。遠州に出れば駿河、江戸へ出られる、それから三河に出れば京都・大阪へとつながる。そんな地域です。多種多様な民俗芸能が生まれ、人形芝居や農村歌舞伎も数多く点在しています。

ここで長野県全体の民俗芸能の分布を見てみます。国指定が10件、国選択が22件、県指定が30件、県選択が12件ということです(図2～6)。このうち南信州(飯田・下伊那地方)が占める割合が非常に多いです。こちらは県の指定ですが、県の指定としても非常に多いわけです。長野県は南北に長く、総延長は約212キロあります。総面積の7分の1もないような南端のエリアにこれだけ集中しています。これは非常に特徴的なことだと思っています。

なぜこれだけ多くの民俗芸能が伝承されているのか。ひとつには、そうした芸能文化を愛する地域性があったということ。厳しい自然環境の中にあっても、祭りを心のよりどころにして生きてきたということであろうと思います。またひとつには、先ほどから申し上げているとおり、街道がたくさん走っていて、文化が入ってきたということ、交流地点であったということがあつたかと思っています。もうひとつには、三隅治雄先生が指摘されていることですが、街道の近くの窪地や山麓のようなところに小さい集落がありまして、そこに滞留して、大事に守られたのではないかというようなことが挙げられます。さまざまな民俗芸能が集まっているということで、「日本芸能史の縮図」と呼んでも過言ではないと、われわれとしては考えているところです(図7)。

南信州は大きく分けると、北側の飯田市を中心にしたエリアの文化と、南側の、先ほど動画を見ていただきました遠山郷や天龍村があるエリアの文化に分かれ、それぞれ異なることがわかります。飯田市中心の文化には、近世中期以降の娯楽を中心とした芸能がたくさんあります。人形芝居、歌舞伎、煙火、獅子舞。それから南には、中世から近世初期の神事芸能、霜月神楽、オコナイ、シカウチ神事、かけ踊り等があります。この三遠南信と呼ばれるエリアに、特に古くて貴重な芸能がたくさん伝承されています(図8)。

街道の話の続きで言えば、熊野や伊勢、それから諏訪の信仰というものがあつまして、南信州はその中間地点にあつたということも指摘されています。一応、ここまでは当地域の民俗芸能の紹介ということになります。ここまでの資料は飯田市美術博物館の櫻井弘人先生からお借りしたものです。

2. 民俗芸能の危機と継承

さて、本日のテーマ、民俗芸能の危機と継承、それから新たな活用というところに迫っていきたいと思います。こうした豊かな文化、民俗芸能文化を中心に据えて、地域づくりをどう考えるかということわれわれは考えています。南信州の民俗芸能は国内のみならず、海外の人をも引きつける魅力があつて、リニア中央新幹線という高速交通網の開通を見据えて、当地域が目指すべき未来に大きな

ポテンシャルを秘めていると考えています（図9）。

しかし、私たちの地域でも少子高齢化、人口減少が起きています。当地域も例外ではありません。非常に深刻です。当地域の中でも高齢化率が高いのは天龍村、それから大鹿村です。大鹿村の人口は令和元年（2019）12月1日現在1,004人、天龍村は令和元年（2019）10月1日現在1,252人となっています。平成27年時点と比べてもだいぶ減っていると思います。これが全体の南信州地域の人口推計です（図10・11）。1980年には18万弱いた人口が2020年には16万人に減り、国立社会保障・人口問題研究所の予測だと2040年には13万人を切ると言われています。

こちらは平成27年（2015）当時に行ったアンケートをまとめたものです（図12）。当時は、私たちの職場である南信州地域振興局は下伊那地方事務所といったのですが、そこで民俗芸能団体の皆さんにアンケートを取りましたら、早ければ5年、多くが10年後には、存続が不安だというようなお話がありました。

こうした現状を踏まえて、行政としても、これまで住民の方にお任せしていた「継承」の問題に積極的に向き合っていかなければならない、姿勢を転換する必要があるということで、「地域で守る伝統行事（芸能）継承モデル事業」というものを、平成27年（2015）から3年間実施しました。この取り組みは現在も続いています。ここでのポイントとしては、民俗芸能を地域づくりの核として考えた、捉え直した、ということです。これまでは地域限定、住民任せ、住民の方をお願いした取り組みだったけれども、これからは地域一体、地域一丸となった面の取り組みをしていきたいということです（図13）。

3. 南信州民俗芸能継承推進協議会の設立

南信州民俗芸能継承推進協議会

地域全体としての取り組みを進めるために、平成27年（2015）7月1日に、民俗芸能団体、それから民間団体、行政で、南信州民俗芸能継承推進協議会という組織を設立しました。地域一体で取り組みを進めているところです（図14）。これは推進組織になっているのですが、先ほどから申し上げているとおり、地域一丸となってやっているということがポイントです（図15）。アドバイザーは現在、長野県立歴史館の笹本正治先生、國學院大学の小川直之先生、それから東文研にもおられた東京福祉大学の宮田繁幸先生にご指導をいただいているところです。

この協議会のベースにある考え方をお伝えしたいと思います。「醍醐味」「真の価値」の「普及」と「共感の輪の拡大」と記載しています（図16）。民俗芸能を守っていくということだと、やはり責任や重み、あるいは地域の存続など、なかなか固い話になってしまいます。けれども大事なのは誇りを持って舞うことや演ずること、それから参加することに喜びをもって、まずは楽しむということが民俗芸能の醍醐味であって、それが真の価値であると提示しました。これを内外に広く伝えて、理解者を増やして、ともに共感する、そういう輪を広げていきたいというふうに考えています。これができれば、先ほどから観光の話が出ていますが、単に人が来てくれればいいといったことではなくて、価値を本当に理解した人、そういった本当のファンの皆さんを増やして、交流人口を増やしていきたいという考え方です。

繰り返しますが、この取り組みというのは観光消費の拡大を狙ったものではありません。内外において本当の理解者、本当のファンを増やしていく取り組みです。民俗芸能は南信州のアイデンティティ

であって、南信州そのものといってもいいと思います。民俗芸能の継承なくして南信州の将来はない、という少しオーバーかもしれませんが、それぐらい大事なものであると考えています。何のための取り組みなのか。それは地域を存続させるためです。持続可能な地域にしていくため、地域を守っていくため、地域を元気にするため、そのために民俗芸能を継承したいというふうに考えて取り組んでいます。

推進すべき9つの方向性

これは取り組み方針です（図17～23）。民俗芸能の継承に向けた、地域全体で推進すべき取り組みの方針を示したものです。この方向性に基づいて、広く情報発信や継承意識の醸成を図りながら、具体的な取り組みを進めています。

ひとつ目、効果的・積極的な情報発信、ウェブサイトの開設ということで、先ほど見ていただいた動画をアップしていますので、もしよかったらまた見ていただきたいと思います。それからキャッチフレーズ、シンボルマークの決定・活用ということで、こちらはデザインを全国から募集して、平成31年（2019）の2月に決定しました。幣束をモチーフに、3本並んでおります。ちなみに、郷土食としても南信州は五平餅というのが有名です。NHKの朝ドラに出てきましたが、岐阜県から南信州にかけて、よく好んで食べています。紫が神聖と清浄、黄色が豊穰、赤が情熱を意味して、併せて両アルプスと天竜川、その3本を意味しています。

それから方向性のふたつ目、継承意識の醸成の場、発表機会の提供ということで、地域の中でフォーラム、イベントを開催しています。

方向性の3つ目、継承の中心となる子どもたちが民俗芸能に触れる機会の創出ということです。これも協議会主催の子ども体験会を毎年行っています。もちろん各保存会、各地域で独自の教育、体験会というものも行われています。

次に、方向性の4つ目と5つ目、青壮年層への働きかけと次世代を支えるリーダーの育成。フォーラムの構成のひとつとして、交流会を開催していますが、このあたりがまだ弱いところなのかなと思っています。

それから、方向性6の地区外人材の受け入れ、地域のことを知っている出身者、血縁者への働きかけについては、平成28年（2016）以降、小川先生にご支援をいただきながら、東京の國學院大學で民俗芸能フォーラムを開催しています。それから「外部支援体制の構築」は、祭りそのものではなく、その周辺に関わるさまざまな準備や、当日の裏方業務を支えるということです。この応援隊というのがこれから確実に必要になると思いますが、議論はこれからといった状況です。また「地区外支援者の滞在環境の整備」は空き家の活用や民泊の導入です。これがないと始まりませんが、各地域で整備が進んできているように感じます。

方向性の7つ目、県が構築しようとしているパートナー企業制度の浸透です。詳しくは後ほど触れたいと思います。

方向性の8つ目、記録の保存。先ほども話題に出てきましたが、民俗芸能は刻々と変化していきます。それを記録して保存することが大切です。中断してしまっても復活できる余地を残すことが大切であると考えています。資産化事業というプロジェクトが、協議会とはまた別に南信州広域連合と飯田市美術博物館が伝承地域と一緒に動いています。こちらについては飯田市美術博物館の櫻井先生に指導していただいています。このプロジェクトについては最初は文化庁からも補助金をいただきま

した。

最後に方向性の9つ目、検討事項として独自財源。やはり活動資金が欲しい、必要だということがあります。これは商標の活用など、まだまだ検討中の部分です。まずは無料で使ってもらうことから始めたほうがいいのではないかと、そんな話をしています。

民俗芸能の継承が担う役割と地域

民俗芸能の継承は持続可能な地域づくりとセットです（図24）。この取り組みは地域づくりそのものであるといっても過言ではありません。人口が減っていく中で、地域を存続させるために何が必要なのか。南信州地域が出した答えは、それが民俗芸能だということです。地域の価値を見直す、地域づくりの中核として民俗芸能を据えていくということです。

リニア中央新幹線が2027年開通予定と言われていますが、持続可能な地域として発展していくためには、多様性を大切にしながら、民俗芸能を守るべき資産として大切に取り組んでいきたいと思っています。民俗芸能は地域の文化そのものです。民俗芸能を継承していける地域こそ、日本の中の日本としての誇りを地域に抱くと考えています。図25で「仕組み？受け入れ体制？」となっていますが、この辺はまだまだわれわれとしても考えていかなければいけないと思っています。

4. 南信州民俗芸能継承推進協議会事業の特徴的な取り組み

講習会やフォーラムの開催

少し具体的なお話をしたいと思います。平成29年（2017）12月、南信州民俗芸能大会・講習会というものを行いました（図27）。「新野^{どいの}の雪祭り」とつながりの深い折口信夫先生の生誕130周年記念に合わせて、國學院大學で行いました。折口先生は新野に何度も来ていただいています。「雪祭り」という名で全国にご紹介いただいたのも折口先生です。こういったイベントを行うことによって、保存会の皆さんは元気が出ますし、やはり多くの皆さんに見ていただくことで、大変喜んでいただいています。南信州の出身者に呼びかけて郷土の民俗芸能を再認識してもらうとともに、学生や研究者など、それから都市部の多くの方に南信州の文化を知っていただく機会になっています。また、つながりを持ってもらうきっかけづくりにもなっています。

それから南信州民俗芸能継承フォーラムも毎年やっています。特に若い民俗芸能の担い手に焦点を当てて、民俗芸能の発表や意見発表を行ってもらっています。こちらが去年と、それから今年やった民俗芸能フォーラムのチラシです（図27）。今年は交流会に浜松市天竜区水窪の「西浦田楽」の継承者の方にも来ていただきました。こうしたイベントを毎年開催できるのは、アドバイザーの先生方や、飯田市美術博物館の櫻井先生のご支援・ご協力によるところが大きいです。こういった連携、研究機関や博物館にいらっしゃる専門家の先生との連携が、ひとつのポイントだと思っています。

こちらは國學院大學で開催しているフォーラムです（図28）。去年は「霜月祭り」、今年は天龍村向方の「お潔め祭り」、さっき見ていただいた動画がこれです。東京在住の皆さん、地元出身者、血縁者、そして祭りファンの皆さんとも交流することを大切にしています。

こちらは柳田國男記念伊那民俗学研究所との共催イベントです（図29）。地域の民俗芸能・文化についてしっかり学んでいます。柳田國男記念伊那民俗学研究所について補足しますと、当地域は柳田先生とも深い関わりのある地域です。柳田先生の出身は兵庫ですが、旧飯田藩士の柳田家の養嗣子に

なられたということで、飯田には何度も来ています。そういった縁で、世田谷区成城にあった、書齋が入っている屋敷を飯田市美術博物館の敷地に移築しています。喜談書屋というのですが、いまこれが飯田にあり、一般市民の皆さんがここを拠点に、地域文化や郷土の歴史を学ぼうと活動しています。その団体が伊那民俗学研究所で、ここの共催イベントをやっています。

企業との連携

さて、本日のポイントのひとつ、企業との連携です（図30・31）。仕組みとしては、企業と南信州広域連合が協定を交わしています。そして企業を振興局がパートナー企業として登録しています。目的は、企業に民俗芸能を継承するための各種取り組みに積極的に参加してもらい、官民協働による民俗芸能の継承支援の仕組みを構築することです。

それから、こちらが要綱の第4条、役割です（図32）。役割は大きくわけて3つです。人口減少で担い手がないということが一番の課題ですので、まずひとつ目は参加奨励、休暇取得の促進です。ふたつ目として、協議会の取り組みに協力して支援活動を行う、交流する。3つ目として、独自の取り組みを行うということです。小川先生から教わったのですが、奈良時代に書かれた、「故郷で祭りがあるから帰らせてくれ」という役人の休暇願いの文書が残っているそうです。こちらがいまの登録状況です（図33）。82件あります。

こちらは事例紹介です（図34）。これは「大鹿歌舞伎」でボランティア活動をしてもらった時のものです（図35）。大鹿村では村民の皆さんがほとんど歌舞伎保存会に入っています。定期公演の際にスタッフの応援が欲しいということで、ボランティアを募集しています。会場整備や後片付け、それから駐車場誘導等を呼び掛けて企業の皆さんにボランティアで助けてもらっています。みんないい笑顔ですね。このように人的支援、裏方業務へのボランティアということでご協力いただいています。

この図は活動前、活動中、活動後の関係です（図36）。活動前にプレスリリースして、マスコミの皆さんに関心を持ってもらいます。活動中はビブスを着てもらって、地域住民にアピールしてもらいます。よく見てもらうと、胸に「JAみなみ信州」や「飯田信用金庫」と書いています。そうすると、どこの企業から手伝いに来てくれたお兄さん、お姉さんかということがよく分かるわけです。活動後は、支援内容を広報誌『広報おおしか』に掲載しています。「今回、〇〇企業さんから手伝いに来てくれたんですよ」ということを載せることによって、地域の方にもその活動を知ってもらうことができます。

こちらはマスコミ系の企業さんに、広報していただいた事例です（図37）。継承気運の醸成につながっています。こちらもタウン情報誌に毎号、掲載していただいています（図38）。これはスーパーやコンビニに置いています。それから清涼飲料水の自動販売機にラッピングをしていただきました（図39）。売り上げの一部寄付もいただいています。

こちらは、企業のイベントで民俗芸能を披露していただいた時のものです（図40・41）。興亜エレクトロニクスさんという企業の感謝祭で、複数の民俗芸能団体を招いて芸能を披露してもらい、地域の皆さんにご覧いただきました。これは100%企業負担です。先ほどご紹介したフォーラムでも芸能発表をしていますが、それは協議会が主催しているものですから、質がまったく異なります。非常に素晴らしい事業だと思いました。みんな楽しそうですね。保存会長さんがマイクを持って解説してくれました。一度にたくさんの芸能・祭りのハイライトシーンを見ることができて、初見の方々も大変よかったと思います。すごいことに、「雪祭り」の披露では、幸法さいほうという一番ありがたい神様、来

訪神が出てきます。本当だったら夜中の2時くらいまで、「寒い、眠い、煙い」というのを我慢しながら待たなきゃいけないのに、昼間から出てきてくれるわけです。折口先生が聞いたら驚くと思います。（※「煙い」というのは、寒さに耐えられなくて、煙いの我慢しながら焚火に当たるため。）

それから協議会事業としてカレンダーを作って、小中学生に無料配布しました（図42）。地域の文化、民俗芸能を子どもたちに知ってもらおうということで、未来への種まきです。管内の児童生徒は1万3,500人ぐらいいるのですが、全員に配布しました。ご家庭に持って帰ってもらえば親御さんに見ていただけます。そうすると、まさに即戦力となるような青壮年層の皆さんにアピールできます。それから役所や企業、そういったところに掲示してもらうことによって、気運醸成を図っていきたいと考えています。

関係人口の増加を目指して

継承が難しくなってきた、「霜月祭り」などの保存会のなかには、外部に対して応援を求めるところが出てきました（図43）。

もうひとつのポイントとしてお伝えしたいのは、関係人口をつくっていくということです。この写真は今年の飯田市上町の「霜月祭り」で撮影したときのものです。手前に2人写っていますが、1人はパートナー企業の飯田信用金庫から参加してくれた佐藤さん、もう1人は地域おこし協力隊の渡邊君です（図44）。2人とも地域外から参加しました。こうした若い方たちの協力・応援がこれから大切になってくると思います。

この写真は天龍村向方の保存会の皆さんです（図45）。今年11月に國學院大学のフォーラムで舞ってもらって、最後に記念撮影を撮ったときのものです。ここで何をお伝えしたいかというと、写っている18人のうち7名は東京在住者です。うち2名は地元天龍村向方出身で今は東京に住んでいるという方ですが、5名は全く天龍村にゆかりのない皆さんです。それがお祭りが縁でつながりができて、こうして祭りを手伝う関係になりました。聞けばもう5年以上の付き合いになるそうです。東京組はたまにカラオケボックスに集まって篠笛の練習をしているそうです。本当にうれしくなります。こうやって本当のファン、関係者をつくっていけば、地域も、そして祭りも維持ができると思っています。

ご清聴ありがとうございました。

今石：ありがとうございます。民俗芸能なくして地域の存続なしという、大変素晴らしいお言葉とともに、示唆に富んだ、幅広い活動をご紹介いただきました。事実確認の質問などがありましたらお願いします。

質問者：南信州民俗芸能継承推進協議会を設立されたということですが、この構成団体の中では県の位置付けはどうなっていますか。あともう1点、パートナー企業制度について、パートナー企業の視点から見たときに、直接的なメリット、あるいは間接的なメリット等がありますか。

村松：ありがとうございます。まず県の立ち位置ですが、一構成団体というだけです。あくまで合議体で進めています。先ほども民俗芸能団体、それから市町村、行政機関が手を取り合っているとお話しさせていただきましたが、県もこの協議会の中に現地機関がひとつ入っている、ただそれだけです。協議会長さんも、民俗芸能団体の会長さんが務めています。

それからパートナー企業についてご質問がありました。先ほどの「周知活動」（図36）のところでもお話ししましたが、いいことをしてくれたらしっかり伝えるべきだと考えています。企業にとっては

CSR(企業の社会的責任)活動です。企業としての社会貢献を地域の皆さんにしっかりと理解してもらい、知ってもらうことで、企業イメージや認知度の向上につなげていただけたらと考えています。それから文化体験促進ということもあるかと思います。地元の間でも「大鹿歌舞伎」を見たことがない、「清内路の手づくり花火」を見たことがないという方がたくさんいるわけです。それがこのボランティアをきっかけにして、「初めて見ました。いいものですね」と言ってくれるわけです。こうやって文化を知ってもらうということが非常に意義のあることだと思っています。それから交流をしてもらうということです。地域の方と企業の方に交流してもらい。それから先ほどの文化体験にもつながるのですが、社員の皆さんの研修の場にもなると考えています。地域のことを知れば、それは必ず企業の方にとってもプラスになると考えています。

質問者：補足でもうひとつ質問させていただきたいのですが、前者の質問の県の立ち位置ですが、それは振興局レベルのお話でしょうか。それとも県の本庁舎のほうですか。

村松：振興局レベルです。現地機関の話です。

今石：ほかにいかがでしょうか。

村松：最後にちょっとだけよろしいですか。もうひとつご紹介したいスライドがあります(図47)。これは中日新聞さんに許可をもらったのでご紹介できるのですが、平成31年(2019)2月28日の朝刊第1面に掲載された「中部の祭り13カ所休止」という記事です。中部全体で継承が難しい状況になっています。平成の30年間で13カ所が休止、遠山の霜月祭りは3カ所が休止となっています。遠山では令和になってから2カ所、正確には地域内で隔年でやっていたので1地区ということになるのですが、新たに休止するところが出てきました。最後にご報告させていただいて発表を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

資料 3-1

南信州 = 民俗芸能の宝庫
四季を通じて多種多様な民俗芸能が点在



図 1

信州(長野県)における民俗芸能

全県下にさまざまな民俗芸能が
伝承されている

- 国指定 10件 * 民俗芸能・行事のみ
- 国選択 22件 * 全県下を越く
[* 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財]
- 県指定 30件
- 県選択 12件

国・県の文化財以外にも多くの
民俗芸能が伝承されている

特に獅子舞が多い

「獅子舞の宝庫」— 長野県
伝承地 約550箇所

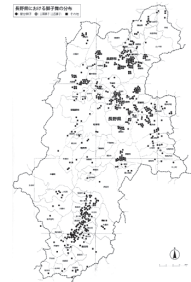


図 2

長野県における
国の無形民俗文化財

◆国指定重要無形民俗文化財

地域	無形民俗文化財(民俗芸能・行事)
北信	小菅の柱松行事(飯山市) 野沢温泉の道祖神祭り(下高井郡野沢温泉村)
長野	南宮の神事芸能(千曲市)
佐久	踏部の踊り念仏(佐久市)
上小	
松本	
木曾	
大北	
諏訪	
上伊那	
南信州	遠山の霜月祭(飯田市南信濃・上村) 雪祭(下伊那郡阿南町) 新野の盆踊り(下伊那郡阿南町) 和合の念仏踊り(下伊那郡阿南町) 天龍村の霜月神楽(下伊那郡天龍村) 大鹿歌舞伎(下伊那郡大鹿村)

図 3

◆国選択無形民俗文化財(全県を越く)

地域	無形民俗文化財(民俗芸能・行事)
北信	北信濃の柱松行事(飯山市)
長野	前立の御神楽の芸能(千曲市) 高岡の宮地行事(長野市)
佐久	踏部の踊り念仏(佐久市) 浅井の人形芝居(小海町)
上小	別所温泉の岳の轍行事(上田市) 上田市八日堂の蘇民村来符額布習俗(上田市) 戸沢のねじ行事(上田市)
松本	松本のおこない(松本市) 安曇平のお船祭り(安曇野市)
木曾	駒ヶ岳神社の太々神楽
大北	
諏訪	
上伊那	
南信州	伊那の人形芝居(今田人形・黒田人形・早稲田人形) 雪祭の芸能(下伊那郡阿南町) 新野の盆踊り(下伊那郡阿南町) 和合の念仏踊り(下伊那郡阿南町) 和合の盆踊り(下伊那郡阿南町) 坂部の人形芝居(下伊那郡大鹿町) 坂部の太鼓(下伊那郡大鹿町) 大河内のお祭(下伊那郡大鹿村) 大鹿歌舞伎(下伊那郡大鹿村) 伊那谷のコト八日行事(飯田市・下伊那郡・駒ヶ野町)

図 4

長野県の無形民俗文化財

◆県指定重要無形民俗文化財(民俗芸能・行事に限る)

地域	無形民俗文化財(民俗芸能・行事)
北信	小菅の柱松行事(飯山市) 五葉の太々神楽(飯山市) 美作の道祖神祭り(下水的郡保原町)
長野	戸沢の道祖神祭り(長野市) 長谷の盆踊り(小海町) 野沢の来迎念仏(須賀村)
佐久	湯原神社三番(佐久市) 湯原神社の道祖神祭り(小海町) 駒ヶ岳神社三番(佐久市) 湯原のあかふち(南佐久郡川上町) 湯原の湯の湯(北佐久郡代田町)
上小	湯原神社三番(佐久市) 湯原神社の道祖神祭り(佐久市) 三郎の道祖神祭り(安曇野市) 刈谷沢神明宮作始の神楽(東佐久郡刈谷沢村)
木曾	駒ヶ岳神社の太々神楽(木曾郡上松町) 伊豆の北高野(伊豆郡高野町)
大北	流鏝馬の神事(大町市) 仁科神明宮作始の神楽(大町市) 仁科神明宮の神楽(大町市) 大宮神社の神楽(北安曇郡小谷村) 式部神社の神楽(北安曇郡小谷村)
諏訪	諏訪大社上社十五夜祭奉納相撲(諏訪市) 諏訪大社御柱祭(諏訪地域高谷市・諏訪市・茅野市・諏訪郡下諏訪町・富士見町・原町)
上伊那	

◆県選択無形民俗文化財

地域	選択無形民俗文化財(民俗芸能・行事)
北信	上高井郡神楽太々神楽(中野市)
長野	
佐久	
上小	別所岳の鶴火の習俗(上田市) おたや祭りの習俗(小県郡松本町)
松本	松本のほんぼん・山神様(松本市)
木曾	
大北	
諏訪	
上伊那	山車や湯もぎ踊りの習俗(伊那市) 石田人形(上伊那郡飯綱町)
南信州	新田伊豆木の轍籠(飯田市) 今田人形(飯田市) 黒田人形(飯田市) 大鹿の獅子舞(下伊那郡高谷町) 黒田人形(下伊那郡阿南町) 深見の御神楽の習俗(下伊那郡阿南町)

民俗芸能の宝庫
—南信州

長野県内における
国指定重要無形民俗文化財
南信州 県内 10件中 6件

- 雪祭
- 天龍村の霜月神楽
- 遠山の霜月祭
- 南宮の神事芸能
- 野沢温泉の道祖神祭り
- 新野の盆踊り
- 踏部の踊り念仏
- 小菅の柱松行事
- 和合の念仏踊り
- 大鹿歌舞伎

長野県内の国選択無形民俗文化財
南信州 県内 22件中 11件

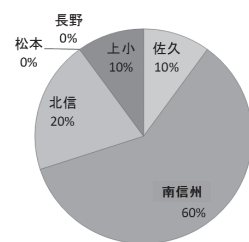
- 北信濃の柱松行事
- 雪祭の芸能
- 坂部の冬祭の芸能
- 南宮の御神事の芸能
- 和合の念仏踊り
- 別所温泉の岳の轍行事
- 遠山霜月祭の芸能
- 方向のお祭の芸能
- 新野の盆踊り
- 伊那の人形芝居(今田・黒田・早稲田)
- 駒ヶ岳神社の太々神楽
- 大河内の鹿追の行事
- 踏部の踊り念仏
- 武水別神社の踊り行事
- 大鹿歌舞伎
- 高岡の小屋焼き行事
- 戸沢のねじ行事
- 下伊那のかけ踊り
- 上田市八日堂の蘇民村来符額布習俗
- 松本のコトウカ習俗
- 伊那谷のコト八日行事
- 安曇平のお船祭り

図 5

長野県における無形民俗文化財(国指定・国選択)

民俗芸能・行事に限る

国指定重要無形民俗文化財



国選択無形民俗文化財

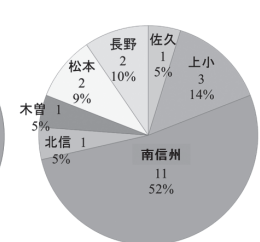


図 6

南信州は日本芸能史の縮図

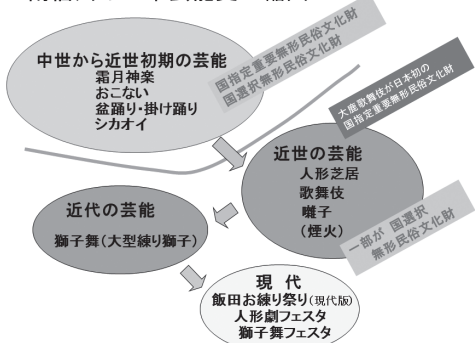


図 7

三遠南信の民俗芸能

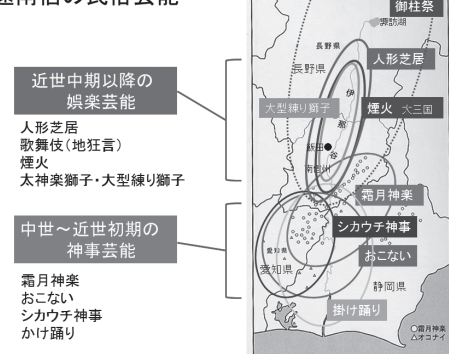


図 8

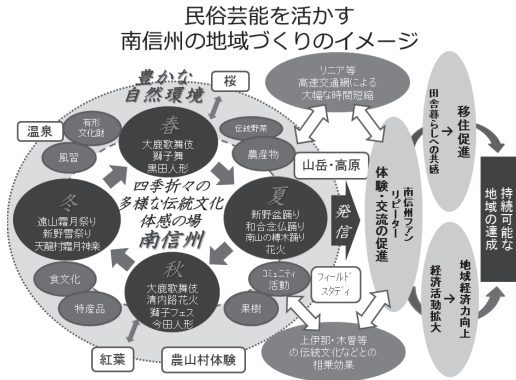


図 9

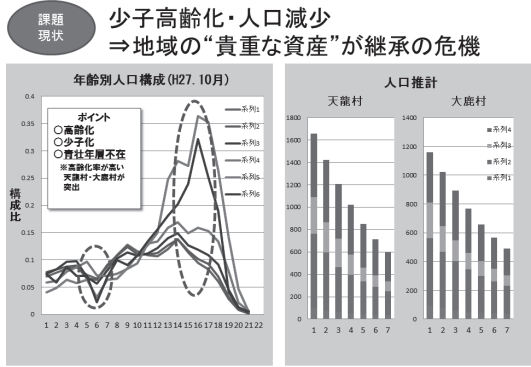


図 10

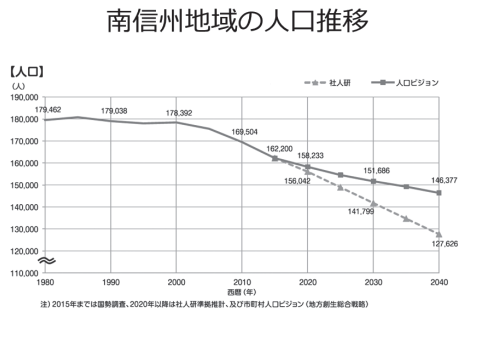


図 11

課題現状 下伊那地方事務所による聞取調査 (※H27当時) 対象：5市町村 13団体・地域

地域差はあるものの 早ければ5年、多くが10年後の存続に不安

継続可否の分かれ目⇒ 若壮年層の存否 (活動の有無)

活動の主力	次世代担い手	継続可能年数
40~50代	20~30代も 一定程度活動	10年程度
60~70代	20~50代も 一定程度活動	10年程度
	殆どいない	5年程度

図 12

取組のはじまり 行政の意識改革

これまで (反省) 維持・継承策は 住民任せ 住民のみでの継続は 危機的状況

これから 民俗芸能の継承なくして 南信州の存続なし!! 関係者が回結 担い手育成策を積極展開

【文化振興元年】H27年度新規事業 伝統行事 (芸能) 継承モデル構築事業 ~モデル地域 (南信州) に300万円助成【H27~29年度】~

県支援

図 13

推進体制構築 新組織設立による事業展開

これまで 地域限定 住民主体 (点の取り組み)

これから 地域一体 積極展開 (面の取組)

H27.7.1 「南信州民俗芸能継承推進協議」を設立 構成団体：民俗芸能団体、市町村、その他関係団体

図 14

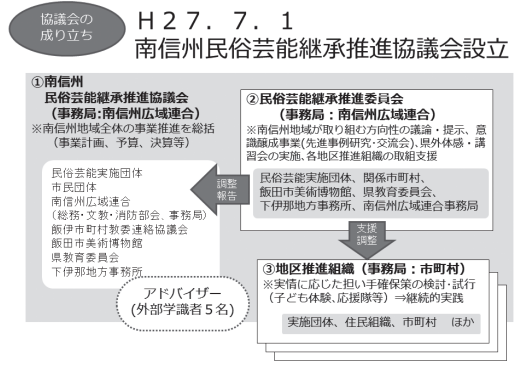


図 15

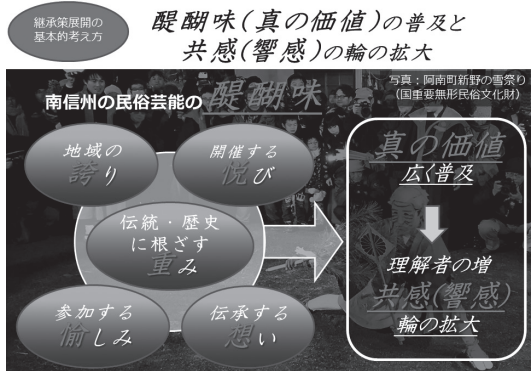


図 16

資料 3-3

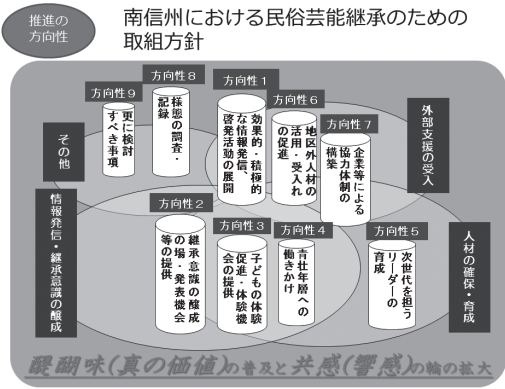


図 17

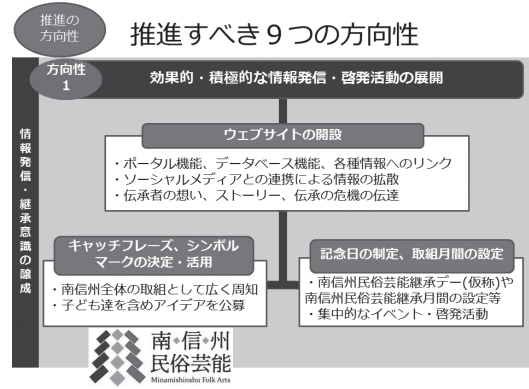


図 18

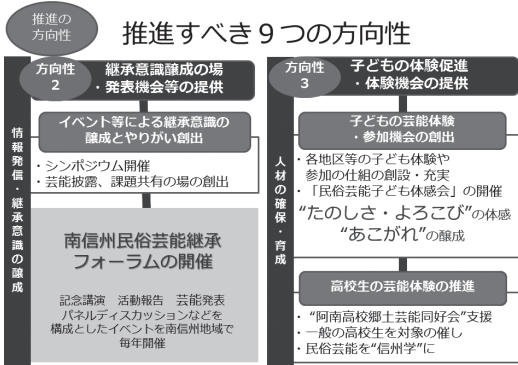


図 19

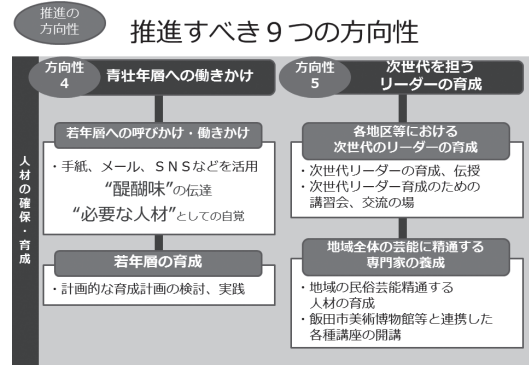


図 20

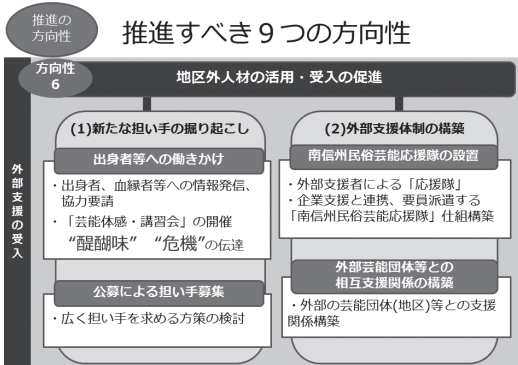


図 21

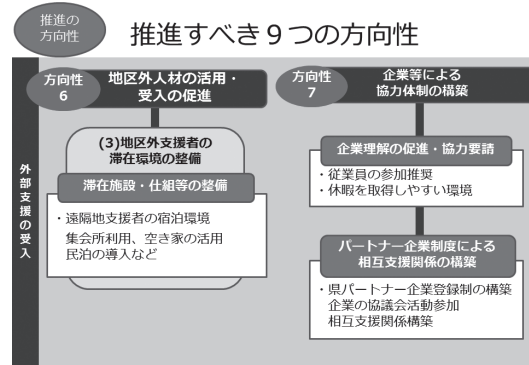


図 22

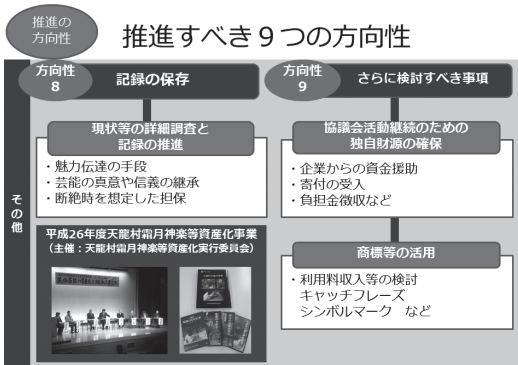


図 23

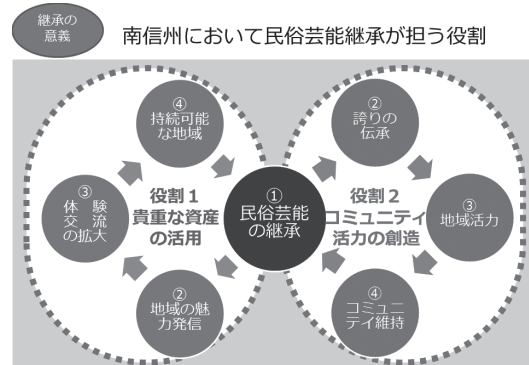


図 24

資料 3-4

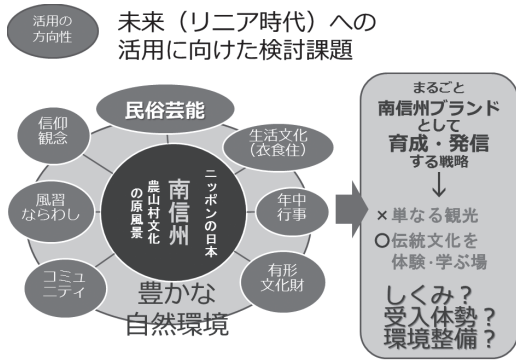


図 25

特徴的な取組 協議会事業の特徴的な取組

南信州民俗芸能体感・講習会 「新野の雪祭り」と折口信夫

期日：H29.12.10 方向性 6
会場：東京・國學院大学
参加者：一般230人

新野の雪祭りの保存会による「中野の舞」(折口信夫博士型雪の舞)

國學院大学常務松本 映像上映、講演会

南信州民俗芸能継承フォーラム

期日：H30.3.4 方向性 2
会場：飯田市黒文化センター
参加者：一般200人

阿南高校郷土芸能同好会による新野の雪祭りの「幸法」

大能歌舞伎保存会員(高校生)による大能歌舞伎「源平平治源頼朝屋敷の段」

図 26

南信州民俗芸能フォーラム

図 27

南信州民俗芸能フォーラムin國學院

図 28

伊那民俗研究集会

図 29

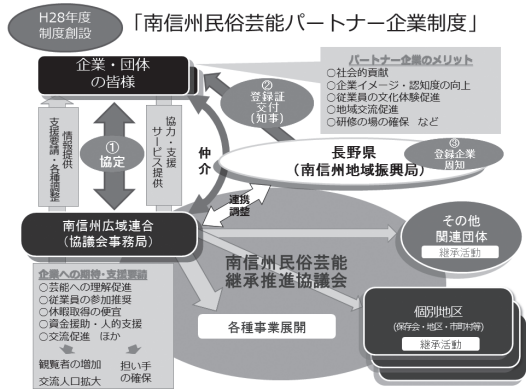


図 30

「南信州民俗芸能パートナー企業制度」実施要綱

(目的)

第1条 南信州民俗芸能パートナー企業制度は、飯田・下伊那地域(以下「南信州」という。))において、民俗芸能を継承するための各種取組に対し企業等の積極的参加を促進し、官民協働による民俗芸能の継承を支援する仕組みを構築することにより、南信州の民俗芸能を確実に未来へ継承することを目的とする。

図 31

(パートナー企業の役割)

第4条 パートナー企業は、従業員がその居住地、出身地、血縁者の居住地等で実施される民俗芸能に参加することを奨励し、そのための休暇取得を促進するものとする。

2 パートナー企業は、広域連合からの情報提供、支援の要請に基づき協議会等が行う民俗芸能を継承するための各種取組に協力し、支援活動を行うと共に、これら団体との交流を積極的に推進するものとする。

3 パートナー企業は、前2項に掲げる活動のほか、民俗芸能の継承を推進するため、積極的に独自の取組を実践するものとする。

図 32

資料 3-5

登録状況 「南信州民俗芸能パートナー企業制度」登録状況

登録企業・団体数 82（令和元年12月1日現在）

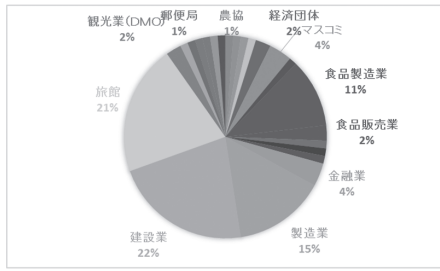


図 33

特徴的な取組

パートナー企業の特徴的な取組

- ・ 独自休暇制度「コミュニティ奉仕休暇」により民俗芸能参加を推奨
- ・ 交代勤務により関係する支店職員全員が民俗芸能に参加できるよう配慮
- ・ 民俗芸能に参加する従業員名簿を作成・周知し休暇等を慮
- ・ 工場稼働カレンダー作成にあたり民俗芸能の日程を考慮
- ・ 「伊那谷民俗芸能継承団体連絡協議会」へ活動資金を寄付
- ・ 支店職員(有志)による南信州民俗芸能継承推進協議会主催公演の一斉観覧
- ・ 民俗芸能行事に運営スタッフ(受付、駐車場係等)として参加

図 34

大鹿歌舞伎での会場ボランティア



図 35

企業の活動を地域に周知

- ・ パートナー企業の活動状況を、長野県や市町村のプレスリリース、広報誌、ホームページ等で周知
- ・ 企業名を入れられるポスを貸与



図 36



新聞社が民俗芸能の特集記事を掲載

図 37

情報誌で民俗芸能を紹介



図 38

清涼飲料水自動販売機のラッピングと売り上げの一部寄付

大鹿道の駅オープンに合わせて、大鹿歌舞伎仕様の自動販売機を設置し、大鹿村の魅力発信を応援



図 39

企業イベントで民俗芸能を披露



図 40

企業イベントの様子



図 41

カレンダー制作
に企業が協賛



魅力発信、継承気運向上、
後継者育成を目的に、
令和2年(2020年)版の
カレンダーを制作

- ・ 阿南食品株式会社
- ・ 藤田女子短期大学
- ・ 藤田信用金庫
- ・ 藤岡田建設株式会社
- ・ 株式会社 菅野大進神輿光島
- ・ 株式会社 長野銀行
- ・ 藤久水運送株式会社
- ・ 興成エレクトロニクス株式会社
- ・ 小浜運送 信濃株式会社
- ・ 信濃電機株式会社
- ・ 多摩川環境株式会社
- ・ 長野県農工産連合会 南信州支部
- ・ 長野県水産会
- ・ みなみ信州農協四組合

図 42

応援を求める保存会

「遠山の霜月祭」助っ人募集!!

★中興の霜月祭に参加してみませんか!★

霜月祭

●開催日
11月 14日(日) 中興祭
11月 17日(水) 中興祭
11月 20日(土) 中興祭
11月 23日(火) 中興祭
11月 26日(金) 中興祭
11月 29日(日) 中興祭
12月 2日(水) 中興祭
12月 5日(土) 中興祭
12月 8日(火) 中興祭
12月 11日(金) 中興祭
12月 14日(日) 中興祭
12月 17日(水) 中興祭
12月 20日(土) 中興祭
12月 23日(火) 中興祭
12月 26日(金) 中興祭
12月 29日(日) 中興祭

お問い合わせ先
信濃県南信州支部 信濃県民文化財センター(電話)026-222-1111
信濃県南信州支部 信濃県民文化財センター(メール)info@nshinetsu.or.jp

図 43

霜月祭の様子



図 44

南信州民俗芸能フォーラム
in 國學院の様子



図 45



写真：今田人形 (竜峡中学校今田人形座)

図 46

中部の祭り13ヵ所休止

国の重要無形民俗文化財や県の無形民俗文化財に指定されている祭りや踊りなどの伝統行事が今年に入って、中部地方の13ヵ所で休止・中止に追い込まれたことが分かった。人口減に伴う後継者不足が主な理由になっている。＝関連写真

本紙が東海、北陸などの9県(愛知、岐阜、三重、静岡、滋賀、長野、福井、石川、富山)の担当課などを取材して分かった。

愛知県奥三河地方で700年以上の歴史を誇り、「デーホへ、デーホへ」の掛け声で夜通し踊る奇祭「花祭」は17ヵ所のうち2ヵ所、同県の「三河の田楽」は3ヵ所のうち1ヵ所、長野県の「遠山の霜月祭」は12ヵ所のうち3ヵ所で休止または中止となり、祭礼の規模が縮小した。男衆が袴太鼓を打ち鳴らす「本郷のかんこ踊り」など三重県の3件、福井県の3件、静岡県の1件は行事そのものが休止または中止となった。

これらに加え、花祭は昨年末、最知県東栄町市川地区での開催が今年3月を最後に休止することが決まった。近年以降、花祭の開催は14ヵ所に減る。

休止・中止となったこれらの行事には、世襲制を採用していた例もある。都市部への人口流出が運営を困難にした。

中止・休止になった祭り

祭名	地域	備考
花祭(花祭)	愛知県	豊田市
花祭(三河)	愛知県	豊田市
三河の田楽(田楽)	静岡県	新城市
本郷のかんこ踊り	三重県	熊野市
三河	静岡県	新城市
グータ祭	鳥取県	鳥取市
新井の大祭り(踊り)	伊勢市	伊勢市
大鼓舞	岐阜県	岐阜市
熊野	三重県	熊野市
八幡神社の夜祭	岐阜県	岐阜市
遠山の霜月祭(夜祭)	長野県	長野市
長野	長野県	長野市
長野	長野県	長野市
長野	長野県	長野市

平成30年間後継者が不足

中日新聞 平成31年2月28日(木) 朝刊第1面

図 47

事例報告 3

地域文化財総合活用推進事業と伝統文化親子教室事業を 活用した取り組み

福持 昌之（京都市文化市民局文化財保護課）

今石：続いて、京都市文化市民局文化財保護課で文化財保護に取り組んでおられる福持さんです。ご自身も民俗芸能の研究者でいらっしゃいます。本日は「地域文化財総合活用推進事業と伝統文化親子教室事業を活用した取り組み」というタイトルでご発表いただきます。よろしくお願いたします。

福持：ご紹介いただきました福持と申します。よろしくお願いたします。

お手元に A4 サイズの『右京文化遺産博・嵯峨の伝統芸能』という冊子（図1）、それからその半分のサイズで『京都の六斎念仏』という冊子（図2）がございます。それは今日の発表に関連するものとしてお配りしたものですので、場合によってはそれもお覧いただいたらと思います。

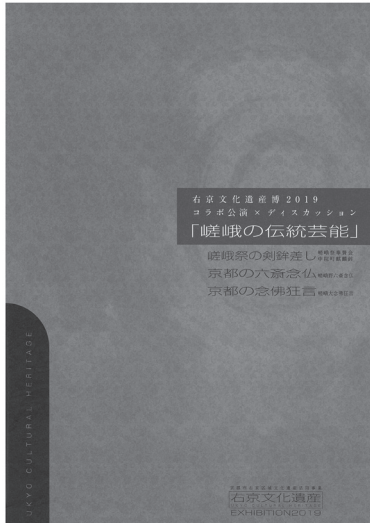


図1 『嵯峨の伝統芸能』

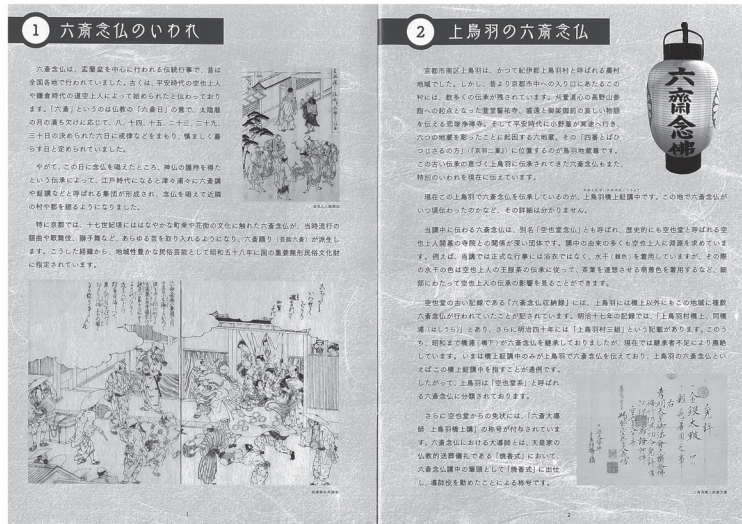


図2 『京都の六齋念仏』

1. 問題提起—既存の枠組みの活用

私は10年とちょうど6カ月前から、京都市の文化財保護課で働いています。それまでは滋賀県の愛知川町という小さな町の観光協会の事務局長として、地域の文化財、文化遺産を見てきましたが、人口1万2千人の町から147万人の京都に来て、面食らったわけです。祭りの数、神社の数、寺の数、地域の数が違う。祇園祭や五山送り火のような、サポートや金銭的に、あるいは従事する時間的にも非常に大きなものがある一方で、当然ほかの文化財もたくさんあるわけです。京都市内に国・府・市の指定・登録無形民俗文化財は約60件あります。それらをどうサポートしていくか、大きな仕事との割り振りの中ではどうしても片手間に近い状況、そこにウエイトがなかなか置けない多くの文化財があり、そこにジレンマがあります。

今日は、大きな祭礼行事、無形民俗文化財の陰に隠れてしまいがちな京都の無形民俗文化財の取り組みの姿をご紹介します。そして、できれば、いろいろなご意見を皆さまからいただいて、これからどうサポートができるのか、まさに持続可能なサポートのあり方というものを一緒に考えていきたいと思っています。

さて、タイトルにも挙げたように、私どもは「地域文化財総合活用推進事業」や「伝統文化親子教室事業」という、比較的新しい文化庁の補助事業を、——積極的に活用してきました。まず、これら事業について確認しておきたいと思います。

「地域文化財総合活用事業」と「伝統文化親子教室事業」の歩み

文化庁の地域文化財総合活用推進事業は、平成22年度(2010)10月から、地域伝統文化総合活性化事業という形でスタートしています。京都市の場合、市内でいくつかの事業が立ち上がって実施していたのですが、平成23年(2011)から「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」という名前になりました。複数年度にまたがる事業の継続は認められたのですが、文化庁から、各市町村で一本化しなさいという指示があり、京都市ではこのときにひとつの大きな委員会を作って、それまでの各実施団体はその中に包括された形になりました。それから今日に至るまで、継続して事業実施をしています。

文化庁の示した、市町村でひとつの実行委員会とは、市町村の職員も参画した民間の実行委員会ということです。そもそも、平成22年度の募集の説明会では、「市町村向けの補助金を計画していたが、諸般の事情で民間向けの補助金になった。そのため、各市町村にも入っていただいた形の民間の実行委員会を作ってもらおうのがよいという説明を聞いた覚えがあります。

さらに、平成31年度（2019）からは地域文化財総合活用事業という名前になり、その中で、地域文化遺産と世界遺産のふたつの募集がある中で、前者がその流れをくんでいます。

一方で、文化庁の伝統文化親子教室事業は、平成15年度（2003）から22年度まで、伝統文化こども教室として行われてきたものです。それが、民主党政権の事業仕分けで、事業を請け負っていた財団法人伝統文化活性化国民協会が解散になったため、平成23・24年度は募集がありませんでした。ただし、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業のほうで受け入れてくださることになりました。そして、平成25年度（2013）からは新たに伝統文化親子教室という形で、事業が再開しています。京都市では平成15年度から「京都の六斎念仏」という重要無形民俗文化財の教室事業が、ずっと活動を続けています。

これらの事業は、地方公共団体の参画する地域の文化遺産の所有者・保護団体による実行委員会が申請者になるということ、地方公共団体は実施計画を策定して申請の際に添える必要があること、人材育成と普及啓発に関する事業に関しては補助率が高いなどの特徴があります（図3）。補助率が「定額」というのは、補助率の制限を定めていないということで、場合によっては100%に近い補助率になることもあります。つまり必要だという補助対象経費のうち、これだけ認めましょうということで、いったん決まるとその金額は定額ということです。つまり、場合によっては補助率が100%という可能性もあるところが、このふたつの事業の特徴です。

伝統文化親子教室に関して、ひとつ申しとおきますと、申請者が一番苦労されているのは、年間5回以上の教室を計画しなくてはならないという点のようです。1回限りの、あるいは2回、3回の教室では駄目というのが多少ネックになっているようです。

<p>「地域文化財総合活用事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> * 地方公共団体が参画する地域の文化遺産の所有者や保護団体による実行委員会が申請者となる * 地方公共団体が実施計画を策定して添える * 人材育成、普及啓発は補助率が高い（定額） <p>「伝統文化親子教室事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> * 民間団体が申請者となる * 補助率が高い（定額）、ただし補助額申請の上限は50万円 * 年間5回以上の教室を計画する

図3 両事業の特徴

問題提起

そこで今回の問題提起としては（図4）、既存の制度・枠組みを活用していくということをもう少し考えてみませんかということ、それから無形文化遺産の活用とは、持続可能な社会を維持し続けるということに尽きるのではないかなと思います。無形の民俗文化財や伝統行事を負担と感じている人たちは少なからずいるので、できるだけ負担感を減らすために短縮したり、減らしたり、縮小して続けていこう

という考え方もあります。たとえば、平日に集まるのは難しいから土日に変更したら来てくれるのではないかということです。でもそうではなくて、逆に、ややこしいこと、面倒くさいことを面白い、楽しいじゃないかと思ひ直して、「積極的に取り組むほうが面白いよね」というところにつながる雰

<p>既存の制度、枠組みを活用することで、「無形文化遺産の新たな活用」を目指すことができるのでは？</p> <p>無形文化遺産の活用とは、つきつめると、それを取り巻く人々の、持続可能な社会を維持し続けることに尽きるのでは？</p> <p>負担と感じて縮小して続けるのではなく、面白い、楽しいこととして積極的に取り組む、雰囲気づくりが不十分のでは？</p>
--

図4 問題提起

困気づくりが必要で、それはまだまだ足りていないとも思います。それは私自身にとっても反省点です。本日は、こういったことについて、短い時間ですけれども一緒に考えていけたらと思っています。

2. 嵯峨大念仏狂言による右京の文化遺産の拠点としての活動

まず紹介するのは、嵯峨大念仏狂言による右京地域の文化遺産の拠点としての活動です。嵯峨大念仏狂言というのは右京区の嵯峨にある民俗芸能です（図5・6）。重要無形民俗文化財で鎌倉時代からの流れをくんでいます。融通念仏という、たくさんの人で念仏を一緒に唱えたら、私の分もあなたの分、あなたの分も私の分と、念仏を融通し合って非常に大きな相乗効果を生むんだという考え方があります。そういうみんなで念仏を唱えましょうという大念仏会の際に、念仏の事でうるさいところでパントマイムの演劇をすることで仏教的なことを伝えられる。ですから無言劇なんだと、そういう説明をされることが多いようです。



図5 嵯峨狂言堂 重要無形民俗文化財
「嵯峨大念仏狂言」

鎌倉時代末、京都で円覚十萬上人が始めたという三大念仏狂言（壬生・嵯峨・千本）の一つで、無言劇（千本はセリフあり）。

所蔵している狂言面に天文18年（1549）在銘のものがある。

「夜討曾我」、「羅生門」などカタモンと称される能風の演目と、「愛宕詣」、「餓鬼角力」などヤワラカモンと称される狂言風の演目とがある。

昭和39年から49年まで中断していたが、復活。

図6 嵯峨大念仏狂言の特徴

嵯峨狂言堂の修理事業（平成28～30年度）

嵯峨大念仏狂言の狂言堂（図7）が、床下の柱などが根腐れもし、屋根も雨漏りが生じていたため、平成28～30年度（2016～2018）に国庫補助事業で改修工事をするようになりました。無形民俗文化財の専用舞台の修理という扱いです。修理をしたのは西野工務店です。ちょうど明治34年に嵯峨清涼寺の境内に移築したらしく、そのときの棟札が残っています（図8）。ここに西野という文字が書いてあります。ですから昔からの大工さんにお問い合わせができたということで、NPO法人京町家再生研究会という木造建築についての有識者団体に設計監理をお願いをしました。京町家再生研の設計監理、施工が西野工務店ということで丸2年、事業年度でいうと平成28～30年の3カ年でした。30年の秋には完成して公演に使えるようになりました。

このときに、保存会の人たちは費用を負担するために、地元の「京都新聞」などに記事を出してもらったなどしました。これは瓦修復をするのに寄付金を集めるという記事なのですが（図9）、保存会の人たちはいろいろな人を巻き込んでいく努力をされました。記事中の写真3枚目、真ん中の赤いジャンパーの人が保存会長さんです。



図7 嵯峨狂言堂



図8 棟札



図9 2018年3月26日付京都新聞

子どもたちの修理参画—土壁塗り、タタキ装飾（平成29年）

2年目の年である平成29年（2017）の8月10日、実はこの保存会では子どもを集めて体験教室をするという活動をしていました。そこに参加する狂言クラブの子どもたちに、この修理の現場を見せたいという思いがあって、子どもさんに修理現場の公開しました（図10・11）。その日には右京区の区役所が、また同じように修理現場を見せてもらえないかという話もあって、8月10日には4グループぐらいにわかれて修理現場の公開をしつつ、この土壁を子どもさんに塗ってもらおう企画もされました。「君たちが建てたんだ」という、そういう演出をしたわけです。この日は狂言クラブがAとBの2グループ、あとは全京都建設協同組合の親と子、右京区は右京区子ども歴史体験グループで、この日に体験教室、現場公開をいっぺんにやっているわけなんです（図11）。

あともうひとつ、これは犬走りなのですが、犬走りに丸石を3つずつぐらい、カラスの足跡みたいになんか並べるといふ装飾があるそうです（図12）。その装飾を子どもたちに自由にさせました。犬走りは狂言堂の四方にありますが、東面の犬走りだけは、丸石の装飾を子どもさんたちにさせたという形です。



図 10 修理現場の公開

8/19 第2回 狂言堂修復工事見学と親子壁塗り体験

日時 平成29年(2017) 8月19日(土)

場所 清涼寺境内 狂言堂修復工事現場

8時集合 保存会スタッフ 松井会長 小西長老 加納一橋 浅野 小増山 山下
小西葉子 近藤奈央 柳原志保 松井淳 小松みか

西野工務店 京町家再生研究会 全京都建設協同組合

9時 あいさつ 松井保存会会長

壁塗り説明 西野工務店 左官方

壁塗り体験 狂言クラブA 保護者4名
子供 11名
狂言クラブB 保護者3名
子供 7名
全京都建設協同組合の親と子

10時30分 修復工事見学 解説 加納(保存会) 木下(町家再生研究会)
右京子ども歴史体験グループ(右京区主催)

10時50分 体験グループは京北に出发:加納・近藤引率

11時 壁塗り体験 継続
鯉嶋狂言写真展(南側テント内) 案内・解説 小増山・山下(保存会)

12時 解散

図 11 当日のプログラム



図 12 子どもたちが手掛けた犬走りの装飾

他の文化遺産とのコラボ公演の取り組み

このように、修理事業に地域や子どもたちを巻き込んでいったのは、すべて嵯峨大念仏狂言保存会の人たちのアイデアによるものでした。でき上がった後、私にこういう相談がありました。「次のステップを何か考えたいのだけど、どうしよう。まず大々的なお披露目公演をしようと思うんだけど、やっぱりお金がかかる。何か補助金とかはないの？」というような相談で、「あなたのところの団体のお披露目公演に公的資金を出せるような、そんな仕組みはないと思うんだけど」と言いつつ、ふと思い出したのが、先ほどの地域文化財総合活用推進事業でした。「地域の文化遺産の総合的な発信という形の、普及啓発活動をもしされるんやったら、そういう企画を持ってきてもらえたら、京都市で取りまとめて申請できるのではないかと思うから、一度、考えてみてはどうですか」と申し上げました。すると企画を考えられまして、嵯峨狂言堂で嵯峨大念仏狂言を上演するのだけれども、同じ右京区内の嵯峨の六斎念仏も舞台に上がってもらおうと思うと。今回は「嵯峨」で統一して、もうひとつ嵯峨祭の剣鉾差しにもこの日に来てもらおうということになりました。

つまり、3つの民俗芸能をこの日1日で見られて、解説もしてもらって、パンフレットも作って、来てくださった方に配る。劇場を持っている強みとして、ここを拠点に文化発信しようじゃないかという構想をお持ちくださいました。その後、文化庁に申請し、内定をいただき、会議を重ねました。これはその会議の様子です（図13）。一番左にいるのは嵯峨の六斎念仏の副会長さん、右端の3名の方は嵯峨清涼寺の職員、左上のこちらを向いている男性は保存会の事務局長、この企画の中心人物です。その下の女性は右京ふれあい文化会館という京都市の文化会館の副館長さんです。この日にイベントを開催すると同時に、前後1～2カ月にわたって、右京ふれあい文化会館で3つの芸能のパネル展をすることになり、いろいろな人を巻き込んで会議を始められ、私も3回ぐらい呼ばれて参加しました。

その結果、こういう形でコラボ公演「嵯峨の伝統芸能」を行いました（図14）。主催は嵯峨大念仏狂言保存会で、嵯峨祭の剣鉾差しと京都の六斎念仏のうちの嵯峨の六斎念仏には出演料を出しているわけです。申請団体の出演料は補助対象外なので出演料なし。よその団体については補助金で出演料の申請ができます。当日は事務局長の加納敬二さんが進行し、私と柿本雅美さん（津市教育委員会）と芳野明さん（嵯峨美術大学）で芸能の解説をしてくださいということになりました。その辺は見知った顔の人たちでうまく、安く済ませるということです。図14の下段のイベント案内、写真パネル展というのが右京ふれあい文化会館、右京区役所、それから嵯峨狂言堂（2月から）の告知です。

さて、当日ですが、このように狂言堂の正面で芸能の解説をした後（図15）、まず嵯峨祭の剣鉾差しを嵯峨清涼寺の境内で差しました（図16・17）。これは売店の様子です。保存会の人いろいろなグッズを売ってました（図18）。嵯峨大念仏狂言は普段の公演は無料で見られます。ただで見られるということは収入がないということなので、こういう授与品を若干作って売っているのですが、それで収支が合うはずもなく、公演するほど大赤字です。大赤字とはいうものの、皆さん楽しんでやってらっしゃるという印象があります。

これはちょうど六斎念仏を上演しているところです（図19）。この日も当然ただで見られるのですが、ものすごい熱気を感じました。皆さん喜んで見てくださっている。これには六斎念仏の人も剣鉾の人も、中心になった嵯峨大念仏狂言の人も、非常に満足をしていただいています。打ち合わせ会議にも参加したが、基本的に嵯峨大念仏狂言保存会の人たちが自分たちで考えて進めていった、そういうイベントでした。

嵯峨大念仏狂言保存会の面白いところは、例えばこんな非常に楽しい公演ポスターやチラシを作っ



図 13 会議の様子

右京文化遺産博 2019 コラボ公演 × ディスカッション 「嵯峨の伝統芸能」

2019年 日時 11月23日(土) 13時半開演 13時開場	13:30 開演 パネルディスカッション
場所 清涼寺(嵯峨釈迦堂)内 嵯峨狂言堂	次第 14:40 嵯峨祭の剣鉾差し 15:10 嵯峨野六斎念仏 15:50 嵯峨大念佛狂言 16:30 閉演
コラボ公演 嵯峨祭の剣鉾差し 京都の六斎念仏 京都の念佛狂言	出演 加納敬二 (嵯峨大念佛狂言保存会) 福持昌之 氏 (京都市文化財局 文化財保護課) 楠本雅美 氏 (山形県教育委員会 文化財保護課) 芳野 明 (嵯峨大念佛狂言保存会)
主催 嵯峨大念佛狂言保存会 075-881-5553 www.sagakyogen.info	
イベント案内 写真パネル展開催!	京都府右京区嵯峨文化会館 令和2年11月9日(土)~12月16日(月) 京都府右京区役所 令和2年2月予定 嵯峨狂言堂 令和2年2~3月予定

図 14 コラボ公演「嵯峨の伝統芸能」プログラム



図 15 芸能の解説



図 16 嵯峨祭の剣鉾差し



図 17 嵯峨祭の剣鉾差し



図 18 売店の様子



図 19 嵯峨野六斎念仏の上演



図 20 嵯峨大念佛狂言保存会のポスター

ていることです（図 20）。つまり民俗芸能を伝えていくのに、民俗芸能の練習をして、披露するという、いつものルーティンに、それ以外のところにも楽しみをもうひとつ付加しているのです。この会のメンバーの中には、演技も囃子も何もできないけれども、写真はうまく撮れますという人もいます。例えば、プロの写真家や芸術写真ではないけれども、仕事で写真をずっと撮っているような人、それからデザイナー、デザインをしたり印刷をやるような人たち、あるいは経理ができる人や、舞台の裏で衣装などの繕い物ができるおばちゃんとか、いろいろな人たちが関わっています。つまり、いろいろな楽しみ方があって、保存会の活動に参加しているんだというのがわかります。こういうポスターを集めていらっしゃる方もいるらしいですし、確かに過去のポスターを並べるだけでもちょっとした面白い展覧会になってしまうようなところが、何か底力を感じるどころです。

成果

嵯峨大念佛狂言保存会は、専用舞台を持つ強みと責任を自覚していらっしゃると感じます。狂言堂の建物はこれからもずっとあると思います。「あそこの壁はわしが塗ってん」とか、「ここはわしが石を置いた」というようなことを子どもにさせようという、そういうひと手間ふた手間というのが、きっとあまり苦に思わずにされているところが素敵だと思います。子どもたちの心に残すタイムカプセルを埋め込んでいるわけです。今回、初めて六斎念仏と剣鉾がコラボしたわけですが、これも自ら開拓されたわけです。行政から「あそこここと」とか、「連絡はうちで取ってあげるから」ということはせずに、保存会の人自主的に連絡を取って話をつけてこられた。ほかの芸能、ほかの文化財とのネットワークを自分たちで構築されて、皆さまのお手元にあるようなパンフレットを作って残された（文末資料 4）。参加して下さっている方々の顔が非常に生き生きと写っているような、印象的ですてきな冊子をつくって、皆さんが満足して下さる。そういうことがこの補助事業で実現できたというのが素晴らしいことなのではないかと思っています。

3. 京都の六斎念仏による芸能六斎を活かした念仏六斎の継承

さて、次に京都の六斎念仏による芸能六斎を活かした念仏六斎の継承です。

伝統文化こども教室事業への参画と合同発表会（平成 15 年～）

実は伝統文化こども教室は平成 15 年（2003）からと言いましたが、京都の六斎念仏が十数団体あり、平成 7 年（1995）ごろから京都市南区の吉祥院六斎念仏などでは「こども教室」というのをやっ

ました。ほかのところでも、どうやら始めていたようです。これは京都市の学校教育の中で、体験学習と地域との連携プログラムがあって、それを母体に始まったそうです。そして、平成15年からは文化庁の伝統文化こども教室事業に参加していきます。伝統文化こども教室に参加した京都の六斎念仏は、大体8～10団体あるのですが、それらは年度末の1、2月あたりに合同の成果発表会をするようになりました。これがずっと今も続いてきています。合同の成果発表会をすることで、「よそのところの子らはどんだけうまいねん」というのが分かる、とてもよい機会になっていると思います。

上鳥羽の四つ太鼓（芸能六斎）こども教室の開催

その中で今日お伝えしたいのは、特に上鳥羽の事例です。京都の六斎念仏というのは、全国で見られる六斎念仏とはちょっと違うと言われています。それは何かというと、六斎念仏というのは本来、月のうち6日間、精進潔斎をして念仏を唱えるというような行事をしていました。その念仏を唱える行事が、太鼓や鉦を使ってリズムを取るようになり、そこまでは六斎念仏の芸能として大体共通しているのです。これは上鳥羽六斎の六斎念仏の様子です（図21・22）。

それが京都の場合、太鼓の芸がどんどん芸能化していき、念仏抜きで太鼓だけで囃し始めるようになる。いろいろな所作が伴って太鼓芸になっていく。鉦も叩くのですが、基本は太鼓芸です。最終的には「獅子と土蜘蛛」のような演劇的要素をどんどん入れていく。上鳥羽の場合は念仏六斎だけが、いま残っています。ただ、ほかのところでは芸能六斎としての太鼓芸などが非常に多いのです。

伝統文化こども教室にエントリーしているところは、みな芸能六斎の団体です。例えば、四つ太鼓ですが、4つの太鼓を置いてトントコトントコ、トントントンとうまく叩いていく、こういったものを子どもさんに教える。これが非常に子どもに受けるのです。芸能六斎の一番基本的な芸、入門的なものをやるのです。実は、上鳥羽六斎はこれがないのです。70～80年前までは芸能六斎もしていたことは分かっているのですが、どんなことをしていたかはもう分からないのです。

図21の真ん中にいる男性が川勝さんという当時、上鳥羽六斎の代表です。この代表がこども六斎教室の成果発表会のお世話をされていました。小学校の体育館を借りて、10団体ほどの子どもさんの団体が出て、その親御さんがこうやって詰めかけてくる（図23・24）。これが六斎教室の成果発表会のプログラムです（図25）。この成果発表会の実行委員長を上鳥羽の川勝さんがされていて、ずっとこども教室の様子を見てこられました。でも自分のところは念仏六斎だから、「念仏をこども教室で教えるわけにもいかんやろ。たぶん集まってこないだろう。太鼓の教室ができたらええのにな」という思いをずっと持っていらっしやったのでしょう。平成22年（2010）のある日、こども教室をやりたいというご相談が私のところがありました。いろいろ相談した結果、平成23年からこども教室を始められました。

国指定の無形民俗文化財の中で、上鳥羽六斎は念仏六斎ということになっています。指定時のずっと前に絶えてしまった芸能六斎は、指定の範囲外ですので、京都府も京都市もそういうご相談があったときに、「指定外のことをやるということですから、それは別の活動とお考えになってください。新しい活動をされるのはご負担になるだけかもしれませんよ」という心配をして、相談に対する回答はしていたのですが、「いや、やります」とおっしゃいましたので、私どもは静観していたんです。

そうしましたらどういうことが起こったかといいますと、こども六斎教室で太鼓を学んでいた子どもたちが非常に楽しんで、念仏六斎である上鳥羽六斎に興味を持ち始めたのです。指導者の人たちは、「君、こんだけ太鼓ができるんやったら、鉦もやってみないか。念仏の節も覚えてみないか」というようなことを言ってみると、子どもたちも「やる、やる」と反応した。それで、この写真（図21・22）



図 21 上鳥羽六斎の六斎念仏



図 22 上鳥羽六斎念仏の太鼓（念仏六斎）



図 23 こども六斎教室の成果発表会（四つ太鼓）



図 24 こども六斎教室の成果発表会（開会）

第 16 回こども六斎教室成果発表会

プログラム 出演順

第 1 部四つ太鼓

- 1、光徳こども六斎教室
- 2、久世六斎クラブ
- 3、西院こども六斎教室
- 4、伏見桃山子ども六斎会
- 5、上鳥羽六斎ジュニア
- 6、嵯峨野子ども六斎
- 7、朱雀六斎キッズ教室
- 8、吉祥院子ども六斎教室
- 9、大藪六斎クラブ

第 2 部

- 1、西院こども六斎教室
- 2、伏見桃山子ども六斎会
- 3、朱雀六斎キッズ教室
- 4、嵯峨野子ども六斎
- 5、上鳥羽六斎ジュニア
- 6、光徳こども六斎教室
- 7、久世六斎クラブ・大藪六斎クラブ

図 25 成果発表会プログラム

なのですが、ちょっと背の低い人たちは小学生で、念仏六齋を始めた子どもたちなのです。芸能六齋で楽しみを覚えて、そのまま重要無形民俗文化財の念仏六齋のほうにスカウトし、そのままスライドしていった子どもたちで、非常に念仏がうまいらしいです。子供たちにはハードルが高かったものを、芸能六齋を導入に使うことで本来伝えていきたい民俗芸能、国指定の念仏六齋を守ることにつなげていくということをなされました。

その一方で、芸能六齋としての最終目標である「一山打ち」の完成を目指した取組みをされました。「一山打ち」とは、いろいろな演目をたくさん上演しなくてはいけないのですが、そのための曲を、新たに少しずつ作っていく。そういう活動が伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィス (TARO) の共同プログラムに採択されて、報告書作りやパンフレット作りをしています (図 26)。皆さまのお手元にある小さなパンフレットはそのパンフレットで、いま報告書がようやくできて 2 月ぐらいには配布できるということです (文末資料 4 参照)。今度、2 月 9 日に京都芸術センターで、この成果発表会があって、そこで六齋念仏の成果発表もあるということです。

つまり、子どもの頃に覚えたことは忘れないということや、子どもたちが切磋琢磨する目標の場 (成果発表会) が非常に重要だということ、それから芸能六齋を通じて念仏六齋へとステップアップしていくというような仕組みづくりに伝統文化親子教室が活用されていること。さらに京都市の TARO の取り組みなども利用することでより効果的な取組みとなったのではないかという事例です。

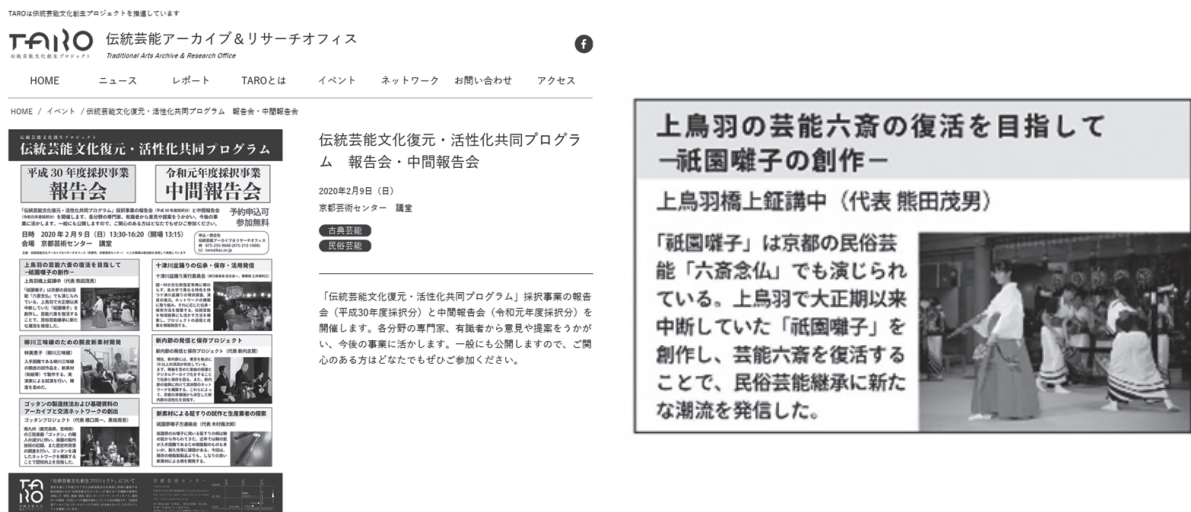


図 26 TARO との共同プログラム

4. 市町村としての伝統文化親子教室の活用

ここからは、市町村としての伝統文化親子教室の活用についてです。伝統文化親子教室事業の募集があると、市町村の教育委員会が窓口になります。受け付けをしてデータ入力をして、中身を確認して、不備があったら連絡を取って直してもらって再提出という手間に、平均して 1 件 1 時間かかります。京都市は例年 50～60 件申請がありますので、2～3 週間の受付期間の間にそれだけの作業に手を取られるのは非常に辛いところですが、やっぱり意味がある事業だと思うのです。図 27 は平成 29 年度 (2017) の採択分野一覧ですが、全国 3,984 件のうち、茶道・華道・書道 (生活文化) が 35.3%、百人一首・囲碁・かるた (国民娯楽) が 11.9%、和太鼓など (伝統芸能) が 24.6%。つまりこれら 71.8% は「日本の文化」なのです。一方で「地域の伝統行事・文化」は民俗芸能と祭り行事に限られ、合わせて 16.4% しか採択されていない。これをもっともっと広げることができれば、市町

平成29年度の採択分野一覧

大分類	分野	件数	小計	%
民俗芸能	神楽	75	473	11.9%
	獅子舞	91		
	お囃子	190		
	その他の民俗芸能	117		
祭行事	祭行事	181	181	4.5%
伝統芸能	民謡民舞	55	979	24.6%
	和太鼓	203		
	能楽	123		
	邦楽	242		
	邦舞	356		
伝統工芸	伝統工芸	50	50	1.3%
国民娯楽	百人一首・カルタ	151	429	10.8%
	囲碁	125		
	将棋	153		
生活文化	華道	858	1405	35.3%
	茶道	456		
	書道	82		
武道	武道	70	70	1.8%
その他	その他の分野	397	397	10.0%
		3,984	3,984	100.0%

※採択数は3,508件であるが、複数の分野にまたがっている教室があり、ここでは合計が3,984件となる。

図 27 伝統文化親子教室採択分野一覧

伝統文化親子教室事業の事業計画案

「ル、伝統工芸」の場合				
第1回	6月〇日	日本の伝統建築についての学習会		
第2回	7月〇日	壁塗り体験1（土をこねる、塗る）		
第3回	7月〇日	壁塗り体験2（塗りの技術を高める）		
第4回	8月〇日	カンナの体験		
第5回	10月〇日	くぎ打ちの体験		
第6回	12月〇日	教室の感想文の作成		
「ホ、祭り行事」の場合				
第1回	6月〇日	虫送りの松明づくり体験		
第2回	7月〇日	虫送り（行事に参加）		
第3回	7月〇日	盆踊りの練習		
第4回	8月〇日	盆踊りの参加		
第5回	8月〇日	地藏盆についての学習会		
第6回	8月〇日	地藏盆に参加		
第7回	11月〇日	お火焚きに参加		
第8回	12月〇日	教室の感想文の作成		
「ナ、上記以外の分野（伝統的な生活文化）」の場合				
第1回	6月〇日	生活文化についての学習会		
第2回	7月〇日	浴衣の着付け体験		
第3回	7月〇日	祇園祭の宵山体験（浴衣で）		
第4回	8月〇日	障子貼り体験		
第5回	10月〇日	畳替え体験		
第7回	12月〇日	教室の感想文の作成		

図 28 事業計画案

<開催日程（予定）>

「教室」／「発表会・大会」の内容		回数	日程（予定）	曜日	時間（※）
事前学習	鞍馬の火祭について知る	1回	9月11日	月	15:30 ～17:00
火祭参加	鞍馬の火祭に参加する	1回	10月22日	日	18:00 ～22:00
事後学習1	鞍馬の火祭の絵を描く	2回	10月30日 11月13日	月	15:30 ～17:00
事後学習2	鞍馬の火祭の作文を書く	1回	11月27日	月	15:30 ～17:00

図 29 鞍馬火祭保存会の事業計画

村の文化財行政としての意味が高まるのではないかと思います。茶道・華道が浸透するのすごく重要なことなのですが、市町村にとってその地域の伝統行事を守ることは、直接的な課題であるわけで、そこで私はいろいろ考えたわけです。

例えば地域の特色ある伝統工芸で5回の練習をする、体験教室をする、そういうことをプログラムするとこんなことができるのではないかと。祭り行事だったらこんなことができるのではないかと。そういうことを、いろいろな団体さんの申請書を見ながら私も考えてみました（図28）。例えば鞍馬火祭保存会の会長に、「どうですか。伝統文化親子教室にエントリーしてみませんか」という相談をしたら、「やりましょう」と言って出してくれたのがこのプランです（図29）。事前学習に1日、それから火祭への参加に1日、それから鞍馬火祭の思い出、見たものの絵を描く、それから作文を書く、といった形の5日間のプログラムです。これでエントリーしてみたところ採択されました。今年2

年目をされているところですよ（図30）。

もう一例、分野でいうと「その他」になるのですが、「暮らしの文化」に関する教室を企画されたのが京町家再生研究会です。実は嵯峨大念仏狂言の土壁塗り体験に関わって、これは面白いと思ってくださいます、申請につながっていただきました。これが1年目のチラシです（図31）。京の町家の暮らしを体験してみようという内容で、京町家の話、掃き掃除体験、ベンガラ塗り体験、障子の張り替え体験などのことをされています。ホームページには教室の様子の写真もあります（図32）。

左京区の久多では50～60軒の家に対して、指定登録文化財が約10件あります（図33）。人口当たりの文化財の数が京都最高の地域なのです。ここでは虫送りの体験教室などを実施され、その様子をビデオに撮って残しています（図34）。これは先にビデオを撮りたいという話があって、では体験教室をしようという話になり、その様子をビデオに撮ることになりました。これが、一年間で制作できたビデオ一覧です（図35）。

ここで皆さんにも考えていただきたいのは、体験教室をするために伝統文化親子教室の申請をして、補助金をもらうというのも良いのですが、プラスアルファを考えていくと、いろいろな展開ができるということです。皆さんにも後ほどご意見をいただけたらと思いますが、保存伝承団体、その他の市民、市町村など行政担当者などそれぞれが、それぞれの役割をいろいろ考えながら、皆さんができることをやっていくといいのではないかなと思っています。

駆け足になりましたが、以上です。ありがとうございます。



図30 鞍馬火祭の様子

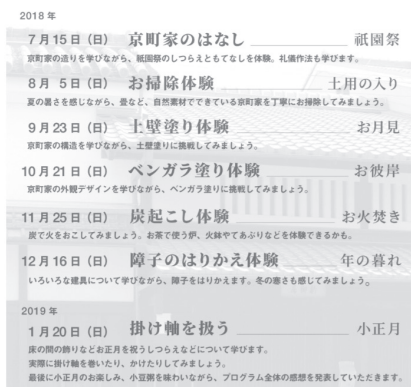


図31 京町家再生研究会のチラシ



対象：小学校3年生から6年生までの児童とその保護者（先着10組程度）
参加費：児童一人につき5,000円（全9回+感想会）
 ※材料費として、追加で飲食代を頂戴する場合があります
会場：京町家再生研究会本部
 ※催しによっては近隣の町家で開催する場合もあります
 （京都市中京区 京都市地下鉄烏丸線四條駅、阪急京都線烏丸駅から徒歩分）
開催期間：2019年5月～2020年1月 毎月1日曜開催
 13時30分開始、15時終了予定
 （日程は変更になる可能性があります。）

回数	歳時記	プログラム	開催日
第1回	「端午の節句」	床の間にお花を生ける	5月19日
第2回	「衣替え」	着物の畳み方	6月23日
第3回	「祇園祭」	しつらえとてなし	7月21日
第4回	「夏の暮らし」	お掃除体験	8月4日
第5回	「お彼岸」	土壁塗り	9月8日
第6回	「お月見」	べんがら塗り体験	10月20日
第7回	「伊開き」	灰起こし体験	11月17日
第8回	「年の暮れ」	障子のほりかえ体験	12月8日
第9回	「お正月」	掛け軸を扱う 感想会	2020年1月19日

※ 毎回、季節のお菓子をいただく「お楽しみ」があります。

図 32 京町家再生研究会のホームページ

文化財の名称	文化財の種別	備考
久多の山村生活用具 563 点	京都市登録有形民俗文化財	久多いきいきセンター保管
久多の山の神・お母	京都市登録無形民俗文化財	1月3日、志古瀬神社
久多宮の町松上げ	京都市登録無形民俗文化財	8月23日、宮の町
久多の花笠踊	重要無形民俗文化財（国指定）	8月24日、志古瀬神社
志古瀬神社本殿	京都市指定文化財（建造物）	
志古瀬神社文化財環境保全地区	京都市指定文化財環境保全地区	
久多の大杉	京都市指定文化財（天然記念物）	大川神社
大般若経	京都市指定文化財（美術工芸品）	大谷大学博物館寄託
木製五輪塔	京都市指定文化財（美術工芸品）	大谷大学博物館寄託
岡田家文書	京都市指定文化財（美術工芸品）	京都市歴史資料館寄託
東本家文書	京都市指定文化財（美術工芸品）	京都市歴史資料館寄託

文化財の名称	所在地	備考
久多城	中の町	
上の宮神社	上の町	
大川神社	中の町	
大般若経転読	8月10日、観音堂	
花笠づくり	8月14日～8月23日、各町の花笠	
虫送り	7月10日頃、各町連携	
上の町ちやちやんこ	8月24日、上の町	
中の町ちやちやんこ	8月23日、中の町観音堂	
下の町ちやちやんこ	8月23日、下の町	
川地藏	8/14～15、各町（各家の行事）	
友禅菊	7～8月、各町（特に宮の町）	

名称	種別	面積	告示	所在地	申請者
京都丹波高原国定公園	国定公園	H28.3.25	告示	南丹市、綾部市、京丹波町、京都市（左京区、右京区）	
海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食園若狭と鯖街道～	日本遺産	H27.4.24	認定	申請者：福井県（小浜市、若狭町）	

図 33 久多の文化財一覧



図 34 虫送りの様子

No	タイトル	時間	出演	撮影	編集	協力	制作期間	公開日	収録
1	京都 久多の夏～2018～	2分20秒	藤田 由貴 玉山 優衣 樋口 諒也 大森 雅吉 (京大生)	大森 雅吉 (京大生)	久多の暮らし協会 京都市左京区役所 京都市文化財保護課	2018年7月～9月	2018年8月5日 (製作期間)	2018年7月～9月	京大生
2	京都市登録有形民俗文化財 久多の山村生活用具～麻～	4分47秒	藤田 由貴 玉山 優衣 樋口 諒也 大森 雅吉 (京大生)	大森 雅吉 (京大生)	久多の暮らし協会 京都市久多いきいきセンター 京都市左京区役所 京都市文化財保護課	2018年7月～9月	2018年8月5日 (製作期間)	2018年7月～9月	京大生
3	京都市登録有形民俗文化財 久多の山村生活用具～夏～	2分01秒	藤田 由貴 玉山 優衣 樋口 諒也 大森 雅吉 (京大生)	大森 雅吉 (京大生)	久多の暮らし協会 京都市久多いきいきセンター 京都市左京区役所 京都市文化財保護課	2018年7月～9月	2018年8月5日 (製作期間)	2018年7月～9月	京大生
4	久多の伝統文化親子教室～虫送りの松明づくり～	13分04秒	藤田 由貴 玉山 優衣 樋口 諒也 大森 雅吉 (京大生)	大森 雅吉 (京大生)	久多の暮らし協会 京都市左京区役所 京都市文化財保護課	2018年7月～9月	2018年7月15日 (製作期間)	2018年7月～9月	京大生
5	久多プロモーションビデオ Kyoto KUTA Promotion Video	2分52秒	玉山 優衣 樋口 諒也 大森 雅吉 (京大生)	玉山 優衣 (京大生)	久多の暮らし協会 京都市左京区役所	2018年7月～9月	2018年8月5日 (製作期間)	2018年7月～9月	京大生
6	京都市登録有形民俗文化財 久多の山村生活用具～道具～	4分15秒	藤田 由貴 玉山 優衣 樋口 諒也 大森 雅吉 (京大生)	大森 雅吉 (京大生)	久多の暮らし協会 京都市左京区役所 京都市文化財保護課	2018年7月～9月	2018年8月5日 (製作期間)	2018年7月～9月	京大生
7	久多の伝統文化親子教室～後編～	4分33秒	藤田 由貴 玉山 優衣 樋口 諒也 大森 雅吉 (京大生)	玉山 優衣 (京大生)	久多の暮らし協会 京都市久多いきいきセンター 京都市左京区役所 京都市文化財保護課	2018年7月～9月	2018年8月5日 (製作期間)	2018年7月～9月	京大生
8	久多の伝統行事「虫送り」	4分47秒	藤田 由貴 玉山 優衣 樋口 諒也 大森 雅吉 (京大生)	樋口 諒也 (京大生)	久多の暮らし協会 京都市左京区役所 京都市文化財保護課	2018年7月～9月	2018年7月15日 (製作期間)	2018年7月15日	京大生
9	久多の伝統行事「花笠踊」	7分28秒	玉山 優衣 樋口 諒也 大森 雅吉 (京大生)	樋口 諒也 (京大生)	久多の暮らし協会 京都市左京区役所 京都市文化財保護課	2018年7月～9月	2018年8月24日 (製作期間)	2018年8月24日	京大生
10	久多夏の里山まつり 2018	4分52秒	藤田 由貴 玉山 優衣 樋口 諒也 大森 雅吉 (京大生)	藤田 由貴 (京大生)	久多の暮らし協会 久多・里山まつり実行委員会 京都市左京区役所 京都市文化財保護課	2018年7月～9月	2018年8月5日 (製作期間)	2018年7月～9月	京大生

図 35 制作ビデオ一覧

地域文化財総合活用推進事業と伝統文化親子教室を活用した取り組み

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

文化財保護技師 福持 昌之

1. 問題提起——既存の枠組みの活用

(1) 文化庁「地域文化財総合活用事業」の歩み

平成 22 年度	地域伝統文化総合活性化事業
平成 23・24 年度	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業
平成 25～28 年度	文化遺産を活かした地域活性化事業（地域の文化遺産次世代継承事業）
平成 29～30 年度	地域文化遺産総合活用事業（地域文化遺産活性化事業）
令和元年度	地域文化財総合活用事業（地域文化遺産）

- ・地方公共団体が参画する地域の文化遺産の所有者・保護団体による実行委員会が申請
- ・地方公共団体が実施計画を策定して添える
- ・人材育成、普及啓発は補助率が高い（定額）

(2) 文化庁「伝統文化親子教室事業」の歩み

平成 15 年度～	伝統文化こども教室事業
平成 23・24 年度	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業
平成 25 年度～	伝統文化親子教室事業

- ・民間団体が申請
- ・補助率が高い（定額）、ただし補助額申請の上限は 50 万円
- ・年間 5 回以上の教室を計画する

2. 嵯峨大念仏狂言による右京の文化遺産の拠点としての活動

- (1) 平成 28～30 年度 嵯峨狂言堂の修理事業
- (2) 平成 29 年度 平成子どもたちが修理に参画——土壁塗り、タタキ装飾
- (3) 他の文化遺産とのコラボ公演の取り組み
- (4) 成果…専用舞台を持つ強みと責任の自覚、子供たちの心に残したタイムカプセル、自ら開拓した新しいネットワーク、パンフレット等を作製して足跡を残す

3. 京都の六斎念仏による芸能六斎を活かした念仏六斎の継承

- (1) 平成 7 年～ 吉祥院こども六斎教室の取り組み
- (2) 平成 15 年度～ 伝統文化こども教室事業への参画と合同発表会
- (3) 平成 23 年度～ 上鳥羽で四つ太鼓（芸能六斎）のこども教室を開催
- (4) 平成 29 年 10 月 京都こども六斎教室連絡会の立ち上げ
- (5) 平成 30 年度 伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィス（TARO）の共同プログラムの活用
- (6) 令和元年度 桂六斎の復活

資料 4-2

2019.12.20.東京文化財研究所 第14回無形民俗文化財研究協議会 「無形文化遺産の新たな活用を求めて」

- (7) 成果…子供の頃の思い出や覚えたことは忘れない、子供たちが切磋琢磨する目標の場が重要、新しい取り組み（芸能六齋）を通じたステップアップの仕組み、TAROを活用して報告書を作成して変化を記録に残す

4. 市町村としての伝統文化親子教室の活用

- (1) 受付窓口は市町村で、データ確認・入力の実務の負担が大きい
(2) 日本の伝統文化に比べ、地域の伝統文化の申請が少ない
(3) 特に、祭行事、暮らしの文化に焦点を当てて新メニューを推奨、支援
(4) 鞍馬火祭保存会による「鞍馬火祭」の教室（平成30・令和元年度）
(5) 京町家再生研究会による「町家の暮らし」の教室（平成30・令和元年度）
(6) 久多自治振興会による「里山の暮らしと年中行事」の教室（平成30年度）
(7) 成果…市町村行政における文化財保護の取り組みとリンクできる、芸能以外でも5回以上の教室の企画は可能、地域では当たり前の暮らしの文化をプログラムすることで地域活性化をはかる

5. まとめにかえて—それぞれの役割

- (1) 文化遺産をゼロから作ることは難しい。しかし、あるものを活かすことは可能。
(2) 当事者…負担を減らしてミニマムな活動にするのではなく、あえてプラスαに取り組む
無形の文化財そのものを維持継承するだけではなく、様々な人材を迎え入れる
特に、子供たちを誘い、子供を通じて親世代の理解も得る。
地域住民…まず知る、そして理解に努める。できれば、できることで協力・支援する。
例えば、差し入れ、舞台の裏方・小道具、撮影、広報、冊子編集、売店対応など。
行政など…まず足を運ぶ。理解して共感する。応援する。そして必要な助言指導をする。
博物館学芸員、研究者なども、同様の役割が果たせるのではないか。
観光客…タダと思わないこと。声援、メッセージ、頒布物の購入など、何かを残して帰ること。

《参考文献》

- ・2003 相原 進「民俗芸能の保存と後継者育成問題—京都市内における『六齋念仏』保存活動を事例に」
『立命館産業社会論集』39巻3号
・2016 柿本雅美「芸能六齋の創出と展開—上鳥羽の芸能六齋を中心に」
『佛教大学宗教文化ミュージアム研究紀要』13号
・2018 福持昌之「地域の伝統文化の継承に向けて—逆境のなかでの「伝統文化親子教室」の活用案」
『帝塚山大学大学院人文科学研究科紀要』18号
・2019 山中崇裕『上鳥羽の芸能六齋の復活を目指して—祇園囃子の創作』
平成30年度伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィス「伝統芸能復元・活性化共同プログラム」事業報告書

事例報告 4

無形文化遺産の魅力ある見せ方

山田 雅也（縦糸横糸合同会社）

今石：続いて最後の発表は山田雅也さんにお越しいただきました。山田さんは縦糸横糸合同会社という会社を立ち上げて活動されています。民俗芸能の活用を実践する母体ということで、企画からプロデュースまでを行っておられます。東文研では「東京シシマイコレクション」という企画を運営しているのですが、そちらにも関わっていただいています。今日は映像もたくさん見せていただけるということですので、どうぞよろしく願いいたします。

縦糸横糸合同会社の山田と申します。今日は「無形文化遺産の魅力ある見せ方」というお題をいただきましたので、言葉よりも映像や写真でどう見せるかということについてお話しさせていただければと思っています。よろしく願いいたします。本日は自己紹介と事業紹介、あとは活動をはじめたきっかけやこれまでの活動について、そのほか取り組み事例などを紹介させていただきながら、われわれが考えていることやプロジェクトについて説明させていただきます。

1. 縦糸横糸合同会社について

まず縦糸横糸合同会社は2016年（平成28）1月に立ち上げた会社です（文末資料5）。まだまだ未熟ですが、やっていることは基本的に、東北の暮らしの中に受け継がれてきた地域文化、お祭りや郷土芸能、技術、食文化、生活様式などについて、新しい視点と関わり方を企画してプランを作り、最後まで地域と並走していくことで、最終的には後継者につながるような活動を目指して立ち上げた会社です。そのためにやっていることとして、まず地域資源の発掘です。まずわれわれが地域を知ることから始めて、地域側のニーズをちゃんと理解し、編集した上で、新しい人たちのニーズにどうやってマッチさせていくかということのために、映像や発信の仕方などを考えてきました。

偉そうな内容ですが、2人でやっている会社です。私は山田雅也と申しますが、もう一人が小岩秀太郎です。彼は岩手県出身で、いまも全日本郷土芸能協会という全国の郷土芸能の組織をまとめる事務局をやられています。彼は知識や、これまでやってきた経験があるのですが、私は群馬県出身で、郷土芸能、無形文化遺産、そういったことに関して本当にまったく見ずに育ってきた人間です。な

ので、逆にこの10年間で取り返すために、さまざまな行動をしてきたことが、これから紹介するプロジェクトにつながってくるのです。3・11の東日本大震災の後、私にできることは何だろうかと探っていく中で、情報を求めていました。私は今もそうなのですが、テレビCMや映画なんかの広告に関する仕事、発信をする仕事をしていますので、何かこれまでやってきたことが役立つのではないかと考えて情報を求めていました。

彼と出会った場所もこの場で、2012年の第6回協議会で初めて会って、同じような意見、同じような考え、そういった中でわれわれにできることは何なのかということ語り合いました。そうしたなかで、東京から支援できること、東京から何ができるのかということを考えていました。彼は小さい頃から岩手県に伝わるししおどり鹿踊という郷土芸能をやっていました(図1)。もちろん田舎が嫌で東京に出ていったということもあるのですが、やはりそれが地域にあったもの、地域とつながれるものひとつということで、郷土芸能というものをきっかけに、われわれは何ができるかというような話をしました。



鹿踊 - シシオドリ -
岩手県一関市 行山流舞川鹿子躍

図1

2. 「東京鹿踊」の活動

交流する

そこで2013年(平成25)に、小岩の出身地にあるぎょうざん まいかわ行山流舞川鹿子躍という鹿踊の活動を通じて、東北の郷土芸能や鹿踊、地域を知ってもらおう活動をしていこうということで、「東京鹿踊」という団体を立ち上げました(図2)。この団体を通してやったことは、まず交流です(図3)。いろいろな人に関わってもらうためにはどうしたらよいか、あとは技術を高めなければいけないので合同練習、そういったことをしてきました。あとは見せるだけ、踊るだけではなくて、衣装や身に着けるものなどにも関心を高めていくためにはどうしたらよいかということも考えて、お師匠さんたちに作り方を聞いたり、一緒に作る機会を設けたりと、とにかく現地とつなぐための機会をこの数年間は作ってきました。

やはり発信や見せ方というところで少し注目されるようになって、さまざまな出演の機会をいただけるようになってきました(図4)。東京で活動することと現地側の活動をするので何が生まれたか

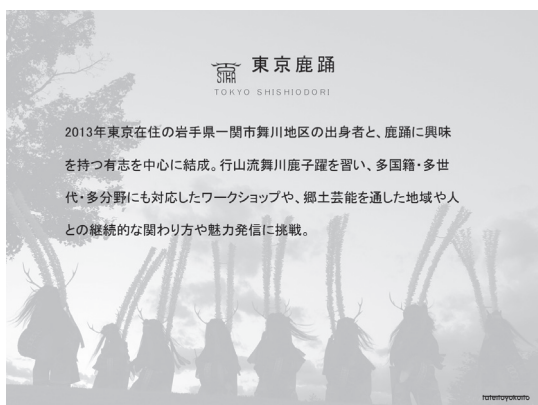


図2



図3

というと、東京で出演の機会があるときに、岩手県一関市から来てもらう。逆に岩手県で踊るときに人が足りないというときには、われわれが行く。同じ踊りの練習をしているわけなので、そういったことができる関係を築いて、もう6年近くになります。こういったことがもしかしたら伝承や、継承のためのひとつの新しいやり方になるのではないかと考えています。



図 4

伝える

それで、鹿踊や郷土芸能に関して興味がある人、知っている人は見に行くと思うのですが、そもそもほとんどの人が鹿踊って何なのか、郷土芸能って何なのかということすら知らないと思うのです(図5)。踊りの素晴らしさ、伝統ということ伝える前に、そもそもこれが何なのかということを考えて、体験型のワークショップや、子どもに伝えるためにはどんな言葉でどんな方法をとったらいいか、外国人にはどういう言葉を伝えたらわかるのか、理解が深まるのかというようなことを、実践を通して経験値を上げてきました。



図 5

私は先ほどお話ししたように、映像に関する仕事をしてきたこともありますので、イメージでそれを伝えるという手段も担ってきました。最初に、東京鹿踊はこういう活動を始めますということをもとめた映像がありますので、少し見てください。

(映像上映)

これは東京でわれわれだけが勝手にやっているのではなく、現地の伝承者や会長、もしくは地域の方々ときまざまな話す機会、考えを共有する機会がありました。たくさん話していく中で、双方にとってよい形を模索しながら、これまで活動してきました。そのこともあって、少し特殊な例ですが、われわれの活動に注目いただきCMに出演させていただく機会をいただいたので、こちらの映像も見ていただきたいと思います。

(映像上映 TVCM)

こういったCMへの出演など、新しい扱われ方をすると、「何をやっているんだ」と思われるかもしれませんが、新しい要求をされたとしても、自分たちがやってこなかったことはやらないようにしよう、もしくは自分たちの意見はしっかりと提示しようということを条件に、テレビCMの出演に許可をいただきました。こうしたテレビCMや映像はインパクトがあるだけに、いろいろな解釈が生まれると思います。これも良かったのか悪かったのかわかりませんが、いまだに「ああいった機会をいただいてありがとう」というふうには言っていないので、良かったのかなと思っています。

3. 民俗芸能の魅せ方—情報やイメージの整理と再発信

ここからが、本題の「魅せ方」というところになってくるのですが、われわれが考えているテーマがあります(図6)。まず、「①知ってもらうために必要なことはなにか」。その次に必要なことは「②興味関心を持ってもらうためには」。③足を運んでももらうためには。④楽しんでももらうためには。そして「⑤伝えてもらうためには」——楽しんでもらった人、見た人に「これ、すごかったよ」というように魅力を伝えてもらうにはどういった方法が必要なのか。最後は「⑥好きになってもらって、今後ファンになってもらうためにはどうしたらいいか」ということを常に考えるようにしています。正直われわれのような外の人間ができることというのは①②、頑張って③だと思えます。④～⑥というのは現地側の人、伝承者の人たちとの協働・協力が無い限りは、恐らく難しいと思います。

①②の事例を紹介させていただきます。これまでやってきたことです。テーマとしては、情報やイメージの整理が必要になるのではないかと考えています。そして、無形文化遺産、郷土芸能やお祭りそれ自体は本当に素晴らしいものだと、尊敬の思いで関わらせていただいているのですが、それを伝えるための編集や情報提供がすごく必要だと思っています。

興味がない人、今まで知らなかった人が情報を得たいときに、どうやって情報を得るのかという点が大それた感じています(図8)。中にはこういうものが嫌いな方もいらっしゃると思うのですが、「何だろう、これ」「いつやるの?」「面白そう」、こういったイメージが生まれ無い限りは、お祭りにも現地にも、誰も足を運んでくれないと思っています。それは現地の人たちだけで楽しむものとか、そもそも郷土芸能は外に見せるものではないという議論があることは重々理解した上でお話を進めさせていただくと、まず興味を持ってもらうためにどういう情報が必要なのかということとわれわれは意識してやっています。賛否はあると思いますが、まずは情報の見せ方を工夫したり、イメージを提供することをしてきました。

宣伝になるのですが、お配りした資料の中に、来年(2020年)1月18日にここ東京文化財研究所で行われる「シシマイコレクション」という事業のチラシがあります。これは全国4カ所の獅子舞の方たちに登壇していただいて、なおかつ新しい視点で獅子舞を見せて、討論するというフォーラムになっていますので、ぜひお時間がありましたら足を運んでいただけたらと思います。



図7



図8

テーマ

1. 知ってもらうには?
2. 興味・関心をもってもらうには?
3. 足を運んでももらうためには?
4. 楽しんでももらうためには?
5. 伝えてもらうには(良さや魅力)?
6. 好きになってもらうためには?

tutentoyokoto

図6

4. 魅力を伝える機会と場所づくり

イメージの見せ方、情報ということの次にご紹介させていただくこととして、魅力を伝える機会と場所づくりが必要になるのではないかと考えています。いくらいいものがあっても、情報がなければ、機会がなければ、場所がなければ伝わらないと思います。そういった場所づくりを、これまで行ってきたことの事例と併せながらご紹介します。

仙台市「地域の郷土芸能をみて、きいて、ふれて、つくって、おどる」

ひとつ目が宮城県仙台市の事業です（G7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議仙台 東北トレジャーズカフェ「地域の郷土芸能をみて、きいて、ふれて、つくって、おどる」）。依頼の内容としては、地域の人に地域の文化体験をしてもらうということでした。ですので、仙台市にある鹿踊と、同じ県の異なる地域の鹿踊の比較を通して、トーク、演舞、ワークショップが連携したような企画を考えました。そして、ここで少しやってみたかったことは、郷土芸能を好きな人は郷土芸能を見に来るのですが、地域の人にどうやってもっと関わってもらおうかと考えたときに、企業の人とどういう連携を考えていけるのかということを一歩、試してみたかった。そこで、仙台市の染物屋さん（永勸染工場）、それから梱包資材などを扱っている会社さん（有限会社スマッシュ）に依頼しました（図9）。

このプログラムでの大きなキーワードが、まず知る、見る、触れる、語る、作る、踊る、変身をする。こうした一連の流れで、見て知った上で、自分なりに話を聞いて、知識を高める。知識を高めた後に、自分なりの変身をするために、自分で見た郷土芸能のひとつのモチーフを作ってみるというワークショップをやって、最後はなりきって一緒に踊るというような、ひとつの流れを作ってみた企画でした（図10）。

では、それって企業側に何のメリットがあったのかということ、まず紙です。梱包資材などを扱っている会社さんは、どうしても端材が出ます。段ボールの端や、そういったものを提供していただいて、



図9 仙台市の東北トレジャーズカフェ

紙



布



触れる、作る



図10 ワークショップ

パーツ、素材として扱える形のものにして、子どもたちに思い思いの鹿踊の道具を作る素材にしたという形です。いろいろな色や形があるので、子どもたちはそれぞれの鹿踊を作ることができました。布のほうも、染物屋さんではどうしても色ずれなどのミスが出ますので、そういったものを提供していただきました。かなりたくさん素材なのですが、企業にとってはすべて端材の再利用という形がとれたので、企業側にとってもすごくよかった、本来ならひとつも捨てたくないという企業理念があるので、最後まで生かしてもらってありがたいところでは、よかったのではないかと思います。

こういった今まで関わりのなかったところに対してトークイベントを持ち込みました(図11)。染物屋さんですので、色に関する知識もありますし、色の意味をお話ししていただけるのではないかと考え、郷土芸能の色というテーマで、藍色と郷土芸能について語っていただきました。このように、どうやって企業との関わりを持つかということも考えつつ、どんな方法で子どもたちに知ってもらえるのかということ考えた企画でした。これがひとつ目の例です。

聞く



図11 トークイベント

八戸市「DASHIJIN」プロジェクト

ふたつ目はお祭りに関する取り組みです（「DASHIJIN」プロジェクト）。青森県の八戸市に「はっち」というミュージアム施設があるのですが、その事業で東北三大祭りのひとつ、八戸三社大祭の山車やお祭りに関わることで、市民の人たちとの連携がどう作っていけるかという依頼をいただきました。八戸の三社大祭の場合、毎年すごくきれいな山車を作っては壊すらしいのです（図12）。毎年毎年、その地域に住む人たちが1年かけて山車を作り上げるという、普通はなかなかそこまで知らない側面を聞いて驚きました。

われわれが考えたこととして、お祭りを支える人はたくさんいる。それに、お祭りしか見たことがない人は、これがどうやってでき上がっているのだろうか、なかなか考える機会がないと思いましたので、こういった裏方の人たちを少しでも表に出すことを考え、われわれが行ったのが映像制作でした（図13）。山車を作っている過程、当日お祭りなどで裏方をやられているお母さんたち、そういった裏側をすべてドキュメンタリー風にひとつの作品にして、市民の人たちに向けて、お祭りの場や「はっち」で常に上映するということをしました。

そうすると、これまでお祭り当日しか知らなかったのに、こういうふうにできているんだ、こういう部分だったら私も手伝えるかもしれないとか、こういう楽しみ方があるんだということを知っていただく機会にもなった、映像制作のプロジェクトでした。祭りの裏側で祭りを作る人や支える人を知ってもらうことで、顔の見える関係づくりにつながったのではないかと私は思っていますし、そういった評価もいただいております。

今日は行政の方もたくさんいらっしゃると思うのですが、われわれはあまり単年度の事業は受けないようにしています。それは単年度でやることで、例えば郷土芸能だったら、現地側にかかるストレスや、負担が大きくなる。そういったこともあるので、われわれが関わる以上はなるべく2年、



図12 八戸三社大祭の山車

映像制作



祭りを作る人、支える人を知ってもらう事で
顔の見える関係づくり

図13

映像制作



子どもの視点でお祭りの魅力を伝えてもらう。
見るから参加へ。

図14

3年、5年でということをもまず提案して、地域の皆さんと一緒に並走させていただくようにしています。

話を戻しまして、この「DASHIJIN」プロジェクトの過程で、私は1年目、映像撮影のために、山車を作っている人たちやお祭り関係者、お母さん方、こういった方たちとかなり時間をともにする機会がありました。そこで2年目は、私が体験したことを地元の子どもたちにそのまま体験してもらえないかと新たなプログラムを考えました。

子ども達がお祭りに参加するきっかけ作りとして、子どもたち自身で、作っている人たちへのインタビューや撮影、そして自分たちで映像編集をし、最後は上映会をして、お祭りに対する興味関心を高めるということをやってみました(図14)。こうしたことで、子どもたちも「あそこのおじさんね」というように、これもまた顔の見える関係になったのではないかと思います。われわれがこの事業に関わったことによって顔の見える関係というのが広がった。これもお祭り、無形の文化財を守るためのひとつの方法なのではないかと思っています。

岩手県 訪日外国人向け伝統芸能体験・鑑賞プログラム開発事業「Michi now Q」

インバウンドや訪日外国人向けの取り組みを各自治体でやられているかと思うのですが、私たちは岩手県から依頼があった、訪日外国人向け伝統芸能体験・鑑賞プログラム開発事業という、インバウンド向けの事業に関わらせていただきました。これは、岩手県の県内4ヶ所、4つの郷土芸能のプログラムを作る依頼でした。話すよりは映像を見ていただいたほうが分かると思いますので、ご覧ください。

(映像上映)

各地それぞれに地域の文化、素晴らしいものがたくさんありますので、芸能だけではなくて、この地域になぜこの芸能が生まれたのか、その背景を知ってもらうようなことを組み合わせたプログラムを実践してきました(図15)。

鑑賞・体験型イベント

- 1.【鑑賞・体験型イベント+世界遺産・東日本大震災被災地語り部ツアー】
- 2.【鑑賞・体験型イベント+東北の祭り参加ツアー】

- ・語り部による東日本大震災の当時と今を聴き、防災の意識向上を図った
- ・郷土芸能団体の練習に参加、団体関係者と交流
- ・郷土芸能の説明を着付けや踊り体験を通して学ぶ
- ・郷土芸能種類の比較を鑑賞
- ・民泊体験、その土地の暮らしを体験
- ・外国人、受け入れ側の国際交流

参加型体験モニターツアー

- 1.【参加体験プログラム+郷土文化や食を通じたツーリズム】

- ・地域の文化体験
- ・郷土の食体験
- ・イベント参加体験
- ・郷土芸能の体験
- ・外国人、受け入れ側の国際交流



図15 「Michi now Q」プログラム

県外PR・体験型イベント

毎年、岩手県で開催される、「盛岡さんさ踊り」「北上みちのく芸能まつり」にて参加体験可能な芸能を、東京で事前にPRし、両イベントに参加できる外国人への導線をひくために開催した。また、様々な人種や職業、世代が集まる大都市で、岩手県の郷土芸能を身近に感じてもらう体験と、SNSによるPRの方法を試行した。実施にあたり、毎日新聞毎日メディアカフェ、NTTドコモの協力を得た。



図 16

そして交流という面で、映像の中にもありましたが、地域によっては外国人が来ることなんてなかなかありませんので、高校生や高校での国際交流、コミュニケーションという点にかなり注力した形で企画を進めてきました。ただし、こういったプログラムを作ったとしても、情報を発信する機会がなければなかなか伝わりませんので、その発信のために東京で、PRを兼ねた体験型のイベントなどをしてきました。それがインバウンドに関して取り組んできたことです。

5. 新しい関係、これからの可能性

駆け足になってしまっていますが、新しい関係、これからの可能性ということをわれわれは常に考えています。こういったさまざまな活動を通して、新しい業種の方たちともつながりが生まれました。これはWOWという、コンピューターの技術を使ってアート作品などをつくっている宮城県仙台市にある会社です。「BAKERU」という体験プログラムがあります。この仕組みを簡単に説明すると、センサーがついているお面を着けてスクリーンの前に立つと、スクリーンの中のもう一人の自分のシルエットが動き出すという作品です（図18～20）。この技術を利用して、どうやって東北の文化を伝えられるかと考えました。

なまはげ、鹿踊、カセドリ、田植踊などの郷土芸能には、五穀豊穡や商売繁盛、火伏せなど、たくさん意味があります。例えば図19左下のカセドリは、藁でできた^{みの}蓑をかぶって、踊りながら、掛け声を掛けながら、町内を練り歩く伝統行事です。このとき、地面に落ちた藁を拾うと幸せになるという伝承がありましたので、こういった要素を組み入れています。スクリーンの前で跳ねると、カセドリが動いて藁が落ちるアニメーションがあって、その落ちたものが稲となって下から生えてくるといのように、体験しながら郷土芸能の世界に触れてもらう方法を共に考え、発表の機会を共にしてきました。



tatentoyokoto

図 17 WOW の取り組み

BAKERU

ばける・変身することをテーマにした体験型デジタルアート作品

この作品は東北各地に古くから伝わる祭りや伝統行事をテーマにした体験型のデジタルアート作品です。この作品では、人間以外の存在に「化ける・成りかわる」という不思議な行為を、インタラクティブな映像表現によって体験することができます。「なまはげ」「早乙女（さおとめ）」「鹿踊（ししおどり）」「加勢鳥（かせどり）」の東北各地に伝わる4種類の伝統行事（祭り）をモチーフにし、WOW独自の解釈を加えて体験をデザインしています。

スクリーンの前に立ってお面を付けると、自分のシルエットがそれぞれの姿に変化して、その行事が人々にもたらす恵みがアニメーションで映し出されます。自分以外の存在、人間以外の何者かへと「化ける」という不思議な力を、楽しみながら体験する試みです。東北の風土が生んだ伝統文化に、まったく新しい表現を通して触れてもらうことで、それぞれの行事が持つ意味や価値を次の世代へ受け継いでいきたいという願いを込めた作品です。



©2016 WOW inc. All Rights Reserved.

tatentoyokoto

図 18 体験プログラム BAKERU



図 19

tatentoyokoto

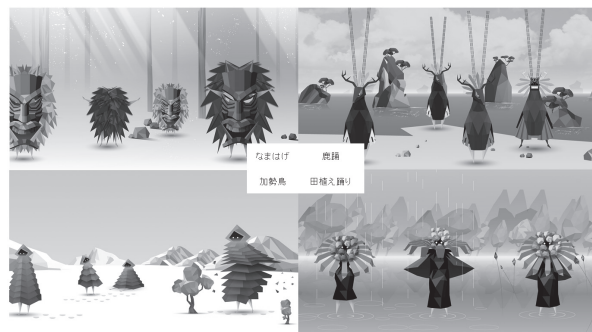


図 20

tatentoyokoto

このように仙台で始まった取り組みが、今は表参道の SPIRAL など、東京でも体験していただけて、遠くからでも東北の文化体験をしてもらえるように発信してきました（図 21）。東京での露出が増えてくると、さまざまな方たちに興味を持っていただいて、昨年からは文化庁の文化芸術による子供育成総合事業に採択されました。小学校の授業 2 コマを使って、文化芸術を知って体験してもらうという取り組みをしています（図 22・23）。

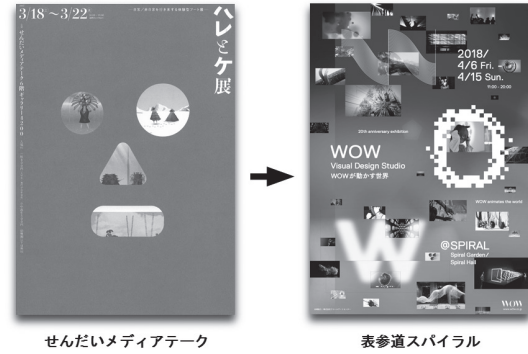


図 21

Day1

レクチャー/鹿踊/お面作りワークショップ/まとめ



図 22

Day2

センシングレクチャー/BAKERU体験 / まとめ



図 23

手を挙げていただいた小学校の中に、山形県酒田市の小学校がありました。ここは獅子舞が郷土芸能として伝わっています。どうやったら地域の人たちに関わってもらえるのか、外のものの比較を通して、地域の郷土芸能の魅力を子どもたちにどう伝えられるかということを考え、獅子舞の新しいキャラクターをつくりました(図24)。獅子舞の「噛む」という特徴的な動きを活かして、拍手をすると噛むアニメーションが動くという、噛むしぐさと連動する形にしました。そして背景が田んぼですので、獅子舞が噛むと稲が生える、そういったことをデジタルの力を使って表現しました。親御さんがそもそも獅子舞に関わっていなければ、子どもたちは獅子舞自体を見ることもなければお祭りに行く機会も少ないと思います。小学校で学ぶ機会があって魅力を知った事で、祭りへ行きたいという子どもたちがたくさんいましたし、そういった子どもたちの声を保存団体の方たちに直接届ける機会にもなったので、よかったのではないかと思います。



図 24

これはジャパン・ハウスという外務省からの事業で、ロサンゼルスで先ほどの BAKERU を外国人の人に体験してもらおう企画を行いました(図25・26)。ロサンゼルスで1カ月間ぐらい、東北の文化・芸能だけではなくて、民芸なども含めて展示をする機会をいただきました。外国人の人たちも、体験してみたら、実際に行ってみいたいという反応をいただけて、今後、どんな形になるかはわかりませんが、よい機会だったのではないかと思います。



図 25

駆け足になって申し訳ありません。最後に、私が考えていることとして、こうした魅力あるそれぞれのものに対して、どう伝えるかということが大事だと思っています(図27)。まずひとつは「広げる」。これに関しては賛否あると思います。そして「掘り下げる」。両面が必要だと思っています。目に見える楽しさと目に見えない価値、わかりやすい遊び、わかりにくい考え方、



図 26

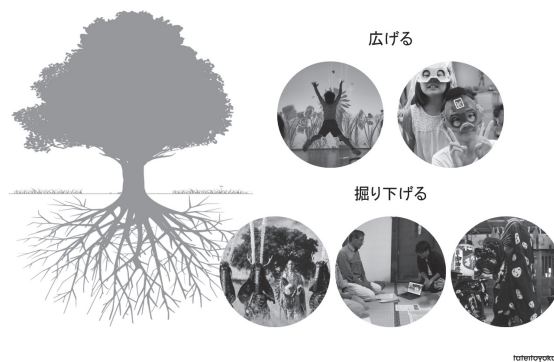


図 27

残るため、生き抜くために、根っこにある言語化できない、わからないものを大切にしながら、わかりやすくたくさんの人に届けることを考えていきたいと思って活動しています。まだまだ活動は半ばですし、これから頑張っていきたいと思いますので、取り組みなどにご興味を持っていただける方がいらっしゃいましたら、声を掛けていただけたらうれしいなと思っています。ご清聴ありがとうございました。

※一部ワウ株式会社資料を引用しました。



事業目的

東北の暮らしの中で受け継がれてきた地域文化(郷土芸能、祭り、技術、食文化、生活様式等)において、新たな視点や関わり方を通じた企画・プランを提案し、プロジェクトを立ち上げ、東北の地域文化の振興と発展、継承、交流人口の拡大に寄与することを目的とします。

事業概要 - 東北の地域文化の継承・発展に資する以下の事業を行います -

- 地域資源発掘、地域課題解決のための企画開発
- イベント・ツーリズムの企画、コーディネート、制作
- 招聘、マッチング、コーディネート/ファシリテーション
- 共創型教育プログラム開発
- 地域包括マッチング事業
- 調査・記録・アーカイブ制作
- 映像制作・PRコンテンツ制作

tateito-yokoito

小岩 秀太郎

代表 コーディネーター

1977年生まれ。岩手県出身。
郷土芸能「鹿踊」伝承者。(公社)全日本郷土芸能協会に入職。芸能の魅力発信や東日本大震災支援、コーディネートに携わる。東日本大震災を契機に「東京鹿踊」ならびに「縦系横系合同会社」を立ち上げ、「東北」に残る豊かで深い地域文化を発掘・編集し、他分野、新分野や次世代へ繋ぐ企画提案を国内外で行なっている。東北と東京の二拠点で活動中。

山田 雅也

企画・プランナー / コンテンツプロデューサー

1980年生まれ。群馬県出身。
TVCMや映画制作における技術サポート、クリエイターマネジメント、プロデュース業を経験。東日本大震災を契機に東北に伝わる地域文化の価値と魅力を再考する場を作り発信し次代へ継承するための活動として「東京鹿踊」「縦系横系合同会社」を立ち上げ。鹿踊を踊る一方で、東北の風土や文化を活かしたコミュニケーションデザインを企画プロデュース。東北と東京の二拠点で活動中。

tateito-yokoito

問題提起

今石 みぎわ（東京文化財研究所無形文化遺産部）

ここ3～4年で恒例となった問題提起ですが、今年は今石が担当したいと思います。これまで4つの発表を聞いていただきました。どれも非常に示唆に富んでいて、具体的な活用の事例を提示いただきました。

ここで問題提起として、うまくできるかどうか分かりませんが、論点の交通整理ができたらと思っています。この問題提起の時間、それからこの後のティーブレークの最初の10分間に、ぜひ質問票を書いていただきたいと思います。それがこの後の総合討議の核にもなってまいりますので、ぜひよろしく願いいたします。

私からは「無形文化遺産を活用する？」というタイトルでお話しいたします。あえて「？」をつけましたが、「無形文化遺産の活用」を考えるとときに押さえておきたいポイントを3つほど挙げてみたいと思います。

1. 誰のための、何のための活用か

まずひとつ目ですが、「誰のために、何のために活用するのか」という点です。活用というと、今朝からお話もありましたが、どうしても観光資源として活用するという側面が強調されがちです。けれども無形文化遺産の中には観光化できるものもあれば、もちろんできないものもたくさんあります。例えば地元の人が維持してきた小さい祭りなんかは、地元のキャパの問題、体力の問題がある。また、例えば建造物の場合は、その場に行けばいつでも見られるわけですが、祭りは年に1度しか公開しない。そういったものも含めて、何でもかんでも活用するのだということになってしまうと、それが地域を疲弊させてしまうことに繋がりがかねません。人が疲弊してしまうと、無形文化遺産というものはすぐに継承が難しくなってしまう。つまり、無形文化遺産の中心には常に生身の人間がいるのだということを、常に覚えておかなければいけないと思います。それが有形の文化財と一番大きく違うところであり、かつ無形の文化財の活用を非常に難しくしている、根本的な要因としてあるのかなと思っています。

数年前の協議会で、沖縄の狩俣先生が竹富島の事例をお話しくくださったことがあります。ご存知のとおり竹富島は観光の島ですが、竹富島では自分たちの島の一番大事なお祭りのときには、あえて観光客の相手をしないという、そういう決断をされたというお話がありました。つまり、あえて観光資

源としては活用しないという選択肢も、もちろんあってしかるべきだと思います。ですから、行おうとしている活用というものが、一体誰のためのもので、また何のためなのかという目的を、活用を考える前にしっかり吟味しておく必要があるのだろうと考えています。

いろいろなレベルでの活用の目的があると思いますが、やはりわれわれとしては、第一義的には活用というのはその地域のため、地域の人々が元気になるとか、何らかの形で地域に還元できるような活用でなければいけないのではないかと考えています。つまり、地域の元気のために無形文化遺産がどう貢献できるかというベクトルで考えていけたらいいのかなと。この話題も毎回、協議会で出のですが、やはり、地域の人のために無形文化遺産があるのであって、無形文化遺産のために人がいるわけではないということは、常に肝に銘じておく必要があるだろうと思います。

活用の目的を考えるということは、その無形文化遺産が人々にとってどういう意義を持っているのかということを考える、再検討しておくという作業にほかなりません。この「無形文化遺産の意義」についても今日の発表の中でさまざま出てきましたが、例えば観光資源として人を呼び込んで、地域にお金を落としてもらうというのも、これももちろん非常に大切な意義です。けれども、たとえそれができなくても、例えば震災後の復興に芸能や祭りが非常に寄与したように、地域のアイデンティティを再認識させたり、団結力を高める、レジリエンス（回復力や抵抗力）を高めるものだと、そういうふうに位置付けて、防災教育や減災活動のひとつとして生かすことも可能でしょう。あるいはこれも震災後に出てきた考え方ですが、祭りや芸能が毎年きちんとその地域で営まれるということが、その地域が健全であるということの指標になる、という捉え方があります。そうした健全性の指標として無形文化遺産を捉えて、福祉の分野と連携することも可能です。あるいは先ほどからお話が出ていますが、いま「持続可能な社会」という考え方が国際的な流れになっています。そうした中で無形文化遺産が果たせる役割というものがあると思います。

いずれにしても、無形文化遺産というものが単なる面白おかしいコンテンツとして時代に消費されてしまわないためにも、それが現代社会にとって持っている意義や意味、価値みたいなものをきちんと問い直す必要があるだろうと思っています。それが1点目です。

2. どう活用するのか

2点目です。どう活用するのか、その方法論ということで、ここが恐らくみなさん一番ご関心があるところかなと思います。今日もいろいろな実践例が出ました。なかなか包括して何かということは言えないのですが、2点ほど挙げてみます。

ひとつは、やはり対象によってアプローチを変えていく必要があるのだろうということです。今日は芸能や祭りのお話が多く出ましたが、午前中の終わりに千葉県の木積の箕づくりのお話が少しありましたように、民俗技術の場合は恐らく全く違うアプローチが必要になってくるだろうと思っています。あるいは同じジャンルでも、大きな祭りと小さな祭り、あるいは地域の体力がどれだけあるのか、支援体制がどれだけあるのかということで、あるべき活用の姿は異なってくるはずですが、こう言ってしまうと身もふたもないのですが、ケース・バイ・ケースで、本当に地域に寄り添って、ひとつひとつ考えていかなければいけないというのが現実だろうと思っています。

また2点目、これも皆さまのお話の中ですすでに出ておりましたが、第三者をどれだけ巻き込めるのか、あるいは私たち第三者の立場としてどれだけ寄り添っていけるのかということも模索してい

なければいけない点です。それは福持さんや角さんのお話にあったように、既存の制度を利用していくということも含め、外からの力、制度をどう取り入れていくかということでもあります。当事者の方々に「無形文化遺産を活用してください」というのは無理難題であって、その活用にわれわれ第三者がどう関わっていけるか。そして、私たち第三者だからこそ発見できる価値も当然あるわけで、それをうまく外に伝えていく、そして理解者を増やしていく。そういった関わりのある方も考えていかなければなりません。

3. 変容をどう考えるか

そして3つ目、変容をどう考えるかということです。無形の文化遺産というのは生きた文化財なので、変わっていくのは当たり前のことですが、それでもやはり何かしらの許容範囲、どこまで変わるのかという一定程度の範囲みたいなものがあるのかなと思っています。その場合、地域の人々が主体になって変容をおこしていく、あるいは地域の中で変わっていくということは当然おこりうることで、これはよいのだらうと思うのですが、一方で、地域の文脈から無形文化遺産が離れて独り歩きしていったり、商業的に使われていく、そういった場合に変容をどう捉えるのか。これも議論を個々にしていかなければいけない部分だと思います。

そしてそうなった場合に、ますます記録の必要性、重要性が出てくるのかなと思っています。いまある無形文化遺産の姿を記録しておく。そして変わりゆく姿を記録しておく。これが活用と同時に追究されるべき大きなテーマであり、これもわれわれ第三者にとってできることのひとつかと思っています。

以上、簡単に3点を挙げてみました。あまり交通整理になっていないかもしれませんが、これからティーブレークに入りますので、皆さんからの問題提起もぜひしていただいて、議論につなげていきたいと思っています。

総合討議

【コメンテータ】 矢島 友幸（一般社団法人日本盆踊り協会）

村上 忠喜（京都産業大学文化学部）

【パネリスト】 角 美弥子・村松 弘崇・福持 昌之・山田 雅也

【コーディネータ】 久保田 裕道・今石 みぎわ

久保田裕道：それでは総合討議に移りたいと思います。最初に、コメンテーターのおふたりからコメントをいただきたいと思っています。プログラムには村上さん、矢島さんの順番になっていますが、順番を入れ替えて最初に一般社団法人日本盆踊り協会の矢島友幸さんからコメントをいただきたいと思います。矢島さんは「盆踊り居酒屋」という企画をなさっていて、私も先だって拝見して、とても楽しく過ごさせていただきました。そのような事例を踏まえてコメントをいただきたいと思います。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

コメント1

矢島友幸：はじめまして。一般社団法人日本盆踊り協会の矢島と申します。今回、久保田室長とのご縁がありまして、このような機会をいただきました。どうぞよろしく願いいたします。

今回、各先生方の発表をお聞きしまして、まとめて一言というと、われわれがご紹介するような事業にとってはとても参考になる事例を教えてくださいと思っています。やはりこういうことを実現していくためには、当事者の方々はもちろんですが、各企業や組織、団体、あるいはメディア、行政、そういった方々をうまく巻き込んでいけるかどうかということが非常にポイントなのかなと感じました。

盆踊りに関する事例なのですが、私の地元の巢鴨に大正大学という仏教系の大学があります。こちらで毎年7月に^{おうだい}鴨台盆踊りという盆踊りが開催されているのですが、これは1年間を通して学生さんたちが主体となって組み立てていく盆踊りなのです。当然、監督は先生方、講師の方がやられるのですが、主体は学生さんたちがやっていくと。巢鴨に地藏通りという商店街があるのですが、最終的にはその商店街の方々や、大通りの婦人会の方、企業やメディアを巻き込んで開催するといったものを、ひとつの成功事例として、皆さまのお話を聞いて思い出しました。

そもそも盆踊り協会が何なのか、ご存知ない方が多いと思うのですが、一言で言いますと全国の盆踊り大会、あるいは盆踊り文化を普及するために、さまざまな活動を行っています。ひとつ大きな母体としましては、来年70周年を迎える日本民謡協会というところから大変なご支援をいただきながら

ら活動をしています。民謡と盆踊には深い親和性、関係性がもちろんありますので。一方で2019年11月には、株式会社オマツリジャパンという、お祭りで事業を展開している会社と一緒に、2020年、特にお祭りと盆踊りで日本を盛り上げていこうということで、事業提携をしながら推進しています。

できるだけ盆踊りを若い方に普及することによって継承・発展させていくという目的でさまざまな活動を行っているのですが、今回はインバウンド向けの事業として始めた「盆踊り居酒屋」についてご紹介したいと思っています。インバウンドが増えていく状況の中で、海外の方々が来たとき、主に夏に開催されている盆踊りを季節問わず体験していただいて、最終的には地元の盆踊りへ足を運んでいただくという、ひとつのアンテナショップのような存在になればということで立ち上げた企画です。

今年10回ほど開催したのですが、日経新聞に取材を受けた際の動画がありますので、こちらをご覧くださいいただければと思います。

(動画上映)

そもそもこの盆踊り居酒屋を企画した背景ですが、これから東京オリンピックや大阪万博があったりするなかで、インバウンド需要も相当増えていると。それから体験型、コト消費のニーズも増えている。あともうひとつは、ナイトタイムエコノミーに注目が集まる中で、これを活性化させていく必要がある。そうしたなかで、体験型であり、エンタメであり、食事、レストラン、そういった観光庁が発表しているようなナイトタイムエコノミーに対する海外の方からのニーズにマッチングしたコンテンツが盆踊りだということで、盆踊り居酒屋を進めています。

盆踊り居酒屋の企画の特徴ですが、伝統的な盆踊りを一年中、シーズンオフでも体験でき、それを深く体験することによって、先ほどお話ししたように、地方へ、現場へ足を運んでいただく喚起につながるのではないかと考えています。それから、参加者同士、海外の方も日本の方も含めて、コミュニケーションが取り合えて、仲間意識が生まれる。浴衣をレンタルしているのですが、実際に着ていただいで体験するというので、人とのコミュニケーションが生まれるコンテンツにもなります。

実際にやっている盆踊りですが、全国に数千種類あるといわれている盆踊りの中でも人気の盆踊りを選んで、例えば日本三大盆踊りといわれている秋田の西馬音内盆踊りや郡上おどり、阿波おどりなんかをやっています。例えば郡上おどりの場合、われわれも協会の中で所属チームをつくって披露しているのですが、岐阜県の郡上市の保存会からきちんとしたご指導をいただいで、本格的な踊りを覚えて披露するという見せ方をしています。

今まで10回開催して、約500名の参加でしかないのですが、男女比や年代比を見ていくと、これはインバウンド向けというふうにテーマを置いたのですが、今のところまだまだ外国人の方にリーチができておらず、日本人と海外の方では約7対3で日本人の方が多いというのが現状です。これをゆくゆくは、トリップアドバイザーなども使いながら、割合を逆転して、海外の人を増やしていくことを想定しています。

当日のプログラムですが、大体2時間の中で飲食していただき、特別メニューとしてお祭りのようなメニューを作りまして、飲み放題やたこ焼きを実際に体験していただくと。これがすごく海外の人に受けて、自分で作って食べていただくというお食事を提供しています。例えばこの回は、阿波おどりのショーを見ていただいで、実際にその後レクチャーをして一緒に踊りましょうということで、踊って写真を撮ったりして、また飲んで、乾杯して終わるという流れのプログラムになります。

インバウンド向けということもあって、NHKや日経新聞など各メディアに取り上げていただき、また日本政府観光局(JNTO)や観光庁にも視察に来ていただいで、何かご協力していただけるとい

話で進んでおります。

盆踊り居酒屋の、われわれのひとつの夢なのですが、この場で海外の方々に参加いただいて、日本人もアメリカ人もフランス人も中国人も韓国人もみんながここでわいわいと踊ると。そして最終的に現地に行って、阿波おどりなら徳島、西馬音内なら秋田、長野であつたら先ほどの新野の盆踊りであるとか、そういったところにみんなが行って、そこで踊っている光景を見るのを目標に頑張っていきたいと思っています。

盆踊り協会のひとつの事業の紹介になってしまったのですが、こういった形で文化遺産の活用を——この形がいいか悪いかはあるかと思うのですが、われわれとしてはひとつの事業として推進していております。以上になります。ありがとうございます。

久保田：ありがとうございました。これまでの発表者の方のお話とちょっと違って、東京でやっている例、またインバウンド向けの事例でした。こういう形をどう思うか、皆さんそれぞれにいろいろな印象をお持ちだと思うのですが、現実には、こういった試みも行われていることを知っていただければと思います。

「盆踊り居酒屋」ご紹介資料

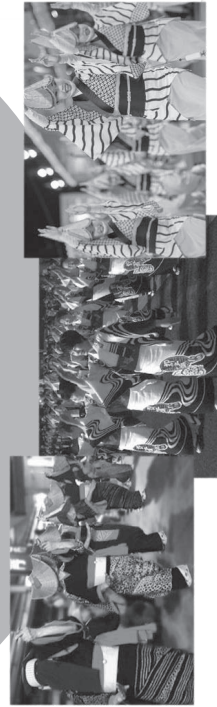


1) 「盆踊り居酒屋」企画背景

1. 東京五輪2020・大阪万博開催
2. インバウンド4,000万人時代へ
3. 体験型：コト消費ニーズ拡大
4. インスタ映えの浴衣SNS拡散
5. ナイトタイムエコノミー注目

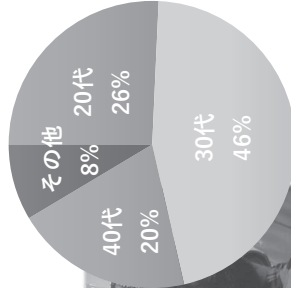
2) 「盆踊り居酒屋」企画概要・特徴

1. 三つのインバウンド向けコンテンツがコラボ！
「体験」「エンタメ」「食事」を同時に♪
2. 全国の伝統的な盆踊りを一年中体験
北海道から沖縄まで様々な盆踊りをシーズンオフでも♪
3. 国内観光意欲促進・地域活性化へ
各地「盆踊り」が現地への行動意欲・好奇心喚起に♪
4. 参加者同士の交流化
老若男女・インバウンド旅行者同士の交流が♪

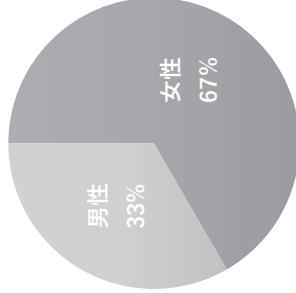


3) 参加者プロフィール：計約500名（計10回）

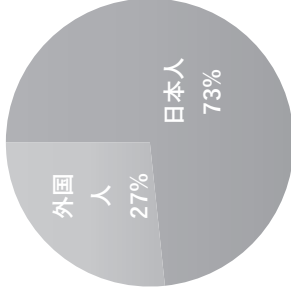
年代別



男女比



日本人・外国人



4) 当日プログラム例

- ・19:00 受付 ※参加費：@¥4,500
- ・19:30 飲食・歓談
 - ・たこ焼き体験他5品
 - ・飲み放題
- ・20:15 阿波踊りステージショー
- ・20:25 阿波踊りレクチャー＆体験
- ・20:45 飲食・歓談
- ・21:30 終了

5) メディア掲載実績

- ・NHK「ニュースシブ5時」特集（7/30放送）
 - ・日経新聞・日経MJ(7/3付) 他多数
- ※インバウンド向け新規事業として観光庁や政府観光局（JNTO）にも視察していただきました。



久保田：それでは、2人目のコメンテーターとして、京都産業大学文化学部の村上忠喜さんからコメントをいただきたいと思います。村上さんはいまは大学の先生ですが、以前は京都市の文化財行政に関わっておられた方で、文化財行政、それから研究者として、両方の立場からの見解があるのではないかと思っています。どうぞよろしくお願いたします。

コメント2

村上忠喜：村上です。よろしくお願いたします。今日は午前から非常に新しい話をいろいろお聞きしました。しばらく文化財から離れていましたので、私の周回遅れの考え方に今日の話に乗せて、今回の文化財保護法の改正、あるいは博物館法の改正に向けての準備に絡めてお話ししていきたいと思っています。と申しますのも、この協議会自体が文化財保護行政の方がほとんどですので、かつての私の仕事であった文化財保護行政に寄せてコメントしたいと思います。よって、本来はコメンテーターとして、ここでご報告された方々それぞれにコメントすべきですが、そうすると時間が無くなりますので、私の話の中でコメントをはさんでいきたいと考えています。

ご承知のように、文化財保護法が改正されました（図1）。改正の要点は大きく3つですが、特に①と③が観光振興、あるいは地域活性化に向けての準備、②はちょっと毛色が違って、文化財ごとの保存活用計画の法定化ということが謳われました。①に関しては、先ほど鳥取県で大綱を準備されているという話が出ましたが、京都府でもいま準備中です。ほかにもいま、大綱づくりに一生懸命になっている府県の方がたくさんおられると思います。③に関しては、奈良県や鳥取県が今年の春から、岐阜県は2～3年前から、文化財保護行政が教育委員会から知事部局に移りました。都道府県自体は組織が大きいのでなかなか一気にはいかないかもしれませんが、それでもやはりどんどん移っていくと思います。市町村などはたぶん堰を切ったように進むのではないかと考えています。

私が以前、奉職していた京都市は、文化財保護課設立当初から市長部局ですので、市長部局にいることのメリットとデメリットを常に体感して仕事をしてきました。その経験も踏まえてお話ししたいと思うのですが、今日、お話ししたかったのは②の件です。いま現在、日本で基礎自治体が1,750ぐらいあると思うのですが、例えば京都市みたいな市も基礎自治体として、あるいはそれこそ人口5,000人や4,000人の市町村もあります。先ほど今石さんが言われたように、地域といっても本当にばらばらですので、自治体の規模も全然違いますから、保存活用計画を文化財ごとに立てるということが、どういうふうにできるのかということを中心にお話ししたいと思います。

もうひとつ、今日の会場の中には博物館の方もおられると思いますが、実は博物館をめぐる法の変化もありまして（図2）、この前、京都でICOM（国際博物館会議）がありました。僕は非常に期待していたのですが、再定義は見送られました。これも、ここにありますように去年の10月から文化庁に所管が移って、今年5月には、条例改正すれば、博物館も首長部局に移動することが可能になりました。となってくると、文化財と博物館の両方が首長の意向によって、ある程度デザインが可能な時代というのがもう始まっているわけです。そのことを踏まえつつ、無形民俗文化財の保存活用を考えていけないといけない。こういった時代になってきました。

ちょっと周回遅れの話をしてします。ここにおられる方は当然、無形民俗文化財の保存にずっと心を砕

いてこられた方々が多いと思います。ご存知のとおり、保護法が1950年（昭和25）に生まれて、その4年後に大きな改正があります。そのときに、「無形文化財には、重要無形文化財に指定してそのままの形で保存する措置を講ずる必要のあるものも多いのではあるが、無形の民俗資料については、そのものをそのままの形で保存するということは、自然的に発生し、消滅していく民俗資料の性質に反し、意味のないことである。例えば、小正月行事をそのままの形で残存させようとしてもそれは不可能であり、意味のないことであって、これらは記録保存の措置をもって足りる」と（図3）。これは当時の文化財保護委員会、今の文化庁から各都道府県宛ての教育長に宛てて出された通達です。すなわち、昭和29年（1954）の保護法改正のときには、無形民俗文化財の——当時は無形の民俗資料と呼んでいますが——の保存というのは記録作成でいいのだということなのですね。変化して消滅していく、それはしょうがないこととされてきました。それが1975年（昭和50）に保護法が改正されて指定制度が生まれた（図4）。無形の民俗文化財の指定が誕生した。指定されるということになると、当然、ある程度、そのままの形とはいいませんが、保存をするという意識、必要性が生まれてくるわけです。

これは僕も含めて、たぶん皆さんの中でもそうだと思うのですが、無形の民俗は当然、社会の変化に応じて変容するものですから、それどころか場合によっては消滅するのが当たり前ですので、ある程度、自然の成り行きに任せてもいいじゃないかと考える人は意外に多いのではないのでしょうか。これを図5ではAとしています。反対に、指定民俗文化財となることで、そうすれば保存することは責務であるというのは、皆さんお考えのことだと思います（図5のB）。どう保存するのか。そのときにいろいろな議論がありました。先ほど福持さんの報告にあった六斎念仏の話でいうと、僕もその当事者だったのですが、こども教室をつくると、音楽の先生がやってきてリコーダーでやるわけです。6音階の音を7音階で表現する。あるいは当然、女の子も入ってくる。それを悪いと言っているのはありません。そういうことではなくて、どういうふうに指定文化財の芸態を保存していくのかといったような悩みがありました。

例えばある県の話をしみますと、獅子舞の保存で足の動きなどを記録するのに、獅子袋を脱がせて、演じ手にパッチを履かせて、県下すべての獅子舞を記録保存する。それは大変意義のある調査ですが、結果として、演じ手の間で交流が生まれて、面白い演じ方や芸態を盗む、取っていくわけです。そうすると芸態が平準化してしまうことにつながるわけです。それって文化財保護なんですかという、そういった話があったわけです。たぶん担当者としては、程度の差はあっても、このAとBの間に挟まっているという状態なんですよ。

このAとBの間で揺れ動きながらも、これまで行政は無形民俗文化財保護のためにどんなことをやってきたかという、記録保存ですよ（図6）。記録保存には最初、舞台公演までを含んで考えています。舞台公演も記録保存でしたし、調査記録や映像記録をとったり。これは東文研でずっと長く議論を重ねられてきたところです。それから、もうひとつは伝承意欲を活性化させるという目的を兼ねた舞台の公開事業、これもずっとやってきた。それから用具の修理や新調の補助。それから活動に關しての執行補助などなど。

いま考えるとどうかと思うところもありますが、僕が京都市にいたときに、執行補助金を取りやめにしたのです。それは団体補助というのは、その用途が明確になりにくい。なので団体補助ではなくて、用具の整備といった事業として成り立つものへとシフトするようにしました。これは有形の道具類や部材通じた、無形の民俗の保存へのコントロール、制御ということだという考えでやっていたの

ですが、いまとなってはもう少し柔らかく、団体補助的なものも何がしかの基準を作ってやればよかったと考えています。

それはなぜかというところ、ここにおられて成城大学に行かれた俵木悟さんが、備中神楽のご研究の中で、保存会の中には実は伝承できない人、芸のできない人がたくさんいると発言されている。確かに考えたならそうなので、保存会といっても、別に芸能の伝承集団だけとは限らないわけです。山田さんのご報告なんかはすごく面白く聞かせていただいたのですが、いわゆるクリエイターのような人、あるいは経理ができる人、こういう人も入って、保存会というひとつの集団を作っているわけですね。

東北の事例でやられましたけれども、実は例えばもっと大きな民俗芸能、かなり早くに観光化されているような民俗芸能、例えば京都の祇園祭なんかはすでにそんな人はわんさかいるわけです。わんさかいて、例えばさっきのインバウンドの話もそうですが、例えば祇園祭の長刀鉾の引き手は、20年ぐらい前から半分ぐらい外国人です。長刀鉾は大体アラブ系の人です。だから、そういったお祭りや芸能と、先ほど北海道の例のような、クラウドファンディングをしても0円だったという事例は、ちょっと一緒にはできない。一緒にできないから、じゃあどうするかという話になっていくと思います。

それともうひとつ、先ほどの山田さん、あるいは村松さんのお話でもありましたが、私なりの言い方をすると、地域の中の芸能に対する人々の思いやその社会的な背景も含めて、これを仮に「民俗」と捉えると、民俗文化財の「民俗」をどう考えるのかという問題がでてきます。これは芸能だけを取り出して、例えば外国人なり東京の人なりが誰か代わりにやった場合、では「民俗」は捨てるのかということです。そのときの「民俗」はどう考えるのかという問題ですね。これまでのようなムラ社会に代表されるような伝統的な地域社会で育まれたものを民俗と捉えることに固執する必要は必ずしもないと思うのですが、「民俗」をどう考えるのかという問題は出てきます。

ここの図7で言いたいのは、いままでやってきたような行政措置というのは、これまで、文化財の担当者と保存会の1対1の関係で動いてきたということです。今回のシンポジウムのお話である、無形の民俗文化財の保存がどのように活用と併存できるのかという問い、これを行政担当者の立場から考えてみると、ひとつ私が言えるのは——これは今までのご発表の内容をなぞるような話ですが——1対1の関係性だけに閉じない発想が必要であるということです。それからもうひとつ、これは皆さんあまりおっしゃらなかったのですが特に声を大にして言っておきますが、変容とか変化を見つめる。あるいは行政的にいうとコントロールする。これは語弊があるかもしれませんが、行政施策をすること自体がコントロールする発想なのです。そうしたことを後追いしていく、モニタリングすることが絶対に必要だと思うのです。それぞれの時代が常に「民俗文化」を継承していく過程にあると考えれば、どの時点でどういうことをやったが故に、こうなったということをモニタリングする必要があると思います。

そうしたモニタリングが民俗文化財の保存継承のために必要な調査であり、それを事業化できるような行政的な手立てが常識化することが必要なのではないかと考えています。そしてそれは新しい民俗研究や民俗芸能研究のフィールドになるべきだとも思っています。

では手法の例示ということで、図7の上の2つ（行政-保存会の1対1の関係性に閉じない柔軟な発想、変化を見つめる発想）をどう実現するのかということについてお話しします。祇園祭などの大型の祭礼はちょっと横に置いておいて、弱小というか、なかなか維持継承が難しいところを対象に考えたいと思いますが、最近保存会組織を連合するという動きが出てきています。これはご報告の中にもたくさんありました。特に素晴らしい成果だと思うのが、村松さんのところで、県が本気になったらすごいな

と思いましたが、ああいったことが実は起こり始めている。例えばここでは滋賀県の例を出しておきましたが、滋賀県も県の事業で滋賀県下の民俗文化財の保存団体を集めて研修会をやられています。何回もやってこられて、成果も出ています。ここでいろいろな悩みや、継承に対する思いを共有していくという活動が進められています。

もうひとつは、先ほども言いましたが、有形による制御ということがあります。無形は変わるでしょうけれども、それを使う道具の整備に行政が入って、そこから制御していくという形。これは例として山・鉾・屋台を挙げておきました。

それともうひとつ、これは今回、ほぼ全員とっていいほどの人が言われました。外部の理解者との協業、あるいは支援です。今回のご発表でも多く触れられていましたが、実際、私の知っている例でも、また滋賀県ですが「朽木の知恵と技発見・復活プロジェクト」という活動があります。これは民間の方ですが、「古屋の六斎」という、もうほとんど伝承が途切れそうな六斎を Facebook に上げて、東京からプロのダンサーが興味を持って入って、それで逆に村の伝承者がまた盛り上がっているという活動がなされています。いわゆる外部者の目線、あるいは外部者の評価が、逆に民俗文化財の伝承者に与える影響をすくい上げていくことが大事な点だと思います。

それを文化財保護法改正の、この3つに当てはめていきますと、特に①と③は別にして、この②（文化財ごとの「保存活用計画」の法定化）です（図8）。最初に言いましたが、基礎自治体がどこまでできるかというのは、なかなか難しい問題を孕むとは思いますが、今日の長野県の例などはものすごくよい例だと思います。少し視点をずらして、私が大学院のときには関西でもたくさん市町村史が編纂されました。僕も貧乏な院生として市町村史を手伝って、ちょっとお金をもらったような覚えがありますが、例えば人口2万、3万の市町村がみんな古代編や中世編、近世編を作るわけです。ところが古代編なんかは記述の多くはみんな一緒です。中世編も、関西だからいっぱい資料もあるのですが、それでも似たりよったりです。もちろん近世になると変わりますけれども。

同じようなことは博物館でも起こりますよね。博物館に入ると自然があって、考古があって。狭い地域の中にいくつもの自治体があって、それぞれが通史的な展示をすることがよいのかどうか考えてみるべきです。僕は京都の南のほうに住んでいますが、例えば南山城は南山城で、ここの市町村は民俗を担当する、ここは考古をやるとか、そういうことをやるべきだと思います。この改正文化財保護法の要点の2点目の一番の障壁は、基礎自治体の壁だと思うのです。これが、なんと長野県さんはうまいことをやられたというか、振興局だから非常に広域の中でできたのではないかと思います。そうでないと、行政と1保存会の1対1の関係性のなかでの保存管理計画の立案では、その実効性に展望が拓けないのではないかと案じられます。

もうひとつは、外部者や地域を組み込んだ柔軟な組織を作る、受け皿にするというやり方です。先ほど申し上げたモニタリングして、それを積み上げて情報共有できる仕組み作り、これがこれからの行政担当者の課題になるのではないかと思います。

最後に、角先生の話に関わりますが、やはり一番問題になるのはお金です。行政の仕事というのは、極論すれば税金の再配分なのです。いかに再配分するかということなんですよ。これまででしたら、行政と保存団体が1対1の関係性の中での資金配分ですが、これからは民俗文化財の保存のためのより広域のプラン、保存管理計画・保存継承計画のプランを作って、外部の業者さんやいろいろな人も入れて、より柔軟な再配分のシステムをどう作るかというところにポイントがあるのではないかと考えています。

それは角先生のご発表にあったような、例えばふるさと納税という、いわゆる受益者負担の考え方があります。たぶん放っておくとそうなるのです。放っておくと受益者負担になるのですが、受益者負担では民俗文化財の再配分がうまくいくとは思えない。だから、それに代わるなにかのテーマを作っていく必要があります。そして、計画を作っていく。その計画は地域のケース・バイ・ケースでしようけれども、ある程度、広域で編み出していく、考えていくというような協業体制が必要ではないかと考えています。以上です。簡単なコメントですけれども、終わらせていただきます。

（参考文献）

岩本通弥 1998「民俗学と「民俗文化財」とのあいだ—文化財保護法における「民俗」をめぐる問題点—」『國學院雑誌』99-11 國學院大學

「朽木の知恵と技発見・復活プロジェクト」(<https://www.facebook.com/kutsukichiewaza/>)

才津祐美子 1996「「民俗文化財」創出のディスクール」『待兼山論叢 日本学編』30 大阪大学

俵木悟 2018『文化財／文化遺産としての民俗芸能—無形文化遺産時代の研究と保護—』勉誠出版

文化庁文化財部伝統文化課 2015『篠原踊調査報告書』

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/minzoku/mukei_kiroku/pdf/nara_shinoharaodori.pdf)

久保田：ありがとうございました。かなり踏み込んだ話までいただいて、非常にこれからの討議に役に立ちました。

平成30年6月 文化財保護法改正
平成31年4月1日施行

改正の要点

- ① 市町村による「文化財保存活用地域計画」（「地域計画」）の法定化
※都道府県は総合的な施策の大綱を策定
↳文化財の資源化に向けての総合的な施策
- ② 文化財ごとの「保存活用計画」の法定化
↳文化財単体の保護・活用計画
- ③ 文化財行政の首長部局への移管を促進
＝文化財の資源化を他部局との連携の上にもスピーディーかつ広汎に行える組織へ

その大きな目的は、観光振興／地域活性化が主

図 1

「無形文化財には、重要無形文化財に指定してそのままの形で保存する措置を講ずる必要のあるものも多いのではあるが、無形の民俗資料については、そのものをそのままの形で保存するということは、自然的に発生し、消滅していく民俗資料の性質に反し、意味のないことである。例えば、「小正月行事」をそのままの形で残存させようとしてもそれは不可能であり、意味のないことであって、これらは、記録保存の措置をもって足りるわけである。」（1954年の文化財保護法改正直後、文化財保護委員会事務局長から各都道府県教育委員会教育長あてに出された通達）

民俗資料が有形と無形に区別され、それぞれまったく異なった保護手法が採用された。；有形の民俗資料には、「重要民俗資料」としての指定制度を、無形の民俗資料は指定制度ではなく、「記録作成などの措置を講ずべき無形の民俗文化財」（以後「記録選択」という）として記録作成することで保護の措置を図るとした。

図 3

博物館をめぐる法の変化

- 2017年 文化芸術基本法 博物館、美術館も対象に入る。
- 2018年10月 博物館の所管が文部科学省生涯学習局社会教育課から文化庁へ。
- 2019年3月8日開催の閣議で、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第9次地方分権一括法案）が決定
- 2019年5月31日成立、6月7日公布「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第26号）（第9次地方分権一括法）
⇒条例改正すれば、博物館は直長部局への所管替えが可能になる。
- 2019年9月 ICOMでの博物館の再定義は見送り
・・・社会変動に対応/欧米中心の思想からの脱却などを図ろうとしたが、継続審議を確認したうえで次回へ見送りとなった。
今回のICOMではしばしば聞かれたフレーズ：「安全でないアイデアを安全に議論できる場所、それがミュージアムである。」

図 2

昭和50年（1975）保護法改正改正

- ① 「民俗資料」を「民俗文化財」に改称
- ② 民俗芸能が風俗慣習と並置して、無形の民俗文化財のなかに位置づけられる
- ③ 無形の民俗文化財に指定制度導入

- ① 芸能史的観点で導入：民俗芸能の指定が堰を切る
- ② 民俗の格付け保護へ：国指定一都道府県指定一市町村指定
- ③ 変化を前提とした理念が崩壊（岩本1998 才津1996）

昭和29年の改正では、民俗芸能は、無形文化財と民俗資料の間での宙づり状態

図 4

無形民俗文化財保護のためのこれまでの行政措置の手法

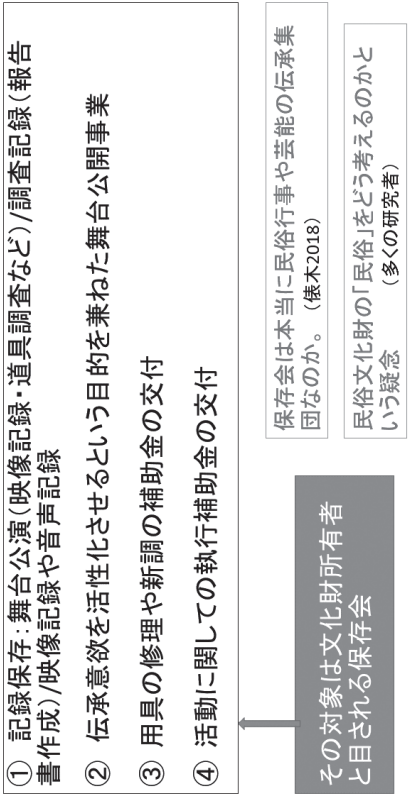


図 6

無形の民俗文化の保存は、どのように活用と併存できるのかという問い

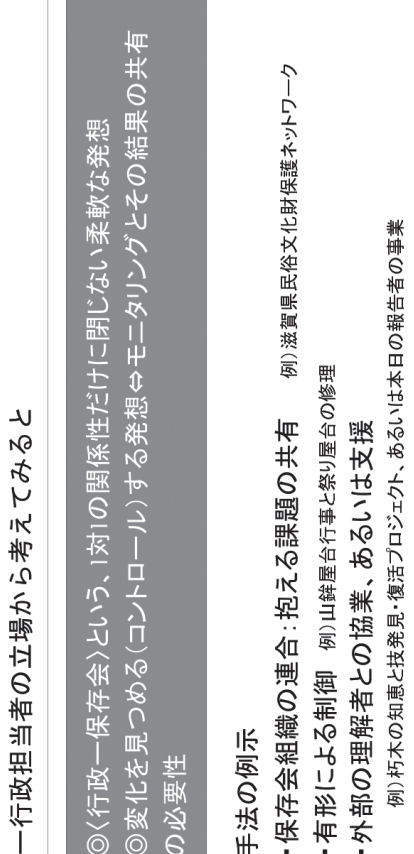


図 5

図 7

平成30年6月 文化財保護法改正 平成31年4月1日施行

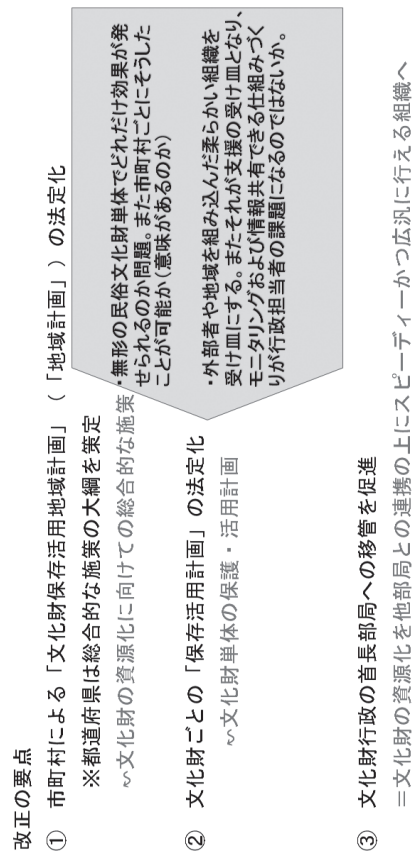


図 8

ディスカッション

今石：それでは、総合討議を始めたいと思います。おかげさまで質問票をたくさんいただきました。ありがとうございます。うまく捌き切れるか分かりませんが、まず具体的、個別的な質問を私から各発表者の方にさせていただいて、それからもう少し大きな問題について後半で話し合っていきたいと思います。5時半までを予定しています。

1. 質疑応答

それでは早速ですが、発表順で、まず角さんにふるさと納税について。皆さま結構ご関心があって、そのやり方などについて質問が来ているのですが、「文化財の保存活用でふるさと納税やクラウドファンディングを検討しているが、両者の違いはどういうものか、また向き不向きがあれば教えてください」といったこと、それから「クラウドファンディングを募るノウハウや成功の秘訣があったら知りたい」「そもそも行政がクラウドファンディングを募ることができるのか」「保存会、実行委員会、行政など、それぞれの役割はありますか」という質問です。

角美弥子：私もまだ勉強し始めたばかりなのですが、ふるさと「納税」とは言いますが、寄付なので、寄付としてはクラウドファンディングもふるさと納税も変わりません。基本的にふるさと納税は、一応目的はあるのですが、「これに使います」という使用目的が幾つかあって選べるところと、選べなくて首長にお任せというところがあります。一方でクラウドファンディングは、ちゃんと目標金額が決まっています。500万円達成したらおめでとう、という感じで。ふるさと納税は、納税者は何回でも寄付はできるのですが、1年に1回で、ちょうどいま12月が締め新时期なので12月は各自治体の方はお忙しいと思います。クラウドファンディングは期間を決めて、この間に幾らためるといことができます。

目的がはっきり決まっている、つまりこの山車の修繕に使うというふうに決まっているものは、大体クラウドファンディングのほうが多いのかなと思います。ですので、その金額を集められるかどうかはわかりませんが、目標金額が明確であれば、それはクラウドファンディングにしたほうがよいのではないかと思います。一方でとりあえず何となく文化財全般に使えるように寄付を募ろうというのであれば、ふるさと納税のほうがよろしいのではないかと思います。

また、ふるさと納税制度を活用してクラウドファンディングを行うと、ふるさと納税の方法でワンストップ特例制度なども使えるので、そちらが便利なのですが、ふるさと納税ではなく普通のクラウドファンディングももちろん自治体でもできますし、それは保存会でやったり、各種団体でやっても良いと思います。ただ、自治体を通してやると、そういった便利なところがあるかなといったところではないかと思います。ふるさと納税だと、本来はそんなにお礼は気にしないはずなのですが、お礼の品を目的でやるのがふるさと納税というイメージがあります。目的にすごく共感して寄付するというのが、いわゆるクラウドファンディングのほうになるかと思います。

成功の秘訣は、私もまだ成功と失敗の事例をそこまで多く分析したわけではないので、ちょっと分からないのですが、やはり多くの人に少ない金額から寄付を募ることではないかと思います。いま、私の大学でも大学に付属したギャラリーをつくるためにクラウドファンディングをやっています。最初は全然集まらなかったのですが、学生にも呼び掛けて、500円から寄付を募ったら、目標金額は100万だか200万だかなのですが、無事にたまりました。だから1万円を寄付してくれと言うので

はなくて、少ない金額からというのがあると、皆さんも寄付しやすいのかなと思います。それとあとは、なるべく目的をはっきりさせてお願いするというのかなと思います。

今石：ありがとうございます。続いて、角さんにもうひとつ質問です。これは福持さんにもお答えいただけたらと思うのですが、体験教室についてです。「体験が難しいもの、例えば神事性が強いものなどの活用策についてどう考えるか」というご質問で、これは後からまた議題になるかと思うのですが、やはり文化財によって活用しやすいものと、しにくいものがあるわけです。そのあたりをどう考えてらっしゃるのかということも含めてお話いただければと思います。角さんからお願いします。

角：私は、難しいものは無理に体験しなくてもいいというか、体験できる範囲、知ることができる範囲で関わることができれば、それでいいかなと思います。あとは、ものすごくがっつき入るところはがっつき体験するというので、そのあたりはそれぞれの民俗芸能によって決めていけばよろしいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

福持昌之：いまの件については、伝統文化親子教室の事業を活用するのであれば、まずは一度、採択するかどうか申請してみるというのがいいのではないかなと思います。通らない場合というのも当然あります。今まで京都市が窓口で受けつけたもので、神事性が要因ではないのですが、落ちたものも幾つかありました。お寺を拠点に、お寺の人にお寺の文化財を教えてもらって、子どもさんが観光客に対して一人前のガイドができるようなプラン、それだけ自分たちも身につけるということをして、最終的には実際にガイドをしてみるという事業が落ちました。文化庁の担当者にお尋ねしましたところ、「これは学習であって、体験ではございません」というようなお話だったと思います。一方で、書きようによってだいぶ違うのではないかなとも思います。

他にも、和装の着付け教室は対象なのですが、着付けを何回かやった後、その和装に合わせた巾着袋を自分らで作って、最終的にはファッションショーのようにして披露してみようというプランも、「手芸に当たります。これは対象ではございません」ということで落ちました。ちょっと手芸に重点が偏っていたと判断されたようです。

何が落ちるか採択されるかというのは、申請してみないと分からないのですが、ただ、言えることは、市町村や国の指定の無形民俗文化財に登録・指定されたものであれば、政教分離の課題はクリアしているはずですので、これは申請すれば基本的には通るはずですが、ただ、そうでなくても、非常に神事性が高いというものであっても、教室を申請する人たちが神社ではなくて有志の団体で、その地域の文化の体験教室事業として、その中に神事性の強いものも一部含めるということであれば、私は通るような気がします。これは出してみないと分からないので、一度どなたか出していただいて、また通ったとか通らないとか教えていただきたいと思います。

今石：ありがとうございます。申請の仕方にもいろいろノウハウがあるということで、そういうところも私たち行政や研究者が関わっていけるところかなと思います。

続いて、村松さんに質問がたくさん来ております。ほとんどが、どうしてそんなすごいことができるんだというような質問なのですが、幾つか挙げますので一気にお答えいただければと思います。例えば「どのようなプロセスで設立したのですか」ということ、あるいは「活動の主体になっているのは誰か。火付け役がいたのか」というような質問、また「市長部局は参加していますか」と。つまり、この質問の方は「教育部局だけの力に限界を感じつつ、南信州の例では縦割りの事業ではないといった点に非常に魅力を感じた」ということだそうです。こうした質問が来ておりますので、そのあたりの設立の経緯について、もう少し詳しく教えていただければと思います。

村松：分かる範囲で答えさせていただきます。まず前提として、そんなにすごいことをやっているということではなくて、実際には本当に手探りでやっているということです。今日もいろいろお話がありましたけれども、本当にケース・バイ・ケースで、民俗芸能はいろいろとありますし、いろいろな対応をしていかなければいけないと思います。それから、最終的にはその地域の方に喜んでもらわないといけないものですから、気持ちを大事にしないといけません。だから本当に寄り添いながら、ケース・バイ・ケースで、手探りでやっていかなくてはいけないのだろうなと、それしかないかなと思います。

火付け役ということと言うと、平成27年(2015)に、最初は県の振興局が研究会を立ち上げまして、民俗芸能を核にして地域づくり、地域振興ができないかと、そんな研究をさせていただきました。それを地域の皆さんに応援してもらったということになります。

ただその背景としては、継承してきた先人たちの努力があり、伊那民俗学研究所に代表される郷土研究の歴史があり、飯田市美術博物館という存在があり、そして、そこで民俗学の担当をしておられる櫻井先生がいらっしゃったということが大きかったのではないかと思います。いろいろな要因があるかと思うので、なかなか整理するのも難しいと思いますけれども。

今石：市町村の方も関わっていらっしゃるのですか？

村松：広域連合が関わっているということで、管内の14市町村がすべて関わっているという考え方でやらせていただいています。広域連合の連合長は飯田市長さんですし、部会長には町村長さんが名を連ねています。ご質問にあったような、市長部局などがリードして、旗を振ってやっているというところは、残念ながらありません。ただ、これも事例の中でお話ししましたが、今日私が発表した協議会とはまた別に、各町村で資産化事業、保存記録をするような事業もやっていますし、いろいろ複合的に動いているといった状況です。

今石：ありがとうございます。もうひとつ村松さんに質問ですが、市の職員だという方からの質問で、この方がいらっしゃるところは「山間地に点在していて、同様のことは難しいと感じました。南信州がどういうところか知りたいです」とのことです。こういった活動の、ほかの地域での汎用性といえますか、どう広がっていくことができるのかということについて、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

村松：汎用性ということについて言えば、先に結論を言ってしまうと、それこそケース・バイ・ケースで考えるしかないと思います。ですから、そこは地域で一番よいやり方を考えていかなければならないということが大前提としてあると思います。ただ、うちの地域も本当に山国で、本当に人が減っている、過疎が進んでいる地域です。そういった中で、だからこそ地域一丸でできることはないかということで始まったプロジェクトでありますし、できる限り応援をしていきたいと思っています。

本当にわれわれができることというのは御用聞きです。「こういうことがあったら、もしこういったことがサポートになるんだったら、できそうなんだけど、どう？」というようなことを聞いて、「じゃあ、頼もうか」というようなお話があったらサポートしていくと。無理やり押しつけるのではなくて、先ほどの今石さんのお話にもありましたが、外在的な要因や、外からの押し付けでこういうことを無理にしようとか、そういう形で話を進めるべきではないと思います。ただ、サポートが欲しいといったときに、手を差し伸べるものがやはりあった方がよいのではないかと考えます。

今石：ありがとうございます。村松さんに最後の質問です。おふたりからきているのですが、事業の継続性についてです。「行政が何かひとつのものにずっと関わっていくのは難しい場合が多いですが、

例えば村松さんご自身が異動された後、事業はどうなっていくのか」など、そういったことも含めて、継続性についてどう取り組んでいかれるのかという点をお願いいたします。

村松：継続性については、そういった心配もあります。やっていくしかないということで、だからこそ、合議体でやっているということです。先ほどの発表のときのご質問にもありましたが、県の現地機関というのは、ただ単に構成団体のひとつにすぎません。それ以外にも、広域連合であったり美術博物館であったり、いろいろなところが入っています。民俗芸能団体さんも入っています。そういった皆さんと一緒に歩調を合わせて、タッグを組んで取り組んでいるものです。そこはみんなでやっているものですし、またわれわれ行政の職員としても、みんなでやっている以上は、その期待を裏切らないようにとは思っています。

今石：ネットワークを広げておくということが、継続性という意味でも非常に大事なんだというお話だったかと思います。

続いて山田さんにも質問が来ております。いろいろなコンテンツを作っておられますが、その使い方、あるいは活用方法といったもので、「イベントなどで見せるということはもちろんあると思うのですが、それ以外の活用の方法があれば教えていただきたい」という質問です。

山田雅也：イベント以外ですか。

今石：じゃあイベントでもいいです。

山田：それは、伝えるための情報としてのイベントなのか、継承のための取り組みということ、どちらで答えればいいですか。

今石：両方、お願いします。ちなみに内容に関しては、発信が目的のものと継承が目的のものでは、やはり作り分けるような形になるのでしょうか。

山田：ひとつ、一貫して見せるところと体験するところと、その先をどう一緒に考えていくかということまで考えて、セットでやっていくことのほうが多いです。先ほど、単年度で終わらないように取り組むと言いましたが、1年目はここまで必要、2年目にはこういった目標を持ってやっていこうという形がどうしても必要になってくると思います。単年度だけだとそれを凝縮してしまうので、どうしてもイベント的なところで終わってしまうと。ただ、一緒に2～3年の目標・目的や構想を作った上で、契約が1年で終わるんだったら、行政や郷土芸能団体、市民の人には、この構想の中の1年目だったということで評価をしていただけたらと思うのですが。

そういった形で双方が分かるような構想作りというのを、まず最初に共有することが必要なのかなと思います。その中でよくあるのは、3年計画でやっても1年間で終わってしまうと。ではその構想は捨ててしまうのか、残すのかというのは、課題になってくるのかなと思っています。まず1年目にできることはイベント的なことや、知ってもらおうということがほとんどです。

今石：ありがとうございます。続いて福持さんと、それから村上さんにもお答えいただけたらいいのかなと思うのですが、活用計画の話です。「無形文化財の保存活用計画を策定することができるようになりましたが、もし策定するのであれば、その計画はほかの文化財の保存活用計画と比べてどうあるべきでしょうか。こうあるべきというものがあればお示しいただきたい」と。先ほど村上さんから、柔軟な再分配、第三者も含めた広域性を持った計画がいいのではないかというお話がありましたが、まず福持さんから何かお考えがあれば。そして村上さんから先ほどのお話につけ足すことができましたらお願いしたいと思います。すみません、難しい質問ですが。

福持：難しいですね。京都市ではいま、保存活用計画を作っているところです。事務職で1人、係長

が配属されまして、その人が中心になって各分野の意見を取りまとめていきながら作っていくという体制です。ほぼ専従のような形で担当がいますので、むしろ私ども各分野からすると、全体像はいま、あまり分かっていないところではあります。…という言い訳は駄目ですね。

保存活用計画で私が一番心配しているのは、指定登録文化財として周知のものであれば、保存活用計画というのは手間はかかっても具体的にプランが作れます。ただ、未指定のものも含めた形で、という宿題になっていたと思いますので、まず何があるのかを把握しないといけないし、それが大変なので今までできなかったのですから、そこは非常に難しいところです。

いま、京都府全域で文化庁の補助事業である「祭り・行事調査」をやっていますので、その調査と連携しながら、できるだけ市内の祭り・行事を少しでも多くリストアップしていくという作業をしています。それで市内の、本当にある数の何分の1か、10数分の1かでも分かってきて、それが保存活用計画に反映できるかというのかなと思っていますが、いろいろと難しいところです。

村上：実は私、先ほど言い忘れたことがあります、今のご質問に関わることなので、併せて申し上げます。いま福持さんがおっしゃったのは京都市のことで、市町村による文化財保存活用地域計画ですから、これは有形・無形の統合的な計画になると思います。私が今日、この場でお伝えしたかったのは2番、文化財ごとに保存活用計画を作れということですが、こんなことを無形民俗文化財でやっているところはあるのでしょうか。1件だけ、漏れ聞いているところはあるのですが、それは大規模祭礼です。たぶん祇園祭とか、そういう案件はできると思うのですが、ほとんどの無形民俗文化財で、単体で保存活用計画を作って意味があるのかどうか。だからこそ広域ですべきではないのかということです。

加えてそうした場に、外部者、山田さんのような方に入ってもらうことが必要です。外部者からの目線で、また別の価値が見いだされ、いろんな化学反応が起きることが期待されます。最初に角先生がお話されたようなクラウドファンディングにもかかりやすいような状況も生まれるかもしれません。

結局、資金をどう得ていくかということが大事なのですが、市町村単位で行くと当然、税金の再分配になるわけですが、もう少し民間の知恵や柔軟性を入れ込んだものがないかなと夢想しています。なかなか市町村の壁を越えるのは難しいと思うので、特に無形民俗文化財に関しては、文化財ごとの保存活用計画は難しいと思うのです。だから何がしかの手立てを、例えば東文研さんでやってもらうと。こういう協議会のような場を、優れた業者さん、良識ある業者さんとのマッチングの場にするという、そういったことも考えてもよいのではないかと考えています。

実際、いま、文化財ごとの保存活用計画を無形民俗文化財で作っておられるところが、ひょっとしたら来年ぐらいに出てくるかもしれませんので、その検証をしていただきたい。でもたぶん、何となく失敗すると思うのです。無形民俗文化財の保存の、ここがおかしくなっちゃったというところがたぶん出てくると思うんです。どういうふうに失敗したか、その変容の過程をモニタリングする責任を、文化財担当がやったらいいのではないかと。そういうノウハウを蓄積していくことが大事のように感じています。

久保田：ありがとうございました。それではここからは、もう少し大きなテーマに入っていきたいと思います。先ほど質問票を出してくださいと何度も言ったせいか、ものすごくたくさん出してくださって、ひとつひとつは聞けませんもので、取りまとめてお聞きするようにしたいと思います。ここからはおひとりずつ指名はしませんので、われこそはという方はご発言をいただければと思います

し、あるいは発言が少なければ順番にということで、全員にお話しただけだと思います。

2. 文化財による「格差」をどう考えるか

大きく3つ、プラス、ラストに大きな問題がありますので、それを残り1時間の中でやっていきたいと思います。まずひとつ目は、今の問題とも非常に大きく関わる、あるいは先ほど角先生にもお答えいただいたのですが、文化財の種類によつての格差と言いましようか、違いの問題です。

例えば3つほど読ませていただきます。「活用に適した文化財、適さない文化財があるのではないか。派手で魅力のある芸能の場合、一つの保存会で支援調達も可能だが、そうではない場合のほうが大多数ではないか。そういったものをどう扱うのか」。それから、「特に今回は祭り、あるいは芸能に関わるものが多かったが、生業にまつわるようなものはどうか」、「ライフスタイルの変化で消滅していくスピードが速いと思うが、そういったものをどうしていくのか」。それから、「理解が難しいようなもの、それから周辺地域に類似のものがたくさんあって、特にここが珍しいとも感じられないようなもの、そういったものもたくさんあると思うが、そういったものをどう活用したらいいのか。それは難しいのではないか」というような話です。そのあたりをどう考えたらいいのか、いままでの話とも重なってくると思うのですが、どなたかお聞きしてみたいのですが、いかがでしょうか。

福持：先ほど私も少しスライドでお見せしましたが、伝統文化親子教室の中で京町家再生研究会がプランニングした事業が、今年2年目をやっています。「土壁塗り体験、面白そうだね」というところから、「土壁塗り体験を5回以上やっても仕方ないので、何か他の体験も加えてできないの？」という話になって、障子張り替え体験だとかいろいろと出てきたわけです。古い京都の伝統建築の、普通のおうちの中でお月見を楽しむ、そこで茶道を体験してみる、というような形で、京町家を核に、どんどん活用や利用のプランを、再生研の人たちがプロとしての知恵を絞って出してきてくれた。ですから、ごくごく当たり前のお月見が伝統文化親子教室の形になっていく。教室といいますが、考えようによってはこれはひとつのイベントなのです。よくよく活用されたいいい形かなと、私は感心しているところです。ぜひ皆さんに知っていただきたいと思いました。

活用は、今石さんの問題提起にもあったように、やはり無理してやるものではないんですよね。例えば電子レンジにせよ、掃除機にせよ、普通の使い方をしていないと、無理したら壊れるわけで、連続して24時間ぶっ通しで掃除機をかけていたら、それは1～2日で壊れるかもしれない。そういう無理なことはしてはいけないので、観光化に適さないものを観光化しようというのは、それは活用ではない。「消費」という言い方もあるかもしれませんが、破壊活動というか、むちゃな使い方したらいかんというのは重要なことだと思います。活用をあまり広く捉えないで、無理のない範囲でいつまでも使い続けられるように対応していくというのが重要なことだと思います。

久保田：ありがとうございます。ちょっと聞いてみたかったのですが、障子張り替え体験は人気があったのでしょうか。

福持：うちの保護課の建造物の技師が行きたいと言っていました。

久保田：子どもさんが体験するのですか？

福持：はい。親子教室は、小学生・中学生を募集しましょうということで、そこに親も来ていいですよというスタンスです。ですから申請時に、小中学生は必ず募集してくださいと書いてあります。親も来ていいので、そういう意味では全年齢型の募集に変わったのだということです。

久保田：破るほうは楽しそうですねですけども、張るのは私だったら行きたくないと思ったのですが、そ

れを面白くやるというのが、つまらない文化財でも保存につながるのかな。やっぱりそのあたりが博物館なり、行政の方の手腕になるのかなということも、いま聞いていて思いました。

福持：障子を破るところからやっているかもしれません。

久保田：例えば盆踊りの居酒屋の話ですが、いまは三大盆踊りを中心にとということだと思のですが、そういうところに出てもらえるような盆踊りと、あるいは「うちはちょっと」と断られるような、そういう違いというのは盆踊りの場合はありますか。

矢島：盆踊りは本当に数が多いのですが、今回はインバウンド向けでやっている以上、お金をいただいてやるので、ある程度、見せる部分があるというのが必要です。ただ、本当に数ある盆踊りの中で、例えば阿波おどりなんかは、ご当地の人たちがおっしゃっているのですが、あえて商業的なものを目指して商業化したと。もうひとつ、阿波おどりと同じ四国で、津田というところに津田の盆踊りというのがあるのですが、それも実は阿波おどりと同じルーツを持った踊りが発展したものです。盆踊りと書いて正しくは「ぼにおどり」と言うのですが、同じ四国の中でも津田の盆踊りは県の無形民俗文化財に指定されています。一方で商業化した徳島阿波おどりは指定されていないのです。ただ、津田の盆踊りの方はほとんど知られていなくて、いまは数十人しか、それを受け継いでないということがあります。

われわれはいまは阿波おどりをやっているのですが、できれば津田の盆踊りもやりたいと思っているのです。それには、やはりまず盆踊り居酒屋が認知されて、そこにいろいろな方々が集まってきた段階で、実はこういうものもあるんですという流れでやっていきたいと思っているので、やるタイミングや、やる意味をきちんと現地の人たちにも話をしながら進めていきたいと思っています。

久保田：ありがとうございます。

村松：答えは皆さまから出ているかと思うのですが、大前提として無理はしない、できる範囲でやっていく、ケース・バイ・ケースで考えていくということだと思います。それが大前提だと思います。

その上で、先ほどのご質問ですが、いま時代が変わっています。昔のような生活、ライフスタイルではありません。神楽をやるといっても、私たちは神様がいない時代に住んでいます。昔はやはり神楽をやるというのは、神様に願いをかけることでした。先ほど見ていただいた神楽にしても、生まれた子どもの体が弱かったときに、この子が無事に育ちますようにということで願掛けをして、その子が無事に育ったら、神様のために舞うということとその子どもを舞わせたというような話もあります。いまはそういった時代ではないですけれども、一方で、価値観が多様化したこういった時代に生きているからこそ、そういった文化があるんだ、奥深いストーリーがあるんだ、そういった歴史や面白い物語があるんだということを伝えていってもいいと思うのです。そういうものに共感をしてくれる方が必ずいるはずなんです、何人かにひとり。だから、いっぺんにすべての人を相手にしていくということではなくて、共感してくれる人に伝えて、理解者を増やしていくというのが大事なことだと思います。やってみると案外面白い、調べてみると奥が深く面白なものなんだと、それは伝えていってもいいことなのだと思うのです。ライフスタイルが多様化している時代だからこそ、胸を張ってその面白さを伝えていく。

あともう一点、協力してくれるところ、共感してくれるところとつながって、知恵と工夫で乗り越えていくということだと思います。ひとつ、私の発表の中で捕捉したいことがあります。企業のパートナーさんでイベントをやってくくださる場所がありました。興亜エレクトロニクスさんという会社です。そもそもあの会社ができた経緯、歴史としては、昭和の初めの世界恐慌に遡ります。当時、南

信州地域というのは基本的には農業で、主に養蚕をする農家さんが多かったのですが、それが成り立たなくなりました。また産業構造も変化してきて、現金収入を求めて、お父さんたちが都会に働きに行ったりということがありました。そのときに、向山一人^{かずと}さんという創業者が、農家のお父さんたちがこの地域で自分の家を守り、働きながら暮らしていくという、そういう仕組みを作らなくてはいけないという志をもって、会社を創られたのです。農工一体、そして伊那谷の太陽になりたい、これが創業当時から変わらない企業哲学、経営理念です。本当に素晴らしい会社さんです。だからこそ、ああいったイベントをしてくださったということなのです（※興亜エレクトロニクス株式会社は KOA 株式会社のグループ会社であり、向山氏は現在の KOA グループ全体の創業者）。

お伝えしたいのは、これまでも時代の変化や地方の危機はあったということ。そして、それでも立ち向かってきた先人たちがいて、今の時代があるということです。前回のイベントでは、最初から最後までずっと民俗芸能の公演の時間をとっていただきました。しかも、保存会長さんもマイクを持って解説をするわけです。それはもう楽しかったです。あれはいいと思いました。保存会さん同士の交流もありましたし、やっぱりお祭りって楽しいんですよね。やると楽しい。それを伝えていく、魅力を伝えていくということが大事なんだろうと思います。

久保田：続いて山田さん、お願いします。

山田：村松さんがいまお話しいただいた企業パートナーの話ですが、実は僕、先ほどのプレゼンテーションで言わなかったことがあるのですが、東北だけではなくて、いままさに村松さんの事業にも関わらせていただいているのです。もちろん長野県の郷土芸能は本当に神事が多い。活用のやりやすさ、難しさという部分では、映像で見たり、資料を見ているだけだと、正直分からないこと、よく見えてこないことがたくさんありました。先ほど村松さんのプレゼンテーションの映像で霜月祭りがあったと思いますが、これをどうにか活用して、という話があったので、いろいろ事前には考えていたのですが、実際に行ってみたら、もしかしたらこういうことが活用していけるのではないかと、こういうことを聞いてみようかなというような方法論だったりアイデアがたくさん出てきた。行く前と行った後では、考える側の気持ち次第で変わるというふうに思ったので、見て体験したことが、いろいろ重なってくれば、難しさというのは解決できるのではないかなとは思っています。山間部であろうが、人がいなかろうが、方法はあるのではないかと考えています。

3. 経済的な課題と無形民俗文化財の維持

久保田：ありがとうございます。ひとつの質問を大体 15 分ぐらいで回さないと回り切らないので、続いて次の質問に移ります。いまの問題にも関わることなのですが、経済的な問題に関するご質問が幾つかありますので読ませていただきます。例えば「阿波おどりは経済的、観光的な側面では影響が大きいものだけれども、赤字が大きいとの報道もあって、その真偽がはっきりしません。そういった阿波おどりのようなものの損益の考え方について、どういった調査やデータがあるものなんだろうか」と。それから毛色は違うのですが、取りまとめて経済的なことでまとめて読み上げますと、「行政が支援すれば維持が可能だというものについては、逆にいえば、行政が支援しないと維持できないと捉えられてしまって、公費の支出に疑問符が投げかけられてしまうことがあるのではないかと」という問題です。またこれは別な角度、支援する企業の側からの目線で、「さすがに企業なので、ボランティアだけでやるわけにはいかない。そういう継続的な支援をしようと思っても、企業も企業の立場があるので難しい。ある程度の対価をもらわないとできない、続けられないのだけれど、そういった関係

を築くにはどうしたらよいただろうか」という質問です。

先ほどクラウドファンディングの話も出ていましたが、そういう必要な経費をどう作っていくのかということに関しては、どなたかいかがでしょうか。村上さんから言ってもらってもいいですか。

村上：阿波おどりが赤字かどうかですよね。これはたぶん、徳島県とかがデータ出していると思いますが、たぶん本当のところは分からないと思います。それは例えば入り込み旅客数とか、そこで何か飲んだり食ったりした金額とか、いろいろなものがあるので。それに加えて教育的な効果というものもありますから。全部が全部、お金に換算するということはできない。そこなんです。それをどういうふうに意味付けていくのかということ。それを文化財なり、もし市長部局の観光部局に文化財保護課が行けば観光なり、あるいは場合によっては都市計画に行つて景観政策と連動するところ、あるいは市民部局で地域活性化で文化財を活用しようというところもあると思いますが、それぞれでたぶん意味づけをしていられると思うのです。

ただひとついえるのは、特に無形民俗の保存に関しては、絶対に受益者負担の論理を振りかざしてはいけません。それだけは、この場におられる全員がそう思われているのではないのでしょうか。そこにやっぱり意味づけをつけていくことが僕らの仕事というか、皆さんのお仕事であると思います。なおかつ手法として、繰り返しになりますけれども、弱小の民俗芸能とかに関しては、いわゆるプロの手を借りて新たな見せ方なり、表現なりをつけていくということだと思います。何も観光資源、地域活性化資源だけでなしに、いわゆる福祉の資源になったり教育資源にもなる。場合によっては政治資源にもなる。大規模祭礼というのは議員の票田ですから。いろいろなやり方があると思うので、そこをうまく担当者が立ち回って、なにがしかの意義付けをしていくと、そういったことじゃないでしょうか。

久保田：ありがとうございます。経済的な問題については、最初の角さんのご発表もまさにその部分でしたが、いまのお話を伺っていかがでしょうか。

角：記憶が曖昧なのですが、阿波おどりはたしか、クラウドファンディングに失敗したのではなかったかなという記憶があるので、皆さんよろしければネットで検索して確認していただければと思います。お金を集めるためには、民俗芸能なり工芸技術なりの、マニアなファンを作っていくのが必要かと思います。というのは、日本は結構オタクな文化が根付いていますが、オタクな方々は張り切ってお金を落としてくれますので、本当に支援したい人たちがお金を落とす仕組みを、どこかで作らなければいけないのではないかと思います。

それで、無形の文化財、民俗文化財にどうやってお金を落とすかといったら、寄付もいいのですが、私はもう少しグッズを作っただけでないかなと思うのです。せっかく見に行ったら、いろいろなものを思い出として買って帰るとか、あるいはいまはDVDも作りやすくなっています。自分で撮ったものももちろんいいのですが、私は民俗芸能を見に行つて、帰つて自分が撮った映像を見て「なんでこんなにぶれているし、人の頭ばかり撮っているんだらう」というのがあるので、ちゃんと持って帰れる仕組みがあるといいなと。そして少しばかり寄付をしていただいて、それを戻していただけるようなものがあると、マニアな方々も取り込めるのではないかと常々思っていますが、なかなか実践ができていないというところなんです。

久保田：ありがとうございます。山田さんのところは、グッズ開発はされますか。

山田：先ほどお話した東京鹿踊という、私も踊らせていただいているのですが、その活動をしていく中で、東京で練習をしたり、出演したりするための交通費がどうしてもかかる。こういうお金をどう捻出していたかというのと、われわれは保存会ではなくてグループなので、助成金などはどうしても出

ないので、自ら稼がなくてはいけないと思って作ったのが、鹿踊Tシャツというものです。ふざけていると思われるかもしれませんが、それを着ると伝承者だったり踊っている人と会話が生まれたり、そういう活動をしているんだっただらということでTシャツを購入していただいて、最終的にはそれがわれわれの活動費につながるという形です。すでに6年間やってきています。

なので、活用の仕方だったり、どういう目的でそれを作るのか、誰に向けたものなのかということが明確であれば、ある程度、支援というものは集まるのではないかと、私の視点としてはそういうふうに思っています。

久保田：ありがとうございます。盆踊り居酒屋のことも伺いたいのですが、聞きづらい話ですが、たぶん皆さんきっと思っているんじゃないかと思う、費用的な部分、それでやっていけるのかなとか、そういう部分はいかがでしょうか。

矢島：いまのところわれわれは盆踊り居酒屋を開業しているわけではなく、既存の居酒屋さんで定期イベントとしてやらせていただいています。言ってしまうと、お客さんが集まらなかったら1週間前にやめましょうという契約なんです。今まで集まらなかったことはないのですが。ですから、お客さんから、いまは4,500円なのですが、4,500円×50名集まって、その費用の中から飲食代を店にお支払いして、出演する方々に出演料をお支払いして、その浮いた分をわれわれが運営費として賄っていると、そういう掛け算です。ですので、その部分の単体に関していうと、基本的には赤字にはならないような仕組みでやっています。

いま山田さんがおっしゃったように、われわれも実はグッズ販売を考えています。先ほどお話ししたわれわれの協会の中で、郡上おどりの所属チームを作っています。郡上おどりが10種類ある中のひとつに「猫の子」というタイトルの曲があるので、それにちなんでわれわれは「チーム猫の子」というチームを作っています。いずれはそのチーム猫の子をイメージした猫のグッズ、浴衣であるとか、そういったものを販売していきたいと思っています。そのあたりはこれから考えることなので、ぜひ6年間やられた山田さんの実績をいろいろお伺いしたいなと思っています。

4. 外部との関わりのある方

久保田：ありがとうございます。それでは、続いて3つ目です。これも大きな問題なのですが、外部との関わりについてです。これはかなり大きな問題かと思えます。まず「地域外の人が伝統の中に入ってくることにに対する抵抗感などはどうだったのでしょうか」と。これは村松さんと山田さんあての質問ではあったのですが、皆さんにお聞きしたい部分だと思います。それから、「祭りとして自然にだんだん消滅してしまう可能性があるものでも、外から人を呼び込んで、その祭りを継続させることに果たして意義があるのでしょうか」という話。外からの問題と言いましたが、信仰的な部分もかなり含んでいる問題だと思います。まさにその信仰の部分の話ですが、「もともとの民俗や祭り、神事芸能としての霊性を消去して活用するのか、あるいは信仰面も含んでやるのか」ということで、「もし信仰と言いついた場合には、国際的な広がりを失ってしまうのではなか。このあたりをどうお考えなのか」ということ、これももともと村松さんと山田さんに対してのご質問ですが、全体に関わるかと思えます。

それから「外部の方が当事者の方に許容、理解いただくことについては一定のハードルがあると思えます。今までの事例で、よかれと思って新しい試みを提案したけれども、断られたということもあるのでしょうか」ということもお聞かせ願いたいと思います。それからもうひとつだけ、「少数の高

齢者が変化を望まず、自分たちの代でもう継承はやめてしまおうと認めてしまっている団体に対して、じゃあ、もう記録をすればおしまいといっていいのかどうか。そういう団体に対して、どういうふうを考えればいいのか」というご質問です。ちょっと毛色の違う質問がいろいろと混ざりましたが、いずれにしても、外部からどう関わって、それに対して現地の伝承者がどういうふうに対応していくのかという問題ですので、これはどちらの立場からでも構いませんので、よろしければ具体例なども含めて、どなたかいかがでしょうか。

村上：少数の高齢者が変化を望まない団体に対してどうするかという最後のご質問に対してですが、結論はないのですが、一例だけご紹介します。奈良県五條市に篠原踊という踊りがあって、たしか担い手がふたりぐらいしかおられなかった。それを県の文化財担当の方が外部から担い手を公募で集め、復活というか継続させている。文化財の担当者としては、伝統的な意味合いでの民俗を捨てて、という言い方は少し語弊があるのかもしれませんが、地域外から呼び込むというのは大英断だったと思うのです。そういったこともやられているわけです。だから、それがどうなるか。さっきから言っているモニタリングなんです。結局はそれを重ねていかないと共有できない。知見が積み重なっていかない。モニタリングに文化庁もお金を出してくれたらいいなとは思っているのですが。

それともうひとつ前のご質問ですが、もともと神事芸能だから、それを突き詰めたら国際的な広がりはなくなると。これは私は逆だと思っています。特殊性をより強化したほうが国際性を増すというか、特殊なところを認知してもらって、それで批判をされる場合もあると思いますが、特殊なことは特殊であるということを外に出すべきだと思います。

久保田：村松さんからはいかがでしょう。南信州は特に信仰の芸能の多いところですが、そのような問題は。成功の部分のいろいろお聞かせいただきましたが、失敗も含めて、もしありましたらお願いいたします。

村松：外部からそういった応援が入っているという事例を見て、保存会の方が「それもいいんだけど、そのときだけだからね」ということをおっしゃったことがあります。やっぱり毎回、来られるわけではないですから。民俗芸能というのは生活に密着したものなんです。風土とか、生活だとか、祈りだとか、願いだとか、そういうのが全部詰まっているわけですから。年中行事の中でいろいろなものがあって、その集大成みたいなものとしてお祭りがあるわけですね。「そのときだけ手伝いに来ても、一番大事な信仰の部分というのは後回しになっちゃうとか、分からなくなっちゃうんだよな」ということを言われたことがあります。そういうことはあると思います。

だから、あとはもう本当に嫌だと言われたら、それはもう諦めるしかないと思います。これは突き詰めた話なので私の考えにもなってしまうかもしれませんが、外の間に入ることにに対して、自分たちの中で守っていきたいんだという強い意思があるのだったら、本当に嫌だと言ったら、そこまで無理強いすることはできないのではないですか。ただ先ほど言ったように、魅力を伝えていくことはできると思うのです。「こういう歴史があるんだ。こういう面白いストーリーがあるんだ。だから、やりましょう。私にもやらせてください」と。みんな一緒にやらないかという、魅力を伝えるということとはできると思います。

それからもうひとつ、私は移住の仕事もしているのですが、移住して入って、そういったお祭りもやるようになっていって、最初は地元の人からも「面白半分で作るんじゃないぞ」というようなことを言われたという人がいたのですが、それも毎年ちゃんと行事に参加してやっていくことで認めてもらうようになった、という話を聞いたことがあります。やっぱり信頼を勝ち取るには、行動で示すし

かないのです。自分は移住して外から来た者だけれども、毎年ちゃんと参加して、地域のことを理解しようと思ってやっていると。誰だって最初からその地域のことを全部知っているわけではありません。最後は人と人なので、継承する人と地元の方との関係性の話になりますが、そういった、何とか人間関係の基本みたいな話ですけれども、行動で示していくしかないと思います。それで信頼してもらおう、それが一番大事ではないですかね。

久保田：ありがとうございます。福持さんにお聞きしたかったのですが、前に福持さんにお話を伺ったとき、祇園祭も町中がやっているものだと私なんかは思っていたのですが、実はもうその町に人が住んでいない状況で、例えば大学の方が入るといってお話を伺ってびっくりしました。そのあたり、京都ではどんな感じでしょうか。

福持：祇園祭の話は今日はやめておこうかなと思ったのですが、祇園祭は33基、いま34基になろうとしているのですが、山鉾が山鉾町という、本来は町内会、通りを挟んだ両側町で1町内ですが、その町でひとつ山鉾を立てるものなのです。ですから、当然、その町の人たちが主体です。ただ、都市型の祭礼ですので、囃子方はよそから呼んでくる。組み立てる大工も雇ってくる。そうやっていろいろな人を巻き込んでつくっている祭りです。その中で「くじ取らず」で、山鉾巡行の先頭に行く長刀鉾は、四条烏丸という銀行などしかない経済の中心地域なのです。住民ゼロというのがもう何十年も続いている町なのです。その近くの函谷鉾^{かんぼこ}も、銀行や病院などのオフィスビル街です。そのあたりには孟宗山というものもあります。このように山鉾町には、人口ゼロというところがありますし、人口が2～3人しかいなくて、実際にその人たちももう関わってないというようなところもあるわけです。

それでも、ものすごく盛大に祭りをやっていますし、滞りなく行われている。縮小されているわけではない。つまり、そこに昔住んでいた人が外に出ていった。その息子さん、お孫さんなんかは今でもずっと参加し続ける。その人たちが職場などで出会った親しい人を「おまえ、やらへんか」と言って誘い込んで、その人たちも感銘を受けて「わしの祭りや」と思って参加し始める。長刀鉾町には銀行があるのですが、その銀行マンが転勤してやってきて、祭りの魅力にはまって、そのまま定年を迎えても京都に住み続けて、ずっと祭りをやり続ける。そして保存会の理事にもなっていく、そういうパターンがあるんです。

つまり、民俗芸能の芸能だけ残す、民俗は捨ててもいいのかという話かもしれませんが、祭りも、民俗を抜けて、その行事だけを残すことは可能です。けれども、そういう寂しい話だけではなくて、何ですかね、「民俗の本質」は紡いでいけないかもしれませんが「歴史」はつないでいけるんですよ。ですから歴史をつなぐ、歴史を受け取って次につないでいくんだという、その思いと責任があれば、それが民俗なのかと言われると難しいですけれども、実際にそういう形で長刀鉾さんや函谷鉾さんはつないでいっている。人口ゼロでもできると。過疎地やから祭りができなくなったというのは、それは理由のひとつでしかなくて、過疎地でも、人口ゼロになっても、祭りは続けたいという思いがあれば、工夫をすれば続けていけるのではないか、というのが私の実感です。

久保田：ありがとうございます。では、山田さんからお願いします。

山田：外部の人という面でいうと、そもそも「こういうことなんだけれど、これをどうにかしたい」という依頼があって、われわれは初めて動き出す形です。動き出したからには徹底して、まずヒアリング、現地がどういうことを思っていて、何がよくて何が駄目なのかということをもっと理解しない限りは、あまり扱ってはいけないものだなとは感じています。

何より、われわれが組織として目指していることというのが、見る側のレベルを上げるということ

が大事だといつも思っています。1回限りで終わってしまうとか関係が途切れてしまうということも、見る側の理解が深まっていなかったり、見る側の意識だったり知識だったり、関係がどうしても薄いから途切れてしまうと思うのです。だけど、もう少し見る側のレベルが上がってくれば、関わり方や関係というのは継続できるかもしれないし、改善できるかもしれない。もしかしたらそういう人が増えていくことで、受け入れ側も「そういうことだったら、そういう人たちだったいいよ」ということで、もしかしたら扉が開かれるかもしれません。そういった本物の芸能を正しく伝える方たちには、分からない人たちに魅力を伝えたり、知識を上げてもらうかという、コーディネーターの存在が今後は必要になってくるのではないかと思っています。答えになっているかは分かりませんが、まず見る側の人のレベルといいますか、層を上げていく、増やしていく、深めていくということが大事なのではないかなと思っています。時間がかかることかもしれませんが、いまどんどん活動しなければなくなってしまうところはたくさんあると思います。後でやっておけばよかったというふうにならないためには、いまからできることをやったほうがいいのかと感じています。

久保田:ありがとうございます。先ほど村上さんのコメントの中にもありましたが、伝承に深く関わっていける人をつくる、コーディネーター的なもの、あるいは行政の方がそれをやるのか民間の方がやるのかということも含めて、そのあたりが活用を考える上で非常に重要だなということが見えてきたかと思っています。

5. 無形民俗文化財の活用と継承

久保田:では、これまでの問題も含めまして、最後に残りの時間で3つの質問です。まとめてはいけないような問題ですが、非常に答えづらい問題だと思いますので、あえて3つ並べてお聞きします。

ひとつ目は、長く書いていただいているのですが一部抜粋しますと、「単なる使用にとどまるものではなく、転用でも誤用でも悪用でもない文化財の活用というのは、一体何なんでしょうか」と。「そんな使い方をするために保護に努めてきたわけではないはずなのに、それをどういうふうに考えていったらいいのだろうか」という問題提起です。それにもつながる問題ではありますが、言い方が違う問題として、「町の誇れる伝統として、町の誇りを取り戻すことにつながるような民俗文化財の事例がないものか。そういうふうに使えたらいいのではないか」というお話です。

それからもうひとつ、これも違うといえままったく違う方向性の問題なのですが、「消えた集落の民俗芸能」、芸能に限らず、民俗文化財と考えていいと思いますが、「消えた集落の民俗芸能の継承は、果たして可能でしょうか」ということで、かなりどれも難しいご質問ですが、これらについて残りの時間でどなたかいかがでしょうか。お願いします。

村上:1番目のご質問は、単なる使用や誤用ではない文化財の活用とは何か、それは意味があるのかということですね。それはまさに皆さんで考えようとしていることです。ただ、現実として、文化財保護法というのは改正された。そして、祇園祭のような特殊なものは別ですが、多くの無形の民俗文化財は放っておくとほとんどがたぶん消滅する。では、何をどう保護するのかということ。ひとは、文化財サイドの方は皆さん考えられたことがあると思いますが、型の保存です。例えばひとつの踊りがあるとしたら、この所作だけは大事だから、あとは適当にやってもこれだけは守ってくれというようなことを常に言い続ける。果たしてそれでいいのか。

ずっと民俗芸能やお祭りをやっている人は、当然その思いもどんどん変わっていきますので、なぜやっているのかということも変わっていきます。そこを汲まざるを得ないというか、本来は汲み取っ

ていくべきだったのを、これまでは文化財の制度上のこともあって、担当者は分かっているながら見てみぬふりをしていたところは、僕自身を振り返ってもあるのです。ある種、研究としてはやっていたけれども、あまり寄り添っていないとか、研究対象として突き放して見ていたようなところがあるので。そこはやらざるを得ないです。もし残すとか、なにがしか継承していこうとするのであれば、いわゆる民俗芸能なら芸能、あるいは祭礼なら祭礼に関する価値を、いわゆる学問的な価値以外に、資源としてどう見るかということを実際に考えて、それを計画の中で述べていく。それに対してお金を取っていくということ、それをやる以外はないのではないかと思います。

それから2番目の質問、町の誇れる文化財として伝える、それはたくさんあるんですね。例えば指定文化財になったものは、それこそ日本遺産など、たぶんあちこちでたくさん使っておられると思うので、これはご質問の意味がもうひとつ分からないのですが、皆さん誇りに思っておられるのではないですかね。

久保田：誇りを失っているような状況の地域でも、そういったものを活用することで誇りを取り戻せないかという質問だとは思いますが。これは誤読かもしれませんが、人口も減って行って、その地域に対する思いみたいなものが、いまはどんどん減っているような状況にあるのではないかということかなと思うのですが。

村上：そうですね。少し考えさせてください。それから、「消えた集落の民俗芸能をどうするか」というご質問ですか。すみません。うまく答えられませんが、私の経験をひとつお話しします。エルサルバドルという国に内戦終結後の1999年に行った時のことです。それまで国勢調査では先住民人口はゼロだったのですが、内戦終結後、だんだん増えていくんです。10%や20%になるんです。そして隣のマヤ人が数多く暮らすグアテマラからマヤの神官を呼んできて、儀礼の復活をされるんです。それは例としてはよくないかもしれませんが、消えた集落の民俗芸能、それをもし残そうという意図が何かしかの要因で発生すれば、たぶん復興されると思います。

例えば津波でなくなったとか、例はいろいろあると思うのですが、それを単になくなってしまったから行政が復興するというのではなくて、何かしかの社会的な要請というのはエルサルバドルでもあったのです。そういったことがあれば、自然にそういうふうに進んでいくと。そこを我々がどのようにサポートするかということではないでしょうか。

久保田：ありがとうございます。消えたということであると、南信州や、それから角先生のおられる北海道も、無形民俗文化財も消えていくけど、集落自体が消えていくということがあると思います。そのあたりはいかがでしょう。誇りの問題等も含めて、もしありましたらお願いします。

村松：いまできることをやっていくしかないのだと思います。短期的な視点と、長期的な視点の両方を持つ必要があります。長期的に考えれば100年、200年すれば、変容するのは当たり前の話で、大変だから簡略化するかとか、そういったことも起きてくると思います。ただ、継承していくということであれば、いまできる範囲でできることをやっていくというのがまずひとつ、答えになるかなと思います。活用というのは地域ごとに答えを出すことになると思いますが、難しいのであれば、もう活用なんていうことは考えないで、それ自体に価値があるのだと思って、自信を持ってやっていただければいいと思います。こういうことを話していると往々にして難しくなってくるので、とにかく魅力を伝えていくということがひとつ、大事だと思います。

私たち南信州でやっていることも、民俗芸能というものをもう一度、地域の大切な文化として見直して、捉え直して、そして地域づくりの中核に据え直していく取り組みになります。生活だとか、そ

れから歴史とか、そういったものの中で育まれてきたものが民俗芸能だと思うのですが、それをまた、われわれが民俗芸能の側から教えてもらうと言うんですかね。こんな素晴らしいものがあるのだというのを、民俗芸能からまた教えてもらって、それをまた自分たちの誇りにしていくと、そういう活動になればいいと思っています。

それから、消えた民俗芸能の継承が可能かという問題です。当地域には獅子舞の文化があり、屋台獅子が有名なのですが、ものすごくでかい獅子です。高森町の「大島山の獅子舞」はその原型と言われています。これは滋賀県の比叡山から開祖である観音僧都という方が伝えたものと言われています。

獅子舞の前には、かつては「陵王の舞」が行われていたそうです。長らく途絶えていましたが、平成24年の開創900年を記念して240年ぶりに「陵王の舞」を創作して復活させたのです。そのリーダーになったのは、小さい頃からそこでお祭りに出て獅子舞をやっていた若者です。いまはもう30代になっていますが、当時はまだ20代だったと思います。そういった例もあります。何年も絶えていて、記録もなかったけれども、日本各地の「陵王の舞」を参考にして、恐らくこういった形だったのではないかというふうに再現したのだそうです。大きな歴史のなかで見たら、あるとき優れた継承者が現れて、途絶えていたものを復活させる。記録や痕跡が残っていれば、そういったことも可能かもしれないですよ。ひとつの事例としてご紹介させていただきたいと思います。

ちなみに今年、大島山の獅子舞保存会の皆さんは、そのルーツをたどるということで、滋賀の大津の日吉大社で奉納公演をされたそうです。これは最近のニュースなので、検索してもらえば出てくると思います。非常に大きいことをしたということで、皆さん喜んでいらっしゃいました。子どもの皆さんも連れていったそうです。そうやって体験をさせるということ、次の世代の子どもたちに歴史を見せるということも非常に大事になってくるのではないかと思います。

久保田：角さん、いかがでしょうか。

角：私は一応研究者という立場なので、本当はどっぷり民俗芸能に漬かりたいところなのですが、実際はちょっと離れたところから無責任なことを自分でも言っているとよく思うのですが、転用でも誤用でも悪用でもない活用というのはなかなか難しいので、さっき村松さんもおっしゃったのですが、あるだけで活用としてもいいのではないかとも思います。活用を考えることだけでも大丈夫だし、私たちは研究材料として活用させていただいているので、それだけでもよいのではないかと思います。実際に携わる方が、これも活用なんだと、いろいろと読み替えてこじつけていただければ、それでいいのではないのでしょうか。これが活用なんですと言い張るといのもひとつ、必要なのかなと思います。

それから町の誇れる伝統の話で思い出したのですが、九州の鹿児島では薩摩琵琶の元になる薩摩盲僧琵琶、妙音十二楽というものをずっとやっていました。それは盲僧の方、目の見えない方ばかりがやっていたのですが、だんだん盲僧さんもいなくなり、もう継承は駄目だと思ったときに、中央に呼ばれて公演をやったと。そうすると、実は自分たちがやっていたのはすごく価値があるものなんだと言って、一回、消えかけたのが、自信を持ってまたやり始めたということがありました。けれども、さすがに継承者がいなくなってしまい、誇りだけではつなげられなくなってしまったので、今年、ちょうどこの10月で終わってしまったという事例があります。

ですから、このいまの時代のものすごい変化を考えれば、それを伝えていくことのほうが実は奇跡に近いのだらうと思います。ある意味、変化は仕方がないというか、変化があつてこそその民俗ではないかなとも思います。また、人に認めてもらえると、結構誇りというのは取り戻せるのだなと思いますので、どこかで公開する機会をたくさん作ったほうがよいのかなと。それは行政でも研究者でも、

できるかなと考えます。

それから、村上先生が消えた集落の民俗芸能で中南米の話をしていましたが、それも本当に消滅した状況にもよると思います。惜しまれながら消滅したのに対しては、後の人が頑張ってもう一回、復活させるということもあるでしょうし、もう本当にやりたくなくてやめたのであれば、もう二度と見たくないというのが、もしかするとあるかもしれない。これは必要とあればみんなで頑張って、それこそ前とは形が違ってもいいかもしれませんが、さきほど歴史がつながるというお話があったように、そういう思いをつなげていくというところでの継承はできるのではないかと思います。

どれが正解だというのは本当になんかと思うので、関わる立場の人たちが、自分たちはこれが正解だと思ってやっていると自信をもって、つなげていったり、活用していただければなと思いました。

久保田：ありがとうございます。ほかの方々にももっとお聞きしたかったのですが、時間があるようでなくなりましたので、まとめさせていただきたいと思います。今回、最初に話があったように、ここでのテーマは無形文化遺産、あるいは無形民俗文化財ということでやっています。非常にジャンルが広くて、祭礼・芸能と、工芸的なもの、技術的なものとはまったく性格が異なります。それぞれに方法論を考えなくてはいけないという部分は大きかったかと思います。そのあたりはうまく整理できず、申し訳ありませんでした。

ただ、今回出た話として、伝承者がどう考えていくのか。最終的には伝承者の自主性だと思うのですが、そこでもし、もっとこれをやっていきたいんだというアピールがあったときに外からサポートができる。そういう関係の人、これは行政でもいいと思いますし、あるいは博物館や、山田さんのような外部でやっている方でもいいと思います。そういう方々がつながっていき、そういうつながりを作っていくのはいいと思います。それから伝承者組織の中でもネットワークを作っていくという工夫が、各地で行われている。先ほど発表の中でもありましたが、「広げる」とか「掘り下げる」といった行為がなされて、こうした結果から、活用というものが考えられていくのではないかと。なかには外圧としての活用、こういうことをやれという話もあると思うのです。でも、いま言ったような関係を外部のサポートできる人がしっかり結び付けて築いていけば、そうした外圧となるようなものを跳ね返すこともできるかと思っています。

それは伝承者・伝承地との関係性だと思うのですが、一方では、東京で盆踊り居酒屋をやっておられるように、民俗文化の底上げをする。いまはそういった文化自体がどんどん忘れられていっているので、直接、自分たちがやっているものではないけれども、地方にはこういったいいものがあるのだということが分かるような、そうした底上げも併せて必要になる。これは誰かに任せていいというものではなくて、やはり分かっている人間がやっていかなくてはいけない部分だと思います。例えば東京や京都は両方持っていると思うのですが、都市部で学生をされている方は、そういったところも見つけていただければと思います。その結果、活用というものが生まれてくるのではないかと。今日、今日の皆さまの発表を聞いていて、あるいはコメントを聞いていて感じました。

この問題はこれで決して終わりではなくて、これから皆さまもいろいろなことをやっていかれるのだと思いますので、ぜひこういった取り組みをやっている、そしてこのような結果になったということをお話していただいて、今後こういった場でも話題としてつなげていければと思っています。そのあたりも含めて、アンケートにもお考えをお書きいただければ、また来年の企画にも反映させたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございます。発表の方々、コメンテーターの方々、ありがと

うございました。それでは、これで閉会させていただきたいと思います。

アンケート集計結果

1. 参加者 総数 172名（一般155名／スタッフ17名）

2. アンケート回収率 105名／回収率：59.9%

3. アンケート集計結果

(1) 回答者内訳 ※複数回答あり

所 属	伝承者	企 業	教育機関	行政機関	博物館	研究者	学 生	その他
(名)	8	5	5	53	21	6	1	4

(2) 満足度

①満足度

	非常に有意義	有意義	有意義ではない
(名)	71	34	0

②満足度の理由（自由回答・主な意見）

- ・他の行政の事例を詳しく聞ける機会はとても貴重だった
- ・それぞれの当事者がどのような思いを持って取り組んできたのかがわかり、勇気をもらった
- ・地元企業との連携など具体的な事例、技術を用いた発信方法など、新しい試みについての報告が多く参考になった
- ・観光だけではなく活用方法について、具体的な事例を知ることができて大変参考になった

(3) テーマに関する課題・提言（自由回答・主な意見）

- ・伝承者人口が少ない場合の外部の受け入れをどこまで許容するかなどが課題
- ・保存、活用の問題は次回以降も取り扱っていただきたい。実践と失敗例の検証も必要
- ・行政の担当者が活用後の無形民俗文化財をどうモニタリングしていくかがとても重要
- ・活用＝観光という視点が増々強くなり、地域が疲弊している例が増えているよう感じる

(4) 無形民俗文化財の保存・活用に関する問題や課題（自由回答・主な意見）

- ・調査・活用のためのノウハウや、人的・予算的・時間的な余裕がない
- ・地域が高齢化し、有形・無形とも民俗文化財の保存、伝承が地域の負担となっている
- ・活用と保存のバランスをどう考えるかが課題

(5) 今後取り上げて欲しいテーマ、要望等（自由回答・主な意見）

- ・今回のテーマを連続的に取り上げて欲しい
- ・小グループにわかれたディスカッション形式
- ・未指定（指定に至らない、意思をもって指定しない等）の文化財とその保護等
- ・学校教育との連携について

4. アンケート抜粋

(1) テーマに関する課題・提言

【無形文化遺産の活用に関する意見】

- ・担い手や地域のための活用という考え方には納得がいった。
- ・「活用」の定義について共通理解が必要と感じた。
- ・そもそも文化財は活用すべきものなのか、あらためて考えてみたい。
- ・活用が持つ意味の幅が広すぎる。地域の保存会にどう当てはめていくかが課題である。
- ・活用は求められるが保存を第一に考えている。両立させるために様々な変化が考えられるが、保存すべき文化財としての価値が果たして何なのか考えてみたい。
- ・活用は保存のため、継承するためのものと考えている。
- ・観光だけではない活用方法について、具体的な事例を知ることができて大変参考になった。活用する前の段階（整理、打合せ、企画など）についての事例も知りたい。
- ・保存と活用の問題は次回以降も取り扱ってほしい。実践と失敗事例の検証も必要である。
- ・活用の主体と伝承の主体との関わりについての、前提となる議論が必要ではないか。当事者性の議論が抜け落ちていた印象だった。
- ・地域のなかで無形民俗文化財をどのように活用していくか。地域にどのように還元していくかが問題であろう。行政の立場から一方的に活用を主張すれば、場合によっては反発を招きかねず、慎重にならなければならない。
- ・「活用」は行政と伝承者の意図が合致しないと難しい。長い目を見た「活用」から「伝承」までつなげていくのは容易ではないだろう。
- ・観光に活用する場合、目的は外側にあり、文化財は使われる立場になる。逆に目的意識が伝承者の側にある場合も「活用」で括っていいのだろうか。外に目的のある活用の場合、活用されているという認識が伝承者側にないと、活用の場が本来の場になっていく心配がある。また、無形民俗文化財は伝承母体と結びついているものだが、活用はパフォーマンスだけで成立し得る。活用が進むにつれ、伝承母体と芸能の溝が深くなるのではないかと危惧している。
- ・活用に向けて動いている時期は力が出るが、その波が過ぎたときにどう繋いでいくかが課題である。
- ・クラウドファンディングと国や自治体の補助との関連には注意しなくてはならない。お金を集めることができれば、その分の補助金がカットされる可能性がある。注目の集まる事例はごく一部で、無形民俗文化財の大半は認知度が低く、金を集めるために知名度をあげる、活用するという考えは短絡的である。そもそも文化財の保存そのものが危機に瀕しており、金銭が継承を担保するとは限らない。
- ・活用が観光振興に進むのか、シビックプライドの醸成や QOL の向上を目指すのか。多様な方向

性が考えられるからこそ、「活用」は難しいと感じた。

- ・現在の社会情勢に沿ったテーマであった。民間の方の話をもっと聞きたかった。
- ・近年、活用と観光を結びつける視点がますます強くなり、地域が疲弊している事例が見られる。今回はそれ以外の活用について考えることができた。
- ・文化財行政からの視点も再確認したかった。今回の協議会は応用に関しては高レベルであったが、基礎を踏まえる時間をとることがかなわなかったのかもしれない。とはいえ、基礎を押さえておかなければ、協議、議論の結果が妙な方向に行きつく危険性もある。

【伝承者・伝承地域に関する課題】

- ・保存や活用の際して、伝承者を中心とする会議がないのが問題である。
- ・保存会のネットワークづくりが課題である。類似性があるのに、団体間で対立していることもある。
- ・伝承者は意外と自分たちのことを知らない。人に認められる、外部に知られることが自分たちのこと知るきっかけになるのではないか。
- ・全国的に少子高齢化が進む中で、自分達でできなくなった場合、外部の力を借りてでも残すべきなのだろうか。
- ・芸能を残さなければならないという保存の重圧の上にさらに活用とは、かなり苦しいのではないか。
- ・伝承者は活動の現状維持で精一杯という状態である。ほかに活用や事業を行うと負担増になりかねず、団体の理解を得るのは難しい。
- ・伝承者の中に、自分たちの苦難が見世物にされているという意識があるのではないか。
- ・高齢化による伝承者不足という課題があり、まず「知ってもらうこと」が重要であるにも関わらず、「宣伝ベタ」ということが一つの問題である。時代に合った宣伝方法を取っていかねばならないことを伝承者や支援者が理解して、次世代に繋ぐことが大事だと考える。
- ・民俗芸能等が地域の健全性の指標になるという考え方も理解できるが、中断している団体が多い場合、活動への意欲を削ぎかねず、少し厳しい見方だと思う。

【行政の役割に関する課題】

- ・伝承者や保存団体に対して行政はどこまで関わっていけばいいのか。文化財について知ってもらい、続けていってもらいたいが、行政からのアクションや提案が、当事者の負担にならないよう仕向けていく事は難しく感じる。
- ・基本的に有形のモノを扱う博物館で、無形民俗文化財について、どのような取り組みができるのか。
- ・一度復活した民俗芸能が再度休止になり、このまま休止にさせておくべきか、行政が積極的に関わっていくべきかで悩んでいる。生活様式と芸能の関係が希薄になると復活は難しいだろう。
- ・行政の立場においては、活用という課題に、望む、望まないに関わらず対応していく必要がある。保存や活用の成功事例だけでなく、失敗事例も出てくると参考になるだろう。
- ・行政では、民俗の担当者が数年で変わってしまうことが多いため、「人」との付き合いが重要であるにも関わらず、継続した取り組みが難しい。地域振興や観光政策でも活用の取り組みを行っているが、その担当者も数年で異動があるため、連携が難しい。
- ・保存においても活用においても、行政主体の取り組みになりがちである。難しいが、伝承者が主体的に関わって活用を進める仕組みが必要である。

- ・保存会や伝承者が行政に気軽に相談できないという話をよく聞く。多数の団体を抱える自治体もあるが、一対一で向かい合わず、上手にコーディネートしていく形式が必要である。提案型の寄り添い方が求められていくのではないか。
- ・ひとつの結論を出すにはとても難しいテーマである。ある方法が成功した自治体があれば、同じ方法でもうまくいかない自治体もあるだろう。
- ・ある祭礼で、観光客が年々増えているにもかかわらず、屋台が減っているという話を聞いた。屋台を出す町は人手不足で疲弊しており、活用と保護のバランスがくずれてきているからだとのこと。観光局と生涯学習や文化財保護の教育局とが別になっていることも要因であろう。
- ・学校に関わる仕事は何でも教員の仕事になっているように、文化遺産の活用についても学芸員にやらせればいい、という流れにはならないようにしたい。

【今回のテーマに関する提言】

- ・活用にあたっては、その目的を明確にすることに尽きるという気がした。目的をはっきりさせなければ、活用の意味がなく、また逆に、目的をはっきりさせれば手法が容易に導かれることもあるだろう。
- ・地域振興の考え方と文化財の考え方の違いをうまく合わせられるようにしたい。交流人口や収益などの数的指標以外の質的な指標も示されるとよい。
- ・伝統を保存するため、舞の形や所作を古い形のまま継承することを心掛けている。そのためには、しっかりとした記録が必要である。
- ・体験教室やワークショップなどの外部に向けた場づくりと、伝承者育成を目的とした内部の修練の場の間には、差異と共通性がある。相互に学ぶべきところについて討議する機会があるとよいのではないか。
- ・極論すれば、無形文化財、無形民俗文化財の変容は、いかなるものでも容認せざるを得ない。文化財制度そのものを問い直すことが必要である。
- ・形がないものの保存と活用に難しさがある反面、東日本大震災の際に無形であるが故に人間の存在によって保存が可能になった事例があったように、地域の「希望」にもなりうる。そうした無形の遺産を有形物（教科書、リーフレットなど）にして市民に還元することは、行政機関や研究者にとり重要な課題だと考える。
- ・大前提として、無形文化遺産を活用したいのは誰なのか、そもそも活用しなくてはいけないのか、ということから考える必要がある。
- ・無形民俗文化財は、常に時代に消費、利用されてきたものであろう。消費に耐えて残ってきたからこそ価値があるという見方もできる。現代的な消費に耐える仕組みの構築が課題である。

【その他】

- ・変容の範囲は個々の事例で違うため、参考となる事例をもっと知りたい。
- ・どうしても祭礼や民俗芸能に偏りがちになってしまうので、そのほかの民俗文化財についても触れる機会があればと思った。
- ・地域と教育との連携が課題である。
- ・宣伝のための映像が、日本の祭りに見えなかった。外国人に向けたものと感じたが、元々の意味

を失って文化財を形だけでつなげていくことにどんな意味があるのだろうか。外国人に紹介するものと祭祀などは相容れないと感じた。

(2) 無形民俗文化財の保存・活用に関する問題や課題

【体制・制度づくりの問題】

- ・博物館の展示で無形文化遺産を扱うことについて、館にノウハウがなく関心が低い。
- ・博物館に民俗担当者が長期間不在だったため、地域の無形文化遺産に関する知識が特定の職員にのみ把握されているところで留まってしまい、展示や報告での公開、地域還元がほとんどできていない。把握している職員にとっては専門外の分野になるので後回しにされている。新人が民俗担当として入ってきても、参照できる形で情報がまとめられていないため業務効率が非常に悪い。
- ・防災や活用について、自治体ごとに温度差がある。理解ある仲間を少しずつ増やすことに取り組んでいければと思う。
- ・伝承者のいない未指定文化財をどうするか。
- ・未指定のものにまで目配りをして地域の人々と対話をしてマッチングする業者を探し、プレゼンをして魅力を高め、クラウドファンディングで資金を求め、インバウンドで参加者を募る。それを長期的に継続して取り組む。果たして、人材不足の自治体でそこまでのことが可能なのだろうか。今日の事例のように、華やかな祭りであれば、地域アイデンティティを確立させ、行政内部の理解も深まり、手当も出るだろうが、実際の現場では難しいだろう。
- ・高齢化により新たな活用に取り組む体力がない。子どもへの普及も行っているが学校、保存会、行政の関係構築が課題である。
- ・選定保存技術で物を作った後の販売ルートが無いことが課題。
- ・活用と保護が別個に動いていることが課題。活用と保存に対する県庁の考え方と国の方針とに齟齬がある。
- ・神楽の保存会の責任者が代替わりした際、責任者の居住地が私の勤務する自治体にあったため、伝承地は別であったにも関わらず、その事務を担当せざるを得なくなった。地域に根ざした無形文化財や無形民俗文化財については、団体の責任者の居住地ではなく、伝承されてきた地域の自治体で事務手続きを所管すべきではないかと考えさせられた。
- ・教員の働き方改革の影響からか、学校教育における継承支援や普及啓発の取り組みが後退している感がある。

【活用に関する課題】

- ・私の勤務地には、国指定無形民俗文化財があるが、宗教行事の一環として行われている。メディアから祭りとして紹介したいという問い合わせがあったが、伝承者の意図を尊重し、祭りでないことを念押しして対応した。
- ・公開事業を行っているが、補助金で必要経費がまかなえず、出演団体の赤字となっている。意義のある出演だとしても、出演団体にとってはノルマとなっている。
- ・集客のみを目的にして姿を変えてしまった事例がある。
- ・日本遺産を契機に色々な人が無形文化遺産に関わりはじめ、本来的でない活用への圧力が強くなっていると感じる。

- ・地域の無形民俗文化財や伝統芸能を一堂に会して公開する事業を進めている。数を重ねるうちに、各保存団体の高齢化に伴って公開事業への「飽き」のようなものが出てきており、今後どのように継続していくかが課題である。
- ・行政側と伝承者側のやりたいこと、伝えたいことの思いがすれ違ってしまうこと。
- ・昭和30年代に研究者が撮影した8ミリフィルムがあり、記録データの保存のためにデジタル化を進めている。公開の方法、どのようにすれば継承団体に活用できるかという問題にぶつかっている。
- ・宗教的な理由で開催を広報に載せられず、周知ができない。
- ・保持団体と行政と第三者との距離感が非常に難しい。保存団体から、どう「活用」したら良いのかとの問い合わせが多く、成功例の紹介ができず、苦慮している。
- ・生活の中から生まれた文化はその地域のものであるので、いたずらに介入しない方が良いと考える。
- ・日本人の中にある信仰などから生まれた伝統を、他国や企業を使ってまで伝承する必要はあるのだろうか。限界があると思う。盆踊りの企画は面白いが、すでに盆踊りではないことに気付いているのだろうか。

【担い手に関する課題】

- ・保存会内で危機感が共有されておらず、気持ちが同じ方向に向かっていない。
- ・活動するための資金の作り方、集め方。脱補助金による持続可能な協議会や保存会の運営。
- ・高齢化によって、有形、無形ともに民俗文化財の保存、伝承が負担となっている。
- ・指定されていることで、簡単にやめることができず、問題となっている。「無形文化遺産のために地域があるわけではない」という言葉を聞き、考えさせられた。
- ・少子高齢化により困っていると決めつけられる。
- ・仕事の減少により住民が少なくなった地域での文化財の継承。
- ・中山間地域で子どもが主体となって行う行事が、少子化によって継承の危機を迎えている。
- ・小規模の祭りを続けることが難しくなっている。子ども主体の祭りのため、少子化の影響を大きく受けている。地元の方々と相談しても、他地域の人を入れる等の提案には難色を示される。
- ・保存会のみでなく、地域全体が疲弊しきっている。そこまで悪化する前に手立てを考えたかったが、発覚した時にはどうしようもなかったということがある。アンケート調査を定期的に行おうとも考えているが、悩ましい。
- ・伝承者人口が少ない場合、外部の受け入れをどこまで許容するか。
- ・後継者不足。芸能における役割が家系で決まっており、外部の人を入れたくないという意思を持っている団体が多い。
- ・神楽殿など、施設の維持のための資金がない。
- ・保存会の分裂による継承の危機。練習は行っているが、公開ができない。練習を行っているメンバーのモチベーションも下がってきている。せめて映像による記録化を提案したが、同意を得られない。
- ・保存会が外へ目を向けること。他の行事の様子に興味を持ってほしい。
- ・祭りの関係人口を増やすことを模索している。祭りを通して地元の方との交流を促すことが、保存活用につながると考えているが、なかなか形にできていない。

- ・世襲制のため、継承が困難となり、消滅した芸能が多々ある。行政の要望で残す事が大切なのか、地元の考えが尊重されるべきなのかが重要である。地域外から力をかりて存続するより、継承者である自分達で最後の幕を引きたいという話を聞いて複雑な気持ちになった。
- ・数年前に途絶えてしまった囃子を復活させたいと思っているが、その一步目をどのようにするか答えが出ない。
- ・地区に伝わる神楽を復活させたいが、子供たちも減少している地区のため、親子教室を開くことも難しい。どうやって復活させるかが課題である。

【予算や調査事業に関する課題】

- ・民俗調査のための人的・予算的な余裕がない。
- ・指定、登録文化財だけでなく、未指定のものまで把握することが求められているが、時間と人員、予算が足りない。調査などに従事してくれる学生が少なくなっているように感じる。行政で調査を実施できるようになっても、なかなか人手が集まらなくて困っている。
- ・団体の数が多いので、求められている伝承の保存・活用が思うようにできない。
- ・文化庁の研修に参加した際に、担当者から補助はカンフル的な役割であって、恒常的なものではないと聞いた。補助金とは性質が異なるが、体験教室や公演などにどれくらい行政の担当が入っていけばいいのか、いつも悩む。各団体の情報発信力や魅力を伝える力の向上が課題と考えている。
- ・補助金がなければ成立しない無形民俗文化財はどのみち消滅するのだろうか。金が欲しいという団体は多いため、使い途を精査して補助を出すことがある。

【無形民俗文化財の変容に関する課題】

- ・必ず決まった日に行う祭りが人員的理由で不可能なとき、月をずらす行為はタブーであるのか、許容できる行為なのか。
- ・体験生・研修生等の取り組みを実施して、技術を存続させようと努めてきた。外から人が入ってきた分、技術が正確に伝わっていないという問題もある。
- ・変容を恐れる理由の一つに、情報の記録不足と発信不足があると考え。ワークショップや体験のようなイベント用に、普段と異なる演じ方をしたとしても、情報や記録があれば元に戻せる。そのための手助けを外部からできる仕組みがあると良い。
- ・元々の芸態をそのままに伝承したいと考える方々も多い。変容と真正性についてどう考えるか、なかなか自分の意見を固められない。また、具体的な資金を持つてくる方法、目的を達するための方法が見つけられない。

【道具や技術の継承に関する課題】

- ・行事に使う材料の調達が難しくなっている。例えば、稲作をやめたことでわらを自前で調達できなくなり、近隣地域の農家から購入することになったが、その農家もやめるとのことで、保存団体から相談を受けている。文化財行政機関として、どう支援できるか悩ましい。
- ・芸能で言えば所作、工芸で言えば作り方や技法など、主たる保存の対象があるが、それを取り巻く周辺のことはどうなるのだろうか。例えば芸能で使われる衣装や小道具などを作る人とその技術。工芸において使われる特殊な道具を作る職人の存在。そうしたことを含めての保存・活用な

のではないだろうか。

- ・指定文化財の周辺に存在する小規模な無形文化遺産、なりわい、営みの囲い込みと担い手の意識づけ。

【その他】

- ・保存のための技術の必要性を、伝承者から声に出してほしい。そうでないと開発が止まってしまう。伝承者には危機感がないのだろうか。
- ・インターネットでの広報が不十分と感じているので、この方面を拡充したい。
- ・常に休止、廃絶の危機と背中あわせである。また、比較的に都市化した地域であるので騒音問題で何度も警察を呼ばれる等、問題山積である。行政として場当たりの対応で終わってしまっており、長期的な展望を持たなくてはならないと感じている。

(3) 今後取り上げてほしいテーマ・要望等

【テーマ】

- ・民俗文化財の継承と地域の力について。
- ・都市部における民俗文化財の継承について。
- ・伝承の主体について。伝承の主体となる人々との理想的な関係について。
- ・無形文化遺産に関わる様々なコミュニティの果たすべき役割。
- ・保存会と産業界、学界の連携について。
- ・無形民俗文化財の保存、継承、活用のため、保存団体、行政、地域住民、企業等がどう連絡、調整して実施しているのか、より具体的に伺える機会があればと思う。
- ・保存会との関わり方について。金銭面の援助などの支援のレベルにとどまるのか、具体的な指図をしても許容されるのかなど、具体的事例を通して考えたい。
- ・他の地域の芸能や、他の種類の芸能との交流。
- ・後継者不足で悩んでいる団体は多い。子どもたちを取り込むための事業や仕組みづくり、事例の紹介などを聞いてみたい。
- ・伝承者に子どもを増やす方法について聞かれることが多いため、教育と無形民俗文化財について取り上げてほしい。
- ・担い手の若手にあたる人々の意見を総合的に聞く企画があるとよい。
- ・過疎地の継承者の本音について。何が何でも残したい、他の地域の力を借りたい、静かに幕を引きたいなど。
- ・無形文化遺産と性的少数者の関わり。
- ・性差による継承困難や今後の展望、価値観について。
- ・ジェンダーと多様性について。祭礼や芸能では、性別による禁忌が設けられていることがある。制限を緩和するなど各地で様々な動きがあるが、担い手が減るなかで祭りの変容がどこまで許されるのかを考えてみたい。
- ・埋もれている地域の文化財の効果的なプロモーション方法。
- ・魅力を伝えるための広報活動について。
- ・民俗芸能の二次的利用、見せ方について。

- ・無形文化遺産、民俗文化財の幸福な終わり方。
- ・アニメ聖地など、若者に向けた取り組みについて。
- ・活用イコール観光だけではなく、地域のための活用とは何かを考える機会があるとよい。
- ・どこからが変容になるのかを掘り下げてほしい。
- ・地域外から人が入って継承している民俗芸能について。
- ・復活した無形文化遺産について。復活したとはだれが何を根拠に判断するのか。
- ・できるだけ多くの地域における取り組みが伺えるようなテーマ。
- ・保存会の予算確保について。
- ・今回のような活用事例が他にもあれば、知りたい。
- ・なぜ残さなくてはならないのか、活用の先に何かがあるのか、活用する必要があるのか、などの逆説的なテーマのほうが、行政から保持団体に伝えやすい。
- ・保存に関わる行政機関の役割について。
- ・広域連合による様々な取り組みと、その可能性について。
- ・文化財保存活用地域計画における無形民俗文化財の扱いについて具体的事例を知りたい。
- ・学校教育との連携について取り上げてほしい。指導要領の改訂等で学校教育と社会教育の連携が求められているが、状況が一向に好転しない。
- ・資料としての記録を超えた映像作品化について。4K等の技術を生かした映像記録の可能性について。
- ・映像制作の基準、調査報告書のあり方について。
- ・悉皆調査の方法とあり方について。
- ・活用と保存、防災の問題は定期的に取り上げてほしい。
- ・全体として芸能関係の発表が多かった。それ以外の分野についての事例も取り上げてほしい。
- ・芸能や祭礼において、人と人の潤滑油としての役割を果たしてきた酒、および、スポンサーであった酒蔵について。
- ・古民家等の有形文化財の保存と活用について。
- ・個別の芸能や民俗技術について。

【要望】

- ・よい内容だっただけに、地方の人も参加しやすいようにしてほしい。
- ・小グループでのディスカッション型の集会を開催してほしい。
- ・サテライト会場で参加したが、文化財研究所職員の出入りが多かったり、置かれたものを散乱するなど落ち着きを欠いていた。時間中は静かにしてほしい。
- ・会場がとにかく寒かった。

■ 参考資料 2

参加者一覧 (50音順・敬称略)

相磯 浩	熱海市教育委員会	岡部 達也	株式会社 宮本卯之助商店
相原 彩子	北上市立鬼の館	岡本 千秋	長浜市市民協働部
相原 知香	練馬区地域文化部	岡本 夏実	行田市郷土博物館
秋葉 千枝子	木積箕づくり保存会	小倉 洋子	木積箕づくり保存会
阿部 武司	東北文化財映像研究所	落合 彩夏	静岡市観光交流文化局
阿部 信幸	神奈川県教育委員会	小山田 智寛	東京文化財研究所
新井 司	甘楽町教育委員会	垣澤 勉	相模里神楽垣澤社中／神奈川県民俗芸能保存協会
荒木 真歩	神戸大学大学院	河西 裕	
飯島 満	東京文化財研究所	葛山 拓也	四日市市教育委員会
飯田 康志	池田町教育委員会	加藤 愛子	(株) オマツリジャパン
池田 篤子	木積箕づくり保存会	加藤 隆行	北海道教育庁
石川 治子	静岡市観光交流文化局	加藤 寛子	台東区教育委員会
石川 博文	北上みちのく芸能まつり実行委員会	加藤 元信	文京区文京ふるさと歴史館
石田 千恵子	川越市教育委員会	香取 文雄	木積箕づくり保存会
石村 智	東京文化財研究所	金杉 光恵	木積箕づくり保存会
磯部 隆之	瑞穂町郷土資料館 けやき館	金子 房雄	清瀬市郷土博物館
板橋 春夫	日本工業大学	加納 裕之	まんのう町教育委員会
伊藤 京子	軽井沢町追分宿郷土館	神山 正明	奥多摩町教育委員会
伊藤 暁	秩父市教育委員会	唐澤 壮淳	池田町教育委員会
伊藤 純	川村学園女子大学	狩野 萌	東京文化財研究所
稲村 行真		川邊 絢一郎	白河市建設部文化財課
井野 千春	群馬県教育委員会	菊田 祥子	東京文化財研究所
井上 知花	大阪府教育庁	菊池 健策	東京文化財研究所
井上 真弓	相模人形芝居 長谷座	菊池 理予	東京文化財研究所
伊橋 集躬	木積箕づくり保存会	岸本 圭	福岡県教育委員会
今石 みぎわ	東京文化財研究所	城所 恵子	日本民俗音楽学会
今中 崇文	京都市文化市民局	金 昭賢	東京文化財研究所
岩坂 七雄	奈良市教育委員会	木本 和男	(一社) 全国農協観光協会
上田 真紀	八王子市教育委員会	国井 秀紀	木積箕づくり保存会
上田 喜江	安堵町歴史民俗資料館	久保 竜太	
鶴飼 均	亀岡市教育委員会	久保田 裕道	東京文化財研究所
牛村 仁美	東京文化財研究所	久米 美弥子	新宿区文化観光産業部
内田 勇樹	鹿嶋市教育委員会	栗木 崇	熱海市教育委員会
内田 幸彦	埼玉県教育局	黒崎 浩行	國學院大學
漆畑 真紀子	立川市歴史民俗資料館	小岩 秀太郎	(公社) 全日本郷土芸能協会／縦糸横糸合同会社
江波戸 良子	木積箕づくり保存会	行木 光一	木積箕づくり保存会
遠藤 健悟	東北歴史博物館	向後 喜紀	八千代市教育委員会
大内 桃子	国際交流基金 文化事業部	河野 彩里	板橋区郷土資料館
大河原 務	袖ヶ浦市教育委員会	肥沼 隆弘	小鹿野町教育委員会
大島 建彦		後藤 美穂	北上市教育委員会
大竹 弘高	鎌ヶ谷市教育委員会	後野 真弥	鎌ヶ谷市教育委員会
大山 孝正	福島県文化財センター 白河館	小林 裕美	千葉県立中央博物館
岡崎 光司	船橋市教育委員会	金春 政和	一般財団法人 日本盆踊り協会

齊川 昭二	板橋区郷土資料館	戸田 剛	浜松市役所
齊藤 孝正	東京文化財研究所	鳥本 浩平	岐阜市教育委員会
佐伯 匡芳	広島県教育委員会	内藤 丈晴	(一社) 全国農協観光協会
坂本 要	筑波学院大学	中川 源洋	株式会社 ニコン
佐久間 秀勝	木積箕づくり保存会	中島 誠二	(株) シマワークス
櫻井 弘人	飯田市美術博物館	中村 規	
佐々木 繁子	請戸芸能保存会	西岡 陽子	大阪芸術大学
笹生 昭	(公社) 全日本郷土芸能協会	西河 千尋	厚木市教育委員会
佐藤 優一	木積箕づくり保存会	沼田 愛	仙台市教育委員会
佐野 真規	東京文化財研究所	野口 知佐	深谷市役所
佐山 淳史	千葉県立中央博物館	野尻 かおる	荒川区立荒川ふるさと文化館
澤田 澄子	(公社) 企業メセナ協議会	野々村 めぐみ	あきる野市教育委員会
椎名 喜代子	木積箕づくり保存会	萩原 麗子	伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィス
篠原 正	木積箕づくり保存会	萩谷 良太	土浦市教育委員会
四戸 菜穂	板橋区郷土資料館	箱崎 英里子	鎌倉市教育委員会
島崎 依子	船橋市郷土資料館	長谷川 奨悟	佛光大学宗教文化ミュージアム
清水 博之	茨城キリスト教大学	波田 尚大	武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館
鈴木 光治	木積箕づくり保存会	林 朝子	木積箕づくり保存会
角 美弥子	北海道教育大学	林 圭史	茨城県立歴史館
関根 訪	桶川市歴史民俗資料館	葉山 修次	相模人形芝居 林座
仙田 力	世田谷区教育委員会	原島 知子	鳥取県地域づくり推進部
曾村 みずき	東京文化財研究所	引地 幸市	株式会社メディアム
田井 誠	共同通信社 地域報道部	樋口 潤一	福井県安全環境部
高木 きぬ	木積箕づくり保存会	飛田和 正吉	木積箕づくり保存会
高取 邦仁	羽生市教育委員会	俵木 悟	成城大学
高橋 淳子	さいたま市教育委員会	平井 衛	(株) ミディアム
高橋 博	古河神楽保存会	福井 幸子	木積箕づくり保存会
高橋 深雪	柏崎市立博物館	福持 昌之	京都市文化市民局
高橋 美和子	長谷ささら踊り盆唄保存会	藤 英樹	東京新聞 首都圏編集部
高久 舞	神奈川県教育委員会	藤井 祐子	世田谷区教育委員会
高宮 なつ美	大分県教育庁文化課	藤枝 智紀	高山市教育委員会
武田 剛朗	大網白里市教育委員会	藤森 寛志	和歌山県教育庁
館野 太朗	東京文化財研究所	二神 葉子	東京文化財研究所
田仲 桂	いわき市文化財保護審議会	舟山 直治	北海道博物館
田中 英機	くらしき作陽大学	古川 実	板橋区教育委員会
田中 雄介	兵庫県教育委員会	古川 百香	清瀬市郷土博物館
田中 葉子	北区飛鳥山博物館	星野 紘	
田邊 純夫	前鳥神社囃子太鼓保存会	前田 雅之	袖ヶ浦市郷土博物館
千葉 友絵	三鷹市スポーツと文化部	前原 恵美	東京文化財研究所
辻本 芳孝	読売新聞東京本社 編集局文化部	牧野 哲	浜松市役所
ディララ・ディリシャティ	東京文化財研究所	牧野 由佳	総合研究大学院大学
寺内 健太郎	野田市郷土博物館	松浦 瑛士	世田谷区立郷土資料館
戸口 拓哉	新座市教育委員会	松尾 悠亮	昭和村からむし工芸博物館

松岡 薫	東京文化財研究所
山崎 和巳	多摩市教育委員会
松崎 睦彦	東村山市ふるさと歴史館
松田 明彦	八王子市教育委員会
丸尾 依子	山梨県立博物館
三井田 章吾	朝霞市教育委員会
三谷 若奈	高知県教育委員会
道澤 明	横芝光町教育委員会
宮嶋 尚子	文化遺産の世界
宮田 妙子	栃木県立博物館
宮原 浩	江差町教育委員会
宮前 功	東京都教育庁
宮本 瑞夫	一般財団法人 宮本記念財団
向田 明弘	京都府教育庁
村上 忠喜	京都産業大学
村松 弘崇	長野県南信州地域振興局
茂木 栄	
望月 暁	皆野町教育委員会
森 幸彦	大熊町教育委員会
森下 春夫	(公社) 全日本郷土芸能協会
盛永 未来	山形県郷土館「文翔館」
森本 仙介	奈良県地域振興部
八木 良憲	共同通信社 編集局文化部
矢島 友幸	一般社団法人 日本盆踊り協会
安原 歩美	静岡県文化・観光部
矢田 直樹	滋賀県教育委員会
山川 志典	静岡県富士山世界遺産センター
山口 隆太郎	北区飛鳥山博物館
山崎 一矢	芝山町教育委員会
山下 祐樹	熊谷市江南文化財センター
山田 雅也	縦糸横糸合同会社
山田 あづさ	軽井沢町歴史民俗資料館
山梨 絵美子	東京文化財研究所
山本 伸子	千葉県教育庁
ヤンセ・ヘルガ	東京文化財研究所
吉井 秀一郎	鹿児島県歴史資料センター 黎明館
吉田 政博	板橋区教育委員会
吉原 睦	倉敷市教育委員会
吉村 亜紀	木積箕づくり保存会
和光 利香	(株) オマツリジャパン
渡瀬 綾乃	東京文化財研究所
渡辺 靖	鹿沼市教育委員会

第14回 無形民俗文化財研究協議会報告書

Report of the 14th Conference on the Study of Intangible Folk Cultural Properties

無形文化遺産の新たな活用を求めて

Towards the New Utilization of Intangible Cultural Heritages

令和2年（2020）3月

Issued in March, 2020

編集・発行

独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 無形文化遺産部

〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43 TEL 03-3823-4925

Edited by the Department of Intangible Cultural Heritage,

Tokyo National Research Institute for Cultural Properties

Independent Administrative Institution National Institutes for Cultural Heritage

13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo 110-8713 JAPAN